俳諧歳時記 上

1 4
3157
24(1)

圄白。威而𠂤說彤𢿱𢦏說
君剛。亏寀仙莫翁𠂤嶧寀
𡕒倉卉扈丈夫豈典恥𠂤
㬎耶。取而𠂤。說彤𢿱而𠂤
說兮。取𢦏說彤𢿱𢦏說兮。
十有君。今彤𠃌戚𠂤意芒。
罕。而袴𠂤暇。亏嵒閱𤇾學
百家𠂤書。秒品𡕒佛諧咒
助𠂤司寄亏纂曰君彤。僭
𢿱案上𠂤備考㬎。𡕒亏尝。
圜亭馱學𠀤𡕒笔彤。舍𡕒
兌剛彤補𡕒典疋屈。逋戚

14
3157
24
(1)

仝書了矣。然了𤇾。非鵞博
达爻函傭芒。祝窓弛仞學
爻傭丕。襃爻剛。鵞厤上醫
爭爻刜意昊兮。妓弟肖。詈
亏馱学爻庠尨了剛。爽贅
亏芒芒。乞卹觴鵞覆醤爻
翰了与云龠。

亨恕幸非風奚匝

風囝莽

嘗てる流の末ぶらひおく。
茅のもいやら生りゆく。
なるれ世のつひなえど。
人乃をぞるる弟よりまま
でこもむ市とびたまれあ
らぐ。ぱのうち姉手世ちる
ハも。こ十ひ市ぐ堂てと。
中ろるすそ連弦てまれ多く
いぐきまる。ゑ茅茅ふの尼ゐ依
保河のうちまはぐ伯とうて

めしど。建保兼久のもちまぐも。伊と
宮ゝ仁る武ぐよなゝ。只をうみ姫を
つたゝ仁ゝ仁ゝをみ久る。後宮ゝ
のゝ宮ぐ清代ゝ。ゝめ頃る相
のゝゝゝ仁が武定ひゝゝゝ
仁ゝゝぐゝゝ仁ゝゝゝゝ
ゝる諏訪の連ゝとゝゝ
ゝ仁ゝ連ゝゝゝぐ祖ゝゝゝ
ゝ東ゝ仁ゝゝぐ仁ゝ。
牛ゝつゝゝゝゝゝゝ

なんゝのゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ仁ゝゝぐゝ仁ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
人のゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
とゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

東園舎
羅文

[illegible]
けるとの事よ。仮のつるよりもこゝよ云
のまふあれバ。まゝえやうふこのいるゝ
みるゝみ一表の書とたの故いろ称こ
ゝを。のゝゝ新よ和ゝ義ゝそよ去
ゝゝゝのゝ見ゝゝを補。俳諧雪まの
詞を注しゝよせんと中ゝ比ゝ比ゝ
拾ゝるゝしゝも。天ゝつゝゝゝ月る水
いゝゝてゝのゝゝを礼果ゝゝなゝ系
ゝゝゝゝゝゆゝゝなゝ方ゝゝぬゝ扨を

いゝゝゝ乃世ゝるゝ見ゝゝゝゝゝゝゝなゝま
人のゝゝゝゝゝゝゝゝゝ風月ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝて古
書ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝあ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

などやうに拾ひたるもの深く
こゝろ愛でるものよりそはとまれかくまと。
うひまなび人の為ふかきこゝろざしは
志ざすに私なる人のこゝろまもさい
ゝるをもひろく扱あるべきぞ。素
のゝかぎりのうつゝそぶまひ
なりけり。
享和改元孟春吉日

著作堂

田宮氏藏書印
著作堂

俳諧歳時記目録

春之巻

歳端　俳諧の字義　連歌権輿の論　倍談平話の辨

註正月の詞 初張　兼三春詞 廿三張

註二月の詞 廿六、　註三月の詞 四十三、

註四月の詞 五十九、　兼三夏詞 八十一、

註五月の詞 八十四、　註六月の詞 百五、

秋之巻

註七月の詞 百三十三、　兼三秋詞 百五十八、

註八月の詞 百六十九、　註九月の詞 百八十八、

註十月の詞 二百十張　兼三冬詞 二百九、
註十月の詞 二百三、　註十月の詞 二百三十八、

雜之巻

一巻の式 二百四十四、　句數句去 二百四十五、
他季の正花 二百五十、　非季の詞 二百五十一、
戀の詞 二百五十二、　切字略說 二百五十六、
題詠略解 二百五十八、　附合の論 二百五十九、
點取の論 二百六十一、　画賛の辯 二百六十一、
俳諧歳時記目録 畢

附くはく

○世ゝ俳諧初奇の書もくさぐさらざといへども、多くは註釋全くもて、初學の人附ゝ臨そもぐふとあり、今あらためこれを細詳ゝ、初學摩上の侯ゝとも、

○新式通信志、增山の井ゝ載せるところの神祭佛會ゝ京師のことのそ、ゝ、ゝ考ゝ江戸のるに及ぶ、撰者多くは京師の人のゝよりゝ出ゝるゝ考ゝ、此書江戸神社の祭祀佛閣の法會も粗闡えゝるあゝ多くゝ載之、

○連句ゝ俳川百首以來とせば、俳諧ゝ二十年來をいとせゝをゝ近世のゝゝいでもゝゝゝ用ゝべきものゝこれを載つ、

○雅信の歳事草木禽獸の異名も、況ともぐきもあれゝこれを載せ、且年月時候の異名も、如而を考へてこれを出せり、ゝゝ事小俗ゝあゝせんゝ為ゝ、

○式書節用抄と名づくゝ、初學の人席ゝ臨ゝ歌を好ゝ類の意を解せ、まゝ、まゝふとなるに及ゝ一ゝびこの書をひらきゝゝとき、同ゝゝそのことを考ゝ、正誤筆者の字を探るゝ如ゝ為ゝ、故に節用を以一巻の要とせ、故ありゝ後ゝ歳時記と改

豊端三論

誹諧の字義

李吟老人の埋木集ハ誹諧の字義を洋〻と史記の滑稽伝を引とり初学の人ハ俳諧の義理を考らんハ史記の滑稽伝ハよりて可く連句の俳諧を説んハ史記の説ハ見ひがゝ地なり その家 末ハ誤 同書埋木ハ誹非の音ハ[illegible]ハ誹諧と書り不審〻とあり。是より〻〻ハ[illegible]の歴〻〻この誹の字に迷惑して種〻の説をかゝけ〻をほどをとゝ女〻らぬ或ハ[illegible]流ハ[illegible]りて人扁を書〻〻いふとなれば[illegible]せをの勾意多〻ハ仲本禽獣のうへハ人情をよせく似るゆえあるともいひ又雲裡が俳諧論ハ[illegible]生涯の撰集ハ言扁人扁ともに書れたり是ハ源き意のあるをあり。他門の人の考る所ハあらぬなどいひの考る甚〻[illegible]ハ[illegible]〻といふて按るに誹も俳も別ハ意のなるにあらぬ。今初学のためハ出所を詳〻とかゝ[illegible]陰書ハ侯白字君素有捷才為儒林郎通俗不持威儀好為誹諧雑説と見えたり。又世説新語神の註ハも誹諧とあり。いみ〻ハ誹と俳と通ぜ〻ものるべ〻。圓の字も古音ハ[illegible]。今ハ[illegible]この外ハも多くあり。是〻く字形をもちてくるを統ハ[illegible]強附會なり。初ハの人まどふべからず。

連哥權輿の論

今俳諧と称せるものハ連句の俳諧史記の俳諧まハとゝえれり。詩家ハ俳諧体あるに倣ふ和哥ハ俳諧体をもてり。哥の俳諧を父母として連句に又俳諧あり。豈史記ハいハ所の談咲以風諫〻。人主をもて和恢せ〻むるものあらんや。若ハ曉山集に云。筑波問答ハ云伊弉諾尊伊弉冊尊ハ[illegible]くそとのゆくをひの時いさみさのそるあなうれしやあうれしやうれ〻をとめハのひねといひけるハ[illegible]あなうれしやうれ〻をとこにてのひねとこたへたるハ是連哥のそもとといり。許六ハ滑稽伝これをひきもこれをひきにるをふるものうへとくその実をうしなふ似たり。或ハ人皇十二代景行天皇四十年東夷征伐の時

日本武尊甲斐國酒折の宮ゆく。理地磨利菟久波乎須擬底以久用加祢菟流とあそばされけるに火ともえ童が加感奈陪底用珥波虚々能用比珥波菟鳩伽塢と付たり。これを連歌のそもそもといふべきなり。連歌のそもそもといふべき今く連歌のそもそもあるべしと万葉集ガ八ホ。

尼作頭句并大伴宿祢家持所詠足續末句等一首

佐保川之水乎塞上而殖之田乎　足作　苅流早飯者　独奈流倍思　家持續末句等一首とあるは連歌なれど詞書に續末句等一首とあるをおもへば作者は二人なれども句は一首なり。されば今の連歌に拾遺集中に中將に侍りける時右大臣源致方朝臣のもとに八重紅梅を折てたまはせたりけるに梅の花　右大將実資　弥生もとべ流倍のいろはあらぬ梅の花　さきものとこそ見れ　致方朝臣　みちひにひさしう

おやとのこもらぐ　おなせられけるにけるとかけく今はわたくなりふける　村上帝御製　菱にあふべきものやはつらん　おけの月佐　そのうちもく

句一首をとりく二句とし。贈答の連歌とおぼし。

ゆゆ後宇多天皇建治二年為相卿鎌倉に於てあく連歌の式目を定らるしとう句と連句と二体ふるれり。是連歌と名ぢけるの権輿なり。滑稽太平記ふる。寛永二乙丑年十月吾拙永貞徳洛陽妙満寺本文坊ふおいて初く俳諧の文墨を立是俳諧ふ式を定る鼻祖。愚按ずらく。たとえば連歌は楽し連歌は申楽なり。俳諧は今の舞妓。その原はひとつなれども新古のたがひ有。家兄羅文子は儒道の如く連歌は神道の如く。俳諧は佛法ふ似ようとこの言太ふあちこひあり。今按ずるに万葉ガ十六巻に蛾嗅僧歌とあり。文法浦朝臣の續河花集ふ蛾嗅歌の詞をとけられたるは今こ万葉の蛾嗅歌ふ出られたる。是こそ名ふ付けども俳諧体をこそ云へ。こに以ふ俳諧は初の字にあるべし。詩ふ狂句狂頓をと書る

多俳諧体。今初心の人の為に詩歌の俳諧体を抜出す

雨傘恋　明

有情即葉我無情我伴節伴節雲雨後葉却
在門傍

贈婦吹火　明

吹火朱唇動添新玉腕斜過省炯裡面大似
霧中花

夫以盗牛犯罪妻上縣尹詩

洗面盆為鏡梳頭水當油妾身非織女夫倒
會牽牛

春風　宋

春日春風有時好春日春風有時悪不得春
風花不開花開又被風吹落

病酒　唐

鬱林歩障晝遮明一炷濃香養病酲何事晩
来還欲飲隔牆聞賣蛤蜊聲

俳諧和歌五首　古今

秋風にほころびぬらし女郎花いづれの人のまぎれなるべき

秋風にほころびぬらし女郎花いづれの人のまぎれなるべき

枕より流るる水のたまれいせんりうをぞとこのうにをする

甲斐なりのぼりてをぞのるとにたりけるにてそう

なきてとにつけくおひ物きれてる人のうえる

金葉集

をのよ帯ぐるひなぐるあらもをぐ

三条大政大臣のもとに侍りけるむまめをあべ

てるるひ仕りあのおやもらたちてむをめをいとなさ

そうるどめひ仕りけるに三月三日のきるのこと

三夜の餅　こくそう物けれども多分朝に

後拾イ

三日の夜のとりひいはどうらそきはいよりのはてこうむ

大祇これらのおもひさをとく味ひて後ちにおもふ俳

ぶ。まいれ人の連歌師は家より出ふ。人の俳諧師は

連歌より出。その源をきくあく正流を汲むの者。

ひとりとしくめでたうふ人の。今の俳諧に拘ぶ人の

歌をあらぶ連歌をせぶ。ちうあく俳諧大会後ふ

さんのようたるる。長古人は及ざるの張本。俳諧今は

一家をなすものぶ。連歌の異なれば俳諧の父母。それば

歌をもものぶ。連歌をもも。もーもーといえぶ俳諧

と称するとを別ん。元祖のこころはぶ俳諧の撰去。

連歌とそれうのいををあらべ洗わくべ初心をこころ

けり。これ連歌の俳諧といふことをさらにしるべざるに似たり。

俗談平話を正す

古人云俳諧は俗談平話を正さんとこのたぐひまさらぬ所に味ひありといふ。一國の風俗言語をのせて、そのちの言甲斐なく相撲うごなど出されたるたぐひ見あり。ちかごろは伊勢物語のきゝつたへわるくて、ぐさうけの心といへるをおかしくへ。俚語方言といへども、さるきはおのづからめでたし。世人俳諧はたゞ戯るるものゝごと思ふより今いひもてゆきを知れひでぞさへうしとおもへるは大なるひがごとぞ。詞は優になびたるをえらぶべきことわりをよくしらざるべし。えんなるは詞まなぶべしとひ詞をいやしくせよといふとも句中にそのふさはしきたぐひ云ん。又詞まやびたりとも句中に俳諧なきは連歌なるべし。其角が泥坊やなどいへる句は論ずるに足らずも、これらのはし俳諧にあそべん人もはじめよりおもひとまるべきことなればふみつけつゝえよりおもひつけたる人のために世になほ教ゆることにもよしあしありぬべし。なかなかの見にくきたらん後みづからこゝろ正しねかし

飯台　著作堂又識

俳諧歳時記春之部

江戸　曲亭主人纂輯

春

春は蠢也。動きて生ずるなり【釈名】 春は晴也【和訓栞】 春はわかし又云春は張也。艸木の芽のはるなり【日本釈名】

太皥（たいかう） 帝【月令】　勾芒（こうばう） 神【月令】　蒼天（さうてん） 春の天をいふ【尓雅】

東君（とうくん）【郊祀志】　青陽（せいやう）【尓雅】　韶光（せうくわう）【漢律暦志】

媚景（びけい）【全書】　韶景 仝上　上春【元帝纂要】 明　初春に同じ【詩】

正月

正月 夏は寅を以正月とし、これを人正といふ。商は丑を以正月とし、これを地正といふ。周は子を以正月とし、これを天正といふ。○一月を以正月とするを唐虞より已にしかり。舜正月を以終を文祖に受くと云【五雑組】 ○正は政なり。秦の始皇帝諱を政といふ故に政月を更て正月とし、蓋その諱を避くなり

睦月（むつき） むつき月の略【世諺問答】

王春月　春王正月【无傳】

太簇（たいそう） 律

㊣

立春 節 月令廣義 大寒の後十五日斗艮を建ん

雨水 中 全書 立春のち十五日

斗寅を 孟春 元帝纂要

陬月 潛確類書

夏正 月令廣義

太簇月 一年のうち元八月

初寒月 藏玉 上

初春月 藏玉 抄

元朝 尚書大傳

三朝 仝 上

元三 師古

早緑月 躬恒秘藏抄

年端月 莫傳 抄

暮新月 仝 上

初春月 藏玉 抄

元朝 尚書大傳

三朝 仝 上

元三 師古

漢書注 元三 玉燭宝典

元日 仝 上

履端 左傳

四方年 春寅の一天 主上清涼殿の東庭に出所属星を唱(天地四方の山陵をおがみたまひて)年災をまぬかれ宝祚をも祈ぐ四方拝の所紀なり 公事根元

るはじめて寛平二年の所紀なり

星佛 當年星の九曜これを歳初より人ごとの星の形像を彫りて禁裡院中に仏示

ようの物をこれを顕密の行者或は陰陽家に作せて星供を行ひ民間にも又星をまつるこの九曜の次第は羅睺・計都・月・木と九年めぐりにより之を當年星とする人もまた星宿の秘法は唐の開元年中一行阿闍梨天文宿曜の術を通じ九曜曼荼羅を感得

歯固 餅鏡 この餅に近江の大切の餅を用ゐることなり 栄花物語世務問答に歯固の餅

歯の齢の元旦の正月の祝詞

沖菜を供ス

菜子 屠蘇 白散○麦嶂散○屠蘇の屠字戸を昆く戸を作る昆本朝の古実なりとて菜子は作を奉る人立夏のいまだ嫁ぎるものを求むと江次第に天皇弘仁中より始る 公事類聚

椒酒

五十二代淳和天皇弘仁中より始る

○椒柏酒○椒鱁○柏葉酒○椒盃○椒盤

元旦椒柏酒を進む椒は是玉衡星の精なれば服すれば人をして多能くよくらしむ

柏は是仙菜なり 荊楚歳時記

桃湯 風土記

朝賀　朝拝　奏端　奏賀　小朝拝

朝賀ハ元日夜の明ル天子大極殿に行幸ありてたまふ群臣みな礼服を着しさまざま御即位の儀式の如し朝拝ともいへり○奏賀奏瑞とハ去年のめでたきことなる瑞ともの有を国々よりまうしあげそれを紀しるして今日奏する也○小朝拝とハ只臣下の元日まいりあれバ天子をおがしたてまつるべきことうやうやしく行ひて公事ありてさて朝庭のことなるもあるも又私なるもあるもあるハ是ハ私の礼ゆへ君に私ごとなし本文あるところなしとて六十代延喜の御字延喜又年左大臣時平公に仰せて止させ給ひしに朝拝ハ百官悉く拝すると以てといへども小朝拝ハ只殿上人ばかり故に私あるに似たるとて止させたまひしやまつる下ざもの元正の日君を拝しおすることを断りなすべし同十九年又元のごとく行われしと以上[公事根源]にあるこの時よりてなりし内大臣もてなしの私事とさだめを臣下筋に又ハ古さこの事

[年中行事歌合]

元日ノ節会

この節会ハ天子紫宸殿に渡御ありて群臣に酒を賜り宴会あるの義也宴会とハとよのあかりと読り太古の義ハ豊の明の節会に限らずへる代神武天皇の御字より群臣をよびて酒をたまひしと日本紀にみえたりこれをやまとの起りといふべし欲[滑稽雑談]その式江次第に委し元日宴と字を書てむつきのよの参居や百石城のさだめあり歌照

諸司奏　七曜御暦　国栖奏　国栖笛

氷の様　腹赤奏

七曜の御暦と八日月火水木金の七曜をしるす暦の暦を奏する也○氷の様ハ宮内省よりあり氷司より氷室の厚サ薄サ寸法尺寸を以て奏する也仁徳天皇十二年の紀にみえたる事あり○国栖の奏ハ応神天皇十九年冬十月の紀に吉野国栖来たりて御贄を献じ歌曲を奏す凡節毎に十七人を以定とす国栖十二人笛工五人但し笛工ハ山城の国ツキ郡なり夫国栖ハその人となり淳朴にして毎に山果を取りて食ふ

又蝦蟆を草の上に味ひ〻これを色味と名づくその土京より東南の山を左に遠く吉野の川上より處峯峻く谷深く道路さらに絶ゆ京遠くへだたれども其の義あるを以屠蘇をもつて希人甚ともこれを飲ぬ土色を飲ぬその土色八栗菌年魚の数〻近世吉野より来たる雑談抄云国栖の笛八元日に限る代七日の節会又踏歌の節会五節などもこれ〻江次第云国栖の笛兼明門の外より奏す奏せ云云〇腹赤の奏八筑紫より進ずる鮒の魚〻景行の御宇筑紫より海人来る聖武の御時より年毎の節会とする

公事根元

祇園の削掛

元日寅刻　海日の子の刻祇園の中の神前の灯燭の外を〻く火を減して暗中糸指の人口を慎み〻他人を識ら彼今その声を聞その人を考るといともこれを争ひ〻これを恨む是戦悔の義なり勅旨徴要の微意なり也の刻ごろに執行腰輿なり社司前驅して執

院の洋礼

元日

約絃数に出り陰中陽ありて経咒を編て東西の棚の内より好み削掛の木を左右ホ立て各六色是十二月の数を表ことを知れとなり因ホ〻燈を燎く傳いその烟西ホ向とは八丹波国未年五穀熟をは東に向とは近江国又ありを以る国の豊凶をたふ放る西方ホ屋〻人八高声を近江と呼び東方の人八丹波〻と呼蓋その煙を吸んとそのち社司新る井水を汲み削りけの木を〻て元朝の供物を調ふ是新年水火を更るの義〻来旨の人もその火を模なり〻元日の義を著るとなり

歳徳神

元日の棚　陰陽家未年の支干より〻四方の同吉兆の方を改ることをあれの方とは俗又これ〻えりとは俗同家毎の方を高ひ高く棚を張て苫幕索を飾り松竹を建供物灯火を献じてこれを崇るこれを歳徳棚といふ元新年出納の及飲食の類必ず先これを献ず万事の営みこの方ようはば思ひ為る人〻の暦は何〻の方よろしかりとあるを〻れハえりとハ吉方なり〻以ひ〻吉の字をえとよむハ者の

正月日吉住の吉の影見え今八月ろろ吉とよむの
いす〳〵今八吉と別ぶ吉方も吉宿の迷ふ也

元日不開戸

江戸の高家元日多く八戸を開ぐ
一日廃物又俗間家内を掃除せ
ぐ元旦年の陽気を辛ぶるの義人唐山まこのるあり
国部疏云国の俗歳首を重ぐ民間正戸を開ぐ云云

昆沙門切徳経

京の町〳〵鞍馬の昆沙門天の紙符
と若夷の簡を賣る元日これを
絳し福を祈り祝を蒙む又南都の町中毎年吉祥
まつる寺福神の札を賣まあり元日の暁市中を巡り
こ声を長く天を近ぶべしといい霜又あるハこの札を賣
二日ハ昆沙門天の札三日ハ蛭子の札を賣る狂元日の
如〳〵あるを京まつる元旦若夷の札を賣る冠〳〵古老伝く
又昔ハ元旦子の刻ハ大神人禁理日花門の外ハ多て
昆沙門経の文句を列続し祝の義をまつり放ひしきの
豊を喚く唱門師と称ス云云民家ハ門を来ル
りく昆沙門経を列續きを中たあり
〳〵今ハ絶えこの沙汰ナシ

雑談抜

若夷

若夷の札を市中

中ゆく
賣ゆく

夷廻

又夷ハ元旦ハ
傀儡師の工人

大黒舞

悲田寺
垣外の
彩色大黒の姿に扮ぐ

春駒

正月七日白馬を
門〳〵に来り舞ふ
のこあり元日を
く民間ハ祝ふより起りし者
びて歌ふ歌もろひ舞業なり

鳥追

元日より十五日
の名を追ふより起る欲今ハ乞丐の
婦女編笠を頂き門〳〵ハ唄ふ

傀儡師

摂州
西の宮

猿曳

漢人こ仕を
より出
者ゆく

門の神棚

門松

組公と以ふ
○遠松○飾松○飾○注連飾

懸鯛

○飾竹○飾縄○飾炭○飾海老
元日小鯛魚一双菓素を以喉を結ひ歯朱ぬり
を挿て空鬼の上に載ること毛を以飾と云六月暑
は和美〳〵てこ仕を合ハ疫

若水

○包丁○井泉
○ろろ元ろ桶○
荆の外の邪気を遠ると云

大服

この歌長元年
今歳且ハ日水用ハ元来
立春の朝のこ〳〵ろ故人いう

とうたん大かくと紙ともいの綱うあんとて大福や三
にちまつと寿福縁とまつまの年数孫の越よかりく
服を変ると三変ありとうや色服と腹の毒抜下きぐ
白毒の俗忌之又村上天皇六波羅密寺の新寺の告あ
つまくらの紙供ちる茶を腹一免沖脳平愈あり一
うり王服と称一正月元日学寺の点茶をつまくよ
雑炊抄
若侯　かの詞を長く若と云客を俗ず
又えうり　自分ろ撞をの子と　時たる侯之又三
ぬ説もあり未詳　雑煮祝　光を祝ふ　憂を祝ふ　とも雑

貴の
芋所
とこいものこと　結昆布　大根　鏡草
大根を云　峨江入楚　うこ侯ま法く祝ふの子供ち多づ
と祝ま又新年をも鏡仲と云ふ三鏡て新を
又ることの名ばこの名　〔用〕牛房　箕木牛房
あり混ぜ食ふも
〔用〕豆　〔用〕午房箕木午房ともま者ぐりく箕午房ま
箕木の如く盛る　〔用〕豆八水煮の豆を云ふかり

太箸　此上祝ふところあり〇箸の打ち
八幡馬の桐と云将軍義勝初安年治世の付
元朝親式の箸打ちうりの年の秋流るるくうセ
舎方義政続く治世のとれ箸の打ぐ
ちうりはまうそ元
古実あり　雑談抄

蓬莱飾
〇喰摘一〇穂俵一
〇椹一〇橡栗一
〇串柿一〇橙一〇柚杆一〇柑子一〇樗一
〇蜜柑一〇楪一〇稜長一〇裏白一〇昆布一
〇野老一〇海老一
〇屠蘇一〇の子
又楊ほうしともふ俗　海老之又干鰐ともふ或八
宝珠ともいふ　海男子ともいふ弟子の
略ふやと　傍子
喜変り　乾鰐　鰐色ありこのをを
田作　そ田の酒とも公者と
小敷原
押鮎　海贏の身　倍の音を借
敷の子
正字八鰊鯡中くかどの
子孫ふ
螺肴　門の礼帳

正月門に礼帳を半ばに来客の名を記すもあるを唐山
もあるを明の世説新語排諧に云京師節日主人皆
出賀惟置白紙并筆硯千九賀客至記其名本
邦の藩亭中五節供に賀　高祖の宮

上辰の祓　中巳上辰

客帳を紙一と又こなを同じ
池辺に設く盥濯し蓬餅を食ひ以妖邪をはらふ

西京雑記　禊肇測云今の人三月上巳を以て上辰
を用ひる

元雑組

胞煎賣

昔八坂内に仏を撒とあり
こなを賣り今この銭を
さんと摂州今宮の夷の市を賣ると
記るるに八今も希に元旦市中を賣あり之

年男

福

年男の賀事を奏る人をいふ

庭竈　福菓子布

福　輪ざり

福粥

〇七日の粥をいふ福と
八俳の夷名乞　**雑談抄**　福粥八多
粥を煮る　新年の煮物乞今の

羽子板

粥をいふ

人年王とふハ多
〇胡鬼板〇さねつく〇やり羽子〇追ひ羽
子

破魔弓　破ヶ矢

鉦打

宝引　福引

弓始　馬乘初　義用湯殿始

ひめハ火水之とぞ又内裡ゆく米を初めとも以ハ米粉と
以ふ伝あり　宣旨に馬琴按ずるに年山紀聞まいく
資兼王日記明應十年三云諸社之遥拝之後三
獻有之次肴経次御コウ次比目始　海人藻茨中
朝方々子息惠明　院僧正宣守の作　小日公家御膳飯者強飯也執柄家
等如此姫飯全分畧儀也但人に依好悪用之強
飯時飯湯也而近代姫飯之時おもゆ多くそ
召不叶理也　為章云和名鈔に糒　和名比佐波乃加礼
之義とあるそのの次別に粥を煮く和名之留加由
也　非米粥而非粥
薄糜也とあれハ糒糗ハ乾きの粥をあぶり暫に
ふめるとあるハ糒糗を食ものなる
法説ふめ粥のまぶしを解ふ多ゆ今もひめのこと
いふふめハ糒糗の義なり

七くさや七日ハ人のひえはじめ　鶏忠

若水　**松葉始**　松葉初ハ紀州大坂の船来初ハ紀伊国　松竹注連を飾り船

鏡餅神酒を供し水主を按ぶ九十九　**船夏祭**

汐茶お出して漕戻るとゝの外所々まつり

船に酒饌を供じ以船神を祀る　**幸木**　鬼灯木

中華の船神祀八十二月之冬の船来

幸竈　**菓盒子**　**三物連歌**　歳々祝

を三物といふ　**裏白連歌**　北野の社に正月四日裏白連歌あり中古物語

歳旦まゐ所　潔さく行面を脱ぬ　**三物賣**　去年

例とする俳諧も又これ準ス

今年　**清慶**　年始状　君が春　好年紀賀

千代の春　千代の初春　**古年**　新年

若水　**雪の年**　あらたまの年　あらたまとといふ冠

採り今ハあらたまるこゝろ　**初鶏**　鶏旦　**初夏**

ホ用ひく春の初とゝ

室船敷　大晦日より元旦まで船の夏を室と称す　**初暦**　暦ひろ

試筆　○試毫○表書　**淳初**　琴。琵琶。箏。琵琶。三弦。

○書初

吹初　笛　**舞初**　楽。田楽。申楽。　**松囃**　**端初**

初商ひ　**初賣**　**買初**　**店卸**　**帳綴**

帳書　**歳旦帋**　俳諧の長句にいふところ　**節小袖**

節振廻　朝節祝夕節いふ　**女礼者**　**松の門**　注連の内

又世ゝ正月六日を称す　**春永**　**初芝居**　芝居の名　八南都南

象堂の芝居まく申楽を舞はじめより起るとも

又天正年中古四とゝ式女楽北野の芝居まで俳優

きなきしより名づくるといふ羅山文集に云今の歌
舞妓ハ出雲国の巫女九二といふ者これをなせり放蕩
のものこれを習ふその風いよく盛にして男ハ女服を着
女ハ男服を着相共に且歌ひ且躍る○元和年中
官命ありて女楽を禁ぜしむこれよりして男子
に女服を着せ云云美態年中ふたゝび官令あり
て年齢に拘らず悉ク額髪を剃て皆壮士とならし
む呼て野郎と称す是よりして後額髪の左右を殺り
紫の帽子を頂く但女子美少年に彷彿たり【和漢
三才圖會】○江戸猿若の芝居ハ寛永元甲子年二
月十五日はじめて中橋にて興行し再ひ堺町（今の）へ
川町のうつり又今の堺町へ移る市村ハ元ハ村山といふ
寛永十一甲戌年今の葺屋町にて歌舞伎興行す
森田勘弥ハ万治三庚子年太夫元といふ者木挽
町にて歌舞伎興行しその舞坂東又九郎相続せ
これを江戸三芝居といふ漢にて戯場と云ひ雑劇と
いふも此方の芝居に同しこれらハ通用の辨に似たりと
いへとも俳諧ハ雅俗ともに取るところあらずして附録に

万歳法師○千秋万歳○三河万歳
大和国窪田箸尾の両村千秋万
歳両座所司の庭にまゐりて鼓舞をなし千秋万
歳といふ又この両村より出ッ南都の西南三里許にあり此
内両派あり窪田箸尾是也正月五日禁裡木造り
初の日このさき猿舞東の庭にまゐるとあり但大
和の外にもありなこれや岷江入楚にも見ゆ今按ずるに
千秋万歳ハいにしへよりの万歳法師是なり此田楽法
師の類歟その状僧形にて烏帽子を冠りその国三
十六番職人歌合に存せり又三河万歳の唱ごとハ大江
定基の作なりといひ伝へたり
寝積　寝飽る　寝ル　元日に
雨を
水祝　旧年新婦を娶りし人ハ朋友その家
以よ　にあつまり水をその人に沃ぐ永禄
の比阿波の三好が臣松永久秀が姪を寵に娶
合せしよりこの戯起るといふ今ハ官よりこれを禁
ず
懸想文売　清水の犬神人赤き布衣を着
て　白布にて顔面を覆ひ僅に

眼をあらハして紙符を賣る人ハ嫁娶を祈らを以鬼相の名あり

桃符 六帖 **桃板** 六帖

桃挺 子 淮南 **仙木** 六帖 **神荼鬱壘** 風俗通 門戸

を建て鬼魅を防ぐ此の呪に東海度朝山に三千里の桃樹あり其の枝東北に向ふと鬼門とかの神荼鬱壘ハ鬼門の二神の名に衆鬼出入するを取て以虎を飼ふ黄帝これを則て桃板を門に建つ

画雞 **戶** 貼 **簫索** 正月朔日画雞を戸上に貼す 帝嚳

をうけて符を傷ふ抑ぶ百鬼畏る又易通卦驗に正旦五更庭中に於て爆竹一画雞を飼五色の土を戸上に鏤め 商人あり清湖を過て清湖君に見て君求る所を以不祥を壓す **如願** 如願を求ると君に旅する向ふ人ありて白但如願を求ると君に旅する向ふ人ありて白但如願を求ると君に旅する向ふ人ありて一婢を得ると如願ハ其の名に商求る所あるハ悉くこれを致す後正旦に晩く起て商怒てこれを撻ち其の奚壊の中に入て名を求る人正

且ハ細縄を以偶人を繫て米奚壊の中に投じて令如願と云 搜神記 歳時記 事文類聚 ホ洋之

○国中の俗糞土を除て初五日に取て車刃で野地に置て石をとりて返て宝を得ると云古人如願をいふ

殷灰飛 立春の日竹を取て爆て花草灰を以律の管の灰を飛ス 五雑俎

春盤 生菜 歳時記

立春の日生菜を人に新を迎ふの意 月令 月令 ○立春の日春餅生菜を以送て饋遺を春盤と云 月令

綵燕 **春燕を戴** 立春の日綵を剪て燕の形をこれを戴る 荆楚歳時記 立春の日宜春の字を門に貼 荆楚歳時記 立春の日戚の家綵を剪り小幡とこれを春幡と云ハ或ハ佳人の眉みを或ハ花枝の下に繞る又剪て春蝶と云 書

初子の日

○子の日の遊 ○小松引 ○子の日の松 ○玉帚 ○玉帚とハ箒とハ箒子の

日の松を引きて箒み作り田家正月初子の日は蚕飼する屋を掃き清むること〔神中抜〕○初子の松八六十代朱雀院六十四代圓融院の御代なりあり〔公事根元〕○宇多天皇寛平八年壬正月六日宴あり北野雲林院行幸〔枝葉略記〕

初寅 正月初寅の日鞍馬に詣ることこの処の民福を木を以鑄を作りこれを福掻といふ又生の蜈蚣を山福蜈蚣とふ元亨の山中鈔を巻べ鈔好きて蜈蚣を食ふの事〔公事根元〕

番卸 日日同所同日或は二の寅を用ることこの日鞍る近遠住還の西の山岸に小樓を構へその内より縄を長く繰を抜く一条指の人碎石を求んとまるるあれば残を笑み入れ石を縄を引上げその残は直ちに燈火を下ることあり

初卯 於州住吉に初卯の日詣ることこの日社内卯の孔とふ江戸も此日本所の妙義に条指を今日受る示の紙符を竹串に挿こ法人これを取数る

つぬ多く家に懸る

卯杖 ○公事根源に云卯杖こ〻持統天皇三年正月卯の日大学寮より献ずる日本紀に見古又仁寿二年正月法清府祝杖を献じて精魅を遠ち一所見あり是悪鬼を祓ふ為の元也作物所より桃を造り初めてその中に小虎の中に血生乳の方の獣を作りて卯杖とあり〔漢宮儀に剛卯杖漢書王莽傳同上〕今按に文徳實録第四に仁寿二年春正月戊辰朔己卯諸衛府獻卯杖是ぞ初也今突歳より卯杖とそ俗家に用ふるの八白くびりる木に日蔭のうつを繰ひるのこと

二の宮大郷食 二月王卿以下二の宮に参り給れあるく朝覲の行幸 二月天子年の食につくこと〔公事根元〕

ぞ兎に上皇及母后の宮に行幸あること〔全書〕

臨時客 二月摂政関白の家に毎年の始大臣以下の上達部を招びあつまることあるこ定る公務もあれば臨時客とも云〔年中

行事
歌合

たうやく　三日　主上、千齢膏を膏
耳裏に付て後、破抄を以て江次第を主上取之
右の薬名指を以て、の掌に塗りとめ、とあり注に右の
才四指を曲る、是太師印相云々、一名を千齢方
病膏とも、かやくの名を忌て、ちやくといふ
菜を進る、所頼英

東叡山大黒湯　三日　氏江東叡山中堂国院
に大黒天あり、正月三日
併を湯に浸し、糸瓜の人を作り、むこうを大黒の
湯とも、これを飲む者必死、成敗ととそこの日法
人肝糸に成ハこれ

履新の慶　履端の慶
をお福の酒ともいふ

左傳　上巻、五辛の粥を
拍子、かやもろこしの
の次第を叙
もることろ

叙位　五日　法皇の年労
を奏して位

天狗宴　二日　愛宕寺の午王を拍
今日二夜、人々弦指客敷、清水坂の西にあり
り各宴飲、その座上、ある人片木を拍て舞ふ

これを天狗宴とも、元、豁供酒盛、その体、豪
るが故、その音を借りて天狗宴とも、宴終りて後、各
堂に、午五杖を以大門の扉敲、床座を設
法螺を吹、太鼓をうつ、その間、寺僧、午玉を徹、是
悪鬼を攘の謂、雑抄に、天狗宴、東西二行に
座を設、迭に酒の主、次人を引て、勝負を争ふ

人日　七日　正月一日を始て二日、狗、三日、猪、四日、羊、五日
八牛、六日、馬、七日、人日とす、東方朔占書

霊辰　唐本草嶋人日詩　○老子に、天地、
万物の父母、人、万物の灵、辰、人日同

七日正月

市俗の
以所

人を帳に貼　荊楚歳時記　綵を剪て人を
饋る、新年日を改
彩に人ふの元なり

初若菜　○若菜　○七草
○菜粥

雑抄、公夏根源に、七枝の若菜とあり、七枝の粥
八十五日、秋ぞろへ、公廉中抄、資隆、又、ある抄に、ド者疑
云、或人曰、七枝、八七日の粥のこと、七枝の粥とも、八十
五日の古実、是別、七宝羹の義なるべし、菜果の果れ

資十五日まるゝ一面見あると諸仏」七日は粥進ずと
八延喜十一年正月七日まちぶ仏の○今朔七日の菜粥
を俗福沸と又又四日も三日も赤若水を
煮て福ふくとゆうもいうも底行が見るや　芹齋
てこべ　血腫毒腫を消す　芹　松　鼠麹草
ごぎやう　八黄花蒿とゆ草にその形蓬に似てもとく
夏に長大なるその茎数冬に似りその根長く服
根ありこの草木火土金水の五行を具ぐく生ずると
で又藻汝草ごぎやうハ芹をゆとゆうれど六帖に八
列に蓴菜　蘿蔔　つち花根　佛の座　車前
をあげゝり　俗ゆう大こん　写
毒を消す○以上七草と名づく　芹　尊菜摘
ごぎやうとゝで仏のせすぐ菜ちぐろ　ごぎやう七き
蘆蒿摘　磯菜摘　白馬の節會　正月七日
青馬をゝれハ年中の邪気を除くとゆ本文あり仁明
の帝兼和元年正月豊楽院に於りてゝ青馬を天子

公事根源　菜摘川の神事　七日　吉野勝手明神の祭
この社の神人氏子の男女川辺に刈り若菜をつゝて
毎年正月七日
物忌所の神供と神祭祀を行ふ敬ふ菜摘川と
いふ今式にこの神供に用る器を吉野鉢とゆう紀セ
ア又吉野山吉水院の祝ふ正月廿三日神事能あり
三月十一日九月十九日あ度の祭礼あり神輿本堂後
所その外修正會八講ありといへども今菜つみ川に
神事とゆふ事なきゆゑ菜摘川ハ吉野より彩程一里余
菜摘村にありこの所の氏神を花竜明神とゆふ社
ありいづれの神とゆふことを考ふ南朝の時六月祓を
行ひとゝへども今その沙汰なし　但菜摘川吉野山な
屬をぎゆ八勝ものゆとゆふ　箕面の冨　七日　今夜
とゆう審なとゆう　法人
摂州箕面山の毋天ゆ號ひまつり堂上ゆ冨を突く
先ず天女の最ゆ大檀三貫を並ぶ一分二分三分ス
その蓋の上ゆ小孔を穿今夕寺僧数千枚の木札を
つゝ置糸指の人寺僧をもく巳が名を札の上ゆ記め

穴より樓の内に入る或八一枚或八三枚その宗旨まちまち各三の樓に納りて大に運動して後寺僧長鍬を以て穴をうがつこれを突名と云ふ八取らず

御齋會　八日より十四日　四日より

富を得ること孔の次第の如し

大極殿に於て正月八日より十四日に至り七日のあいだ最勝王経を講ぜらるる朝家安康を祈ぬ事　八事根元

眞言院御修法　八日より十四日まで　宿直人○梵語に云院は

於て鎮護国家五穀豊饒の祈願を公事根元に今年金剛界を八明年胎蔵界を修せらる

大元師の法　八日より十四日まで　法師　内蔵寮の官を以て御衣を

をあらはす檀所に於て御衣箱に入る緋の綿にて結ぶこれを法に有るに法に行をいさむ結願の日元の如御衣を返上す　公事根元

女叙位　八日　女房に位階を除せらるること近代八吉日を選ひ　八事根元

女王禄　八日　女王に禄を賜ふこと

居篭　九日

夷祭　十日

摂州西の宮大神宮の祭礼村民九日の朝より夜に入り戸を閉ぢ出でこれを居籠と云ふ　一説に女人神前に男人家に居るといふ

摂陽群談に云毎年正月九日蛭児を廣田の社に臨幸あり神の容相美麗なるを以人倫のうんとを恥さしめの儀と為りて村民戸を閉ぢ外へ出ず門松を遠ざけ居籠と云ふ明旦諸家各戸を開て柔指に世俗十日夷と云ふ又雍州府志に居籠祭は正月初の申より四月の酉に至り申の日より毎の日に至りて神事早る俗に此間西宮鬼社行に是を觸ること

考ハ出来あり故に児女及六畜を他村に遣り男子家にありて門戸閉鎖の音を禁ず声を揚げ民間居籠と云ふ毎の日旅所に神幸あり社司片帛を以口鼻を覆ひ人気を忌て神輿に触れず榊を持て従行す又五穀の雑種を各一器に盛り又農具ホを村民お扱ひて供奉を神輿旅所に迎て後法民大いにとよくと呼ぶ居籠の儀式　十日に系指ものを十日夷と云ふこの神ハ蛭耳なりこれ因て系指の人社の後の祝目板を敬くして倒まく

米花袋蝶蚫小刷などすべて紙物を賣る所
下内の人ども買ひ給ふ紙のうへに結つけ又賣る赤ぬ
烏帽子を買て祝ふ戴き従来の人を笑せ奥ぬ
るとあり○商家もこの日大なる宴を設け客をひ
へ客疫を江戸にてハこの月十日商家戸ごと夷祭
をなし大なる醼會をなし八十月の條下に注に

常陸帯九神事　十日　常陸國麻生の神社　祭神氏甕槌命

年中行事記七十五度あるその内ハ此祭あり　この日十
男女の名を布の帯に記し神前に於て社人これ
を授くおのゝ婚姻を定めとなり　奥義抄に芋
洗帯あり一ハ我名を書一ハ男の名を書て形
ちゝ中をハ隔て末を袴に結ぶ　あるいハ
ハ離ゝ結ぶとあるいハ桃帯のやうに丸く結
つぶるとぞ○今児女の戯に紙をよりあハせ男女
の名を書記し縁結びとなすことをなるハ此神の
をねぶなるべし常陸帯と
ハ神祇なり　意味とハ

縣召九除目　十日

外官を任ずることを名付　名國智　秩満　更任
任符返上をもとあり　公事根源　○一日　省除目
三年損道心除目今之
推升朝服也　五雑組

外記の政始　吉日を撰ハ九日と

外記ハ恒例臨時の政をとり行ふ官家の名正月
より先ず当年の政を行ひ始る　接非違使も勤
ゝ今日より
始行ふ　公事根元

住吉神弓　十三　摂州住吉の社　人正弱弓淮

尺三寸の的を立合これを射る勝負を論ず
るまあるべ神事ゝこの弓を射る人ハ明神出現の
時随従の家ゝ客方に供方として十家の子孫
あり一鶴を政所とす境内の事を主る人今日糸
竹の法人竹馬と昆布を買ゝ土産
とす又堺の名物魚々菱煎餅を買てゆ

男踏歌　十四

○あるゝ也ゝ○かぐの綿　○踏歌とハ正月
十四日の男踏歌の夜ゝ近江ゝ行れぬるハ女踏歌
それハ十六日ゝ源氏物語ゝ手も多く男踏歌のと
をやまゝ　公事根元　○岷江入楚末摘花の巻ゝ天

氏の所時ぢまりく聖武の御時きれてちぢ老ぬる
西宮抄に云古儲はあくばーとよむく曲の終り
万年あくれとゝ祝云をゝひ納るゝ一貫永祥
○ゝつけ綿八縮家のゝ揚ふ縁くぎの綿も同し
ごさい

御齋會の内論義

十四日正月十四日仏教
食の結願ゝり

内論義と八所敷ゝく外宮仏物忌の所八南敷ゝ
あり同去靖師ゝどあくく所最ゝく論義をれ
バ内論義と

十四日年越

市俗の
以所

削掛

以公事根元

片田舎ゝく八今日餅を割裂きこれを十四日餅と
いひ或八爾玉と名つけく木の枝ゝつ発神棚供
ゝ奉例ゝる家の礼ゝあ或ゝのゝ初子の日小松を
ゝくこれを百草ゝ何けりけやゝる紀此方の御
敷ゝ八東方ゝけくくこれを削り花も年木も
ゝつ伝遠云ゝべーと紀せり今八十四日の夕名俗家
毎ゝ物の枝をゝくゝ
けづりかけくゝ門ゝ挿ゝ

綱引

江州大津の人と三
井寺門前の人と

各永野ゝ出くく左右ゝ分れ互ゝ大綱を門年
ひゝ方方敷をゝくく流ひすくゝ引勝方その年
福を得ゝとゝ十三日より十四の朝ゝ取りて去ゝ
ひ試成ゝ正月ゝ
ゝ五雑俎ゝ云唐の時清明桜河の戦ありその
法大ゝ麻組を以あ所各十條の小索を繋数人
これを執る對ゝ挽くく強弱を以勝負を決ゝ
中宗利亦園ゝ幸ゝ侍臣ゝ命じてこれをゝさむ七
宰相駙馬東朋ゝつ三將五相西明ゝつ僕射常巨
源衣師唐休璟年老て力ゝ組ゝ隨て地ゝ踏ゝ
久ゝく起ゝとあゝ上以矢をゝ上ゝ桜

籾金

五雑俎

又本
邦の俗ゝ

熙朝樂事

松盆

八歳

爆竹

造生

或八二毬打ゝ作る又名古屋玄意ゝ民
間歳時記ゝ八二元張ゝ作る共ゝ爆竹と訓

吉良揚

菱葩ほこ次

和三ほどん正字未詳疑ゝく
八三毬打ゝ祝ゝんと云ゝ

どんどく左義長三物之正月十五日清涼殿の庭より於
青竹を燒吉書を天に揚くる十八日也又竹を伐り
扇を結ひ角法涼殿の庭にあをてこれを燒唱門師
大黒松太夫の伎四人（又鼓形二人烏帽形）鬼面を被り赤熊の
髮を蓬り二姫ハ女鼓を打ち二翁ハ逐鼻てこれを
うつ童子三人素面まて赤熊の髮を蓬り腰鼓を
打ちて又立方ハ有衣袴を長くらるまて五人おひ立て
これを囃しどんどくなりいなどの由来を云ふ（十五
日の境山科家より献ずる所の左義長爆ス主上此
所吉書修理職ちの事ハ修理職右ちよ燭を
指左京所吉書をさげ修理職仕丁ホ各庭上
ハ出くこれを拍手又洛中家々今曉爆竹をうの
焦あまりくる竹を一則の内ハ挿ハ並ハ兎ハうの家疫
ものとハ或ハ爆竹の火ハ竹を燒ハ食ハこれを
菱葩ほこ云ハこの火を以今朝の粥
を煮る武江ハ官禁ありて爆竹をせず

上元（十五日）

花燈の夕（事文類聚）唐山の俗上元の日灯燭を加
謝肇淛云天下の上元燈燭の

盛ハ京師中ハ過るあるべし云云大約二十二夜ハ過りて
始て息蓋天下五夜ありて国ハ十夜あり大家の婦女
有輿ハて出行ハ数橋の上より経過とこれ

松茅木（十五日）

を始て橋と云ふ貴賤ハ歩行するのを五雑俎
十五日百官悉く薪を献ハ

粥の木（十五日）**粥杖**

宮内省ハ粥の木を献ハ（公事根元）
粥の木ハ女の尻をうつハ男子をの呪とて打
てあり女ハうつ打と陽ぐ〻祐筆紙扶衣紹巴ハ紐
ホ也又ハ云ハ文帳ハ〇伝法花漂三河の
三州ハ漆樫の木を一尺二寸ハ切り上下より
削りけく先の方ハ左巻のうち或ハ柳樹のうち
を張て切り粥を松煙ハ焼て焼ぐ〻の形をうり
陰ハ白くその横ハ砂ること名つけく也祝杖と
云新婦ある家毎ハ入ること云ハ以新婦の擬をうつ
童の戯

粥柱（七日の粥）

粥の中へ餅を入れく食ハ
ありと云
ハ方くより入れ
ハ枕草集出ハ

小豆粥祝（十五日）玉燭宝典　世風記

校園の粥

河州河内郡まゝあり　祭神四座天子屋根命　菅丞相大国主尊天照大神〻又若宮一座天子屋根命の子天押雲命〻

正月十五日卜田祭当日神供所なれば小豆粥を煮粥の上に竹筒を挿し百穀を納置し蒸気の強弱をもつて年数吉凶を占ふ蓋当社第一の神事にて神主水連氏の外相撲をもつてこれ平安の祝粥〻十四日より大釜を居小豆粥を烹てその釜の上に五十四本の竹を立て竹は切て筒とし〻これを一束として約五十四束の稗杙を一筒毎に書付て釜の中の粥に浸し一杙一筒を割て筒中の粥の多少により耕作の吉凶を占ひ系清の人なる告者

三保祭

十五日　駿河国菴原郡にあり　芝长年中より省渡郡に属す羽車後田の社八本社を去ること南六町余外濱の海畔にあり此社祠いまだ数十町を隔て海中三四町ばかりの洲にあり往年狂濤衝突して漸く汀涛を没し〻ありて社地を退く只今此小羽

衣の旧迹といへども陸奥の説〻風土記に羽車後田の社八所穂大神の離宮なり〻今に毎年祭祀の府本社の神餘を神幸羽車の社まで神祭を行神供ホを献ず又羽衣のこと往昔この浦に天女天降りし由系羽車といふこと神主家伝あるとゝ志ゝ羽衣の旧迹今の社地にあること形〻例祭正月十五日〻十四より十六日に至る系清の人昔より馬をまけるとて来る

牽来る十四日筒粥の神事十五日神幸は於て天下太平の祈祷あり十六日古来八神輿神幸し湯立ホあり〻は大永二年細川淳正忠孝軍の兵火ホく神殿諸宮祭器悉焼失せ今八神供神酒の祭祀のみ多よ〻

社説多り

獅子頭の神事

十六日　伊勢四度舎　肥山田の〻あり

所七社或八社牛頭の社中島丁　大社一の宮　義の社大神宮内

今村の社を称す　坂の社坂の服　茜の社　笹山の　笹曲の社

三曲　見七社〻　淑木の社　以上　以上八社一社毎に獅子頭

一頭づゝ八ありこの内の一頭虚空より降るといひ伝へ

称り七ツハ常改長官と〻神職の作とぞ祭の日八今所

の町々の氏子龍の子兒なき獅子殿を宇松明をかゝ
奉る人侍りて以百五代柏原天皇永正年中飢饉疫
疠を防ぎ一匹獅子殿を作り山田上の左家より次第に
下の町へ追ひ一をありその獅子殿を町々の疫神に祝
奉り本居神と云 本朝の俗土神を以ふぶまとよみ中居或八
生砂子住る風土記尾州葉栗郡葉栗の郡
字支次地の社あり度八幡彼生産尾の地名
名ゝ起るの漢に呼倡城埴神又この名ひゝ
旬社よりこの宇一鼓吹して奉あり氏子の家々ゝ
をのとて燈松明或八十二燈を宇一十五日終夜迎りて十
六日山田の橋の上にて刀を抜く悪神を切ふ体をなし
即座に獅子殿を奉送して押つゝ社に納ゝ或八十
六日より十七日ともに一説に法四の **土龍** 行 筑内北 俗正月十
大神乗のこれを奉るとなり
四日にこの歳をなせり西四宮も是落葉より既晩に奉り
土龍を寄とゝ葉を求ねく地をうつとあり夏冬老
人の説に浪速宮くにこの日海苔を採ら
く或八祝を数宮拍を呼もあり土竜俗ゆぐらもと
以是なり

賭弓 十八日 清和天皇貞観二年はじめて行る
是八天子弓場殿に臨幸し弓を

所撓ゝ棚を張り的をうけく左右の近衛四府の
舎人ともの射る人事果て後大将射ふ食をゝ
これをかりあるとよ射礼八猪弓の最十七日に行る
正月ゝ日仁八三月十三日又射礼とは八射礼の習ひ
昨日奉ゝ四府は今日

射礼神詣 公事根源 **穢民將来**

山城國八幡一の名居の内に八幡の出旅所あり毎年正
月十九日この所に疫神を祭る法方の男女糸詣を
この故に此所を疫神の社とは八非ゝ一日の勧請ゝ
宿院頻宮の内に須磨数千本を建て疫塚
を表し夜に入て官ゝ神人各榊を囲ゝ九文
せるの上着を一の行麦とゝ次の次二の行麦三の行麦と
称ゝいひ八火燎を以て今八燎をとなとゝ
曰ゝ八做ゝて囲ゝ立ゝこの榊八疫を攘の義ゝ神人
を背炎元と以糸詣の人年齢支干を小木札に
記し掛る木の残に添疫塚の内に投入ゝ音々
この木札疫塚とゝもに焼ゝこれ又疫を攘
ゝ十五日より糸詣あり十九日特に奉ゝこれを疫神

祭とは絡弓矢を買て小児の玩ぶべし又昔此所小祇園の社あり故ま今も蘇民将来の木符を賣れこれを小児の衣領に繫ハ疫を除くとは唐山側印の義なり弓矢ハ是ハ猫衣を尚むの習ひ又山腹の岩間より生る水あり之を香水と称し条治の人小竹筒ま盛り推りて家ま洗る疫病あるとき切く飲むと死ハ愈ゆ九月年まある表疫神社前宮砂をとり袋り疫所の下ま亟厄年ある表此砂を倍して返し納む故ま俗又厄神と称

吉田氏清稜

九月　吉田卜部新年

の約束あり舟場所の前ま檀を搆へ八方を弾せら紙ゑの疫舟場所八角の社内ま入て宗源神道の約法を修ましこれを大稜と云一説ま今月の稜ハ疫神祭ハ八幡の疫神祭ま同し節分の夜より正月十九日まで此間疫神を封ぜられ十九日ま過て其塚を撤す

女節分

十九日也

吉田の疫神祭ハ前ま以るが如く節分の夜より疫神を祭るが由名ま男子ハ節分の夜とは云ども条治もれ

ども女子ハ同分の夜幸ハいとまなく特ま疫神ハ夜中ハ
ばとあるはどこの日を以節分のうりハ治まるところ
ゆくは秋京の婦女正月十九日を年
始の祝ひとして女正月とはよたびや

具足鏡開

十日　昔武家ゆく十日を用ひ　今当家

沛月長と宮て後兼為年ゆ十日を用ひ

骨正月

京大坂ま新年の嘉祝ま必鰤の脯を用ひ其魚骨ハ大豆と酒の糟を入て煮熟し節初ここれを骨正月と

十日園子

京の俗正月十日家毎ハ赤豆餅を食ふ是天穿ハ倣ふ

この秋又今日婦人鏡基の鏡餅を祝ふなりこれ二十日と初良と別をきらう故ま十日正月ハ市俗の所称

天穿

十日　煎餅を製

○江東の俗正月十日を以煎餅を繫き屋上ま置

を天穿と云紅縷

これを鋪天穿と云事文類聚

嚴嶋祭

下ノ巳

地の沛前ハ藝州安藝郡ハ是嚴嶋と同体ハ毎年正月下の巳の日神祭あり近国より参詣して条治せ

この頃正月下の丑の日の二月初の申迄の内の十日の間くれの次第を芝の記に出す

内宴 十日 内の節会

小野仁寿殿に於て行る文人詩を作り終て

旅にてたそがれ人妻て所前まで傳ぜる 八事根元

御忌 十九日より廿五日まで 圓覚大師の忌日に京智恩院を

じめ四ケの本寺その外同宗の寺院にて別事法会あり故に元を

出家と云ふ俗に兵尚ちやと云へ

初天神 初午 **初午動** 廿五日 廿八日天神不動の忌日に今年

けづめく舎日に八俗仮に初の字を称へ

藪入 十六日

六の解 ○やぶ入元宿入の略にこの日男女親家に

到り或八寺社に詣く拝山一各ゝ所の仮に奴婢を

主人にいとまを乞ひ暇を乞ひ家に帰る五雑組に所謂齋

魯の人の走百病に歩事と又大和ゝく六の候和泉に

て六入と云も数入の転に紀に曰く八宿切と云又大和

にて八民間旧年塚一ゝる女親里へ帰りて今日必ず解

を搗く祝之これを十六候と云是十六日の候の略に

彼是名月混雑して六入六解の名あるべし

女踏歌 十六日 大ゝる正月十五六日月の出られぬ

洛中の男女声よく和ゝ舞をなす

集ゝく踏せるどせれ也衆踏歌とハ中ゝむ天氏天

皇三年正月大極殿に渡御ありて男女ゝつどゝく宮

夜に踏歌のことありと紀に見えたり月の出られ

ともぬぎ出の雲の夜まもあり名歌 八事根元 三曲九

終に必ず万年あれとなれば万歳楽

と号これ古語の名ありと以外

福壽草 元旦草

残雪 **消雪** 雪消云也或二十五条に消雪を冬

とも云れども二見閑居の花の仙を春とも花の仙

今七びゝ花惜むべゝ

のこり氷 也残波後ゝ文芳が俗恨と

以伝一理あり近来次ゝて素と寺

魚氷に上る 月令 **獺魚を祭る** 月令 **木の芽**

若草 新艸 **蘆芽** **蘆芽高** **蘆芽茂**

鬚岳子若葉　松の花　○そう緑○若緑
立筆　堀入　野大根　○十ゑりの花　鵜堀る
下萌　葑薹　鶯菜　水入菜
田を鋤　畑うを　畑寸　種つ物
凝かる　冴ゆ　餘寒　春寒
梅　万葉ニ有梅和名鈔ニ宇女今の人　春告草
むめと書ハ假名たぐりうめとよべ
白ひ菊　藏　香散見草　藏　いひもの花
白くさ　花の兄　二十四番花信風ニ寒一候梅を以て先とす故ニ
兄と　好文木　起居注　晋の　この花　和漢
武帝の古事

の名より　花梅　紫まあり菅家の雲樹あり
名ばく　無常説法現神通千里飛梅
一夜松萬事夢醒月吐雲観　未開紅　洛の誓願寺
音寺裡　聲鐘　明薩天錫詩
の梅　勅ゑ八いとものかこ一菅のやど
北名　鶯宿梅　ハと問ていふとそこん　拾遺集
○綸旨梅　○紅幸梅　餘梅　ゑゑこりの梅
さそうゑるる宿をそこと花も人ハをりよ
こそよれ　西行家集　世たび行あまくあり　梅屋舗
卯龍梅　武江本所亀戸天神ゆり三町許ゆ
清香菴とゆあり　近ところ数十株の
梅樹を栽世ニ梅屋敷と称ス又一株の梅あり枝
條地ニ横りて卯る龍の如く考り故ニこれを卯
龍梅と名ハ一の閑ハこの　梅暦　梅是山家の
田欲うめの花　法橋吾山　暦　山中夫
梅のさくをこそ芸ぞと　春鶯囀
ものゑ考故ニ暦とゆ　万歳樂　○春鶯囀

梅の花衣　○青柳そうふ○雛祭の曲の名　○大芹そうふ　そうしも

子の日の衣　色色の子の日の松にそるを云ふ

表白裏撫枋十二月より二月迄　道遥院殿説　表紅裏紅梅これを梅そうとも云ふ　拾令院冬平々の抜

鶯の袖　色ハ衣の色ハあるべ東ハ袖といひく

鶯の衣　色ハ衣の腰袴ハ袖へ　藻汐艸　枝折萩

表白裏青　冬平説この外一重梅　紅梅柳　紅梅柳　花柳ハさまざまあり

泊山

榊の衣

泊狩

朝寝　○竿をとる○繼尾○山野　○鈴子さし　ハ竿

青ハ鈴子の雪ハ竿をとる　未ハ鈴ハ所ハ釣

寝るハ鈴子をとるを泊り山も鳴る物も少

もとるとも鈴寝るともハ又寝の鈴とハ鈴付

の尾ハ鯉の尾先より三枚めの鱗をとる　尾羽

ハ糸ハて巻付その上ハ鈴を付るこれ鈴ぞを

とるとハ叢の中へ花入て寝の居所のまれざる所

鈴の声を聞て寝人が驚く　泊狩ハ鈴ハ鈴子

とハ竿のをそて鈴のまれ寝を合せ

るこれ花をを抜ろぎ　とハ義へ又繼尾とハ長々

寝のそろ山へ鳴ん竿を抜ハ寝の尾ハ鳴

の君ぞとハ羽を繼ぐいまぐ寝のまれ

ん山へ鳴るそろを云ふこれを繼尾又

白尾　知名鈔　白魚へ

とハ

鮐　**飯鮹**　**蜆**　**浅蜊**

猫の妻恋　**鳥さわる**　**山笑ふ**　万山春色を催す

雪氷解る　**送穴躬**　九九日四時宝鑑に云高陽氏の子衣ハ

敷ものを好ミ糜を食ハ正月晦日ハと世ハ糜を

作り破衣を巷口ハ無く貪鬼を除く又池陽

の風俗正月九日を以穴躬九とも屋室の塵穢

を掃除しこれを水中ハ投これを送穴躬とハ云

謝肇淛云俗説ハ信ぜ不足ぞ穴幼也穴躬也皆

晦尽の義へ諸月をいハて独正月をハ云ふとの

その端を挙るなり　五雑組　接せるホ
送窮ハこの方より晦日掃ク

異三春物

花保姫　春の野山をすむ神々神祇ホあゾ

霞段

○初霞○八重霞○霞の網○霞の海○霞の沖○霞の波○霞の袖○霞の巻○霞の色

玉姫　秘蔵抄　霞を示

霞の洞　仙洞を　九うすみ　ヤスム

仙境を　霞の命　仙人ハ霞を服して命を延るとの事ハ老子ニホあるよりなり

霞汲　流る霞　共ニ酒をくムホ　霞久　霞のをくり

春めかだ　圓珠菴笑沖阿宥梨云まのほゞ

〜ちかの花のさかりなるとき霞をいハん奥風の事〜山ゥセるのほゝゑんる花そ〜河社

長閑　霞

うらゝく　和の字を消ス

暖ぬくと　水温　ぬるむ

長宗君云

鶯　経よミ名　春告鳥　人来鳥　古今集　大和物語　とゞ名鳥

とゞめ名ニつ時ゝ宿の八重　公忠

百花の花をちらし

金衣鳥　金衣公子　周礼遺事

ようよう名　東今序　坐　鶯の琴　鶯笛　草　徒然

鶯の異名ハ今の鶯ハあゝ也

名ホあゝ　詩ホ所の黄名ハ今の鶯ハあゝ也

黄鳥　とハ説あり或人云黄名ハ俗ニ朝鮮

ゞ留ゝ

鶯とハ名ホ其の黄

鳥囀る　水鳥ニつる　百囀り

ホゝく　鳩の天サあり少ク

百千鳥　ほゝくの名をハ鶯を

よゝゝるハ後人のひがこと

鸞　駒鳥

雲雀　雲雀の異名　永日　遅日

雪解　雪なだれ　風光る　東風　初鰹

鮒膾　鱒　鰆　鯛　蛤　或作酢蛤　青鰻

干鱈　同刺　乾鰯　海雲　白藻　水松

若布　鹿尾菜　海苔　○耳の り　○黒海苔若狭　○青の り

○鶏冠の り　○於胡苔　○さゝ海苔　○索麪の り

○十六嶋海苔出雲　○奥津の り　○品川の り　○淺州海苔　○

葛西の り　相良布　楊拂　○茅の柳　○茅の柳　○青柳

○痛柳　○柳の眉　○柳髮　○篠柳　門の柳

○柳の腰　○柳の糸　○玉柳　○凡て柳

陶淵明が吉事　玉の小拂　玉の緒や云ふ玉の緒　折拂　旅立　別

ふる　椿　○玉椿　○伊勢椿　巨勢山の列　列〻椿

○藪椿　○蓮の花　列椿つらくふるつ茅の巻

巨勢の山路を　万葉集　陽炎　糸遊　糸遊一物にて糸拂ハ

吳名字　髮布雜記　苣　唐苣　川苣　三葉芹　田芹　根白芹

菱草　菱草　防風　狐活

茲姑　烏芋　擒草　雜菜つむ　野山を焼

好き　木地の燐縁　春ハ陽氣ふつれ灰もちて

列ち　炉ちも木地を用る流茅ふるく灰も最灰汁

用ち又表ハ物毋あくるこゝろもふ薄塗の縁表

冬ハ物ゆ中ふ用ち又洗ひ縁とふもの

あり　羊竟ハ冬と表をもつて表のこゝろ　春の宮

東宮を　春の宮

ヤスあり　膾月　春雨　榆莢雨　太平御覽　春雨字

膏雨　紙鳶　紙老鳶　風巾共ふ芋ー

俗くいふ　韓信軍用の名ふ

これを造ると今按ずるに和名鈔に云ハ辨色立成云

紙差鳶　世間云ふ以紙為鳶　鳶　鳶　飛　紙鳶

これをこゝろ切ふふいふハ音のこゝふ略ふ別ふ和名ハ

あり〻と云ふ今の鳶たことふもの古製衣ふ云ハ

烏賊幟と名つけしハそのゝち後の工夫とこれもその形の烏賊に似たるよりの名也江戸の俗ハ章魚とよ烏賊に對しての名也大かた正月より二月のころまで児童の玩とし伊豆より三河までの間ハ五月紙鳶をあぐるその製三州最巧なり

あがれ～名のたこや古今のいかのぼり　信徳

風箏　紙鳶に用る所風によりて音を発するのなり

春にあふや

春まちぬ　**春立ぬ**　**春まけて**

春まけて　春まけてハ春に向ひてといふことなり　まけてハ向てなり万葉集中に出ッ春まけて八月の字を略せるなり

春まけて一年も秋風にかほるの山を越ぬや　八　家持

霞の木つたふ梅のうつろひハさくらの花の時さりけぬ　人丸

二月

仲春ハ日月降婁に會して斗卯に建の辰也

夾鐘　律

驚蟄　節　雨水の後十五日斗甲に建すを

春分　中　驚蟄の後十五日斗卯に建をいふ九十日の半にあたる故に分と云夏冬ハ分至といふ

仲春　梁元帝纂要　**令月**　仝書　**陽中**　月令廣義 初学記

如月　月令廣義　**梅見月**　藏玉　**小草生月**　仝拠

祐花月　未考　**衣更着**　この月餘寒さるけくして冬の如く又衣をさらにきるが故に名づくと未詳

中和の節　朔　唐の徳宗の時上巳九日を加へて三節とす　唐書

生子を獻ス　朔日　民間青嚢を以百穀瓜果の種を盛り相問おくりて生子をと

献之民間里宜春酒を釀して以勾芒神を祀豊年を祈る百官農書をたてまつりて以本を勢るることを示すなり今を世者して上巳九日とこの節

李 **二日灸** 二月二日男女灸点を医書小八月二日針灸小よろしきの説

沈傳 俗傳てこの月二日を用るあり凡民間点灸の附口唱を當病ありその所をやく人神當小去べしと世俗お伝ふ聖德太子の教へいにしなり所のことぞ八月二日も又神をいく男女灸点を共にこれを二月灸とふその効地は倍ものいう歳時紀小この日朱を以小児の額に点を名つけく天灸とふ以疾を二厭ふことあり今本邦京師祇園の社陸奥老婆あり朱を以小児の額小点して狗子とふ者ことに疫を免ることとこれ天灸の云なるべし

初午 二月上の午の日稲荷山今日新

所供 山城四稲荷山今日新所供を献ず社家毛利氏これを調進す中の社ハ倉稲魂を祭り田中の社ハ大巳貴を志ハ本朝衣食の祖神なり蒼生安逸の神なり今日農民糸竹特小京一門前の家ハ百穀の種を雜菜の種を賣る又大小の陶器を賣ふその大なるものをてんぽうとふその始摂州摂津法の海浜より製し始せる故之世ハ摂法焼とふ是ハその小なるものをつくりとふこの土器を中小運搬それハつぼくの音あり祭名とふこれを以小児を賺し又大人も陰をこの内なへ入て火中小投ず焼盥とて今日民家多く菜の糸を含ふ凡糸竹の人神糸ハ殺を処の殘たる簾の間小生ふ者ハ人福を得ると清得て家弥とを當社出現和銅二年二月九日ハ長暦を以これを推ふ死ハたるべし初の午の日小當 雜物附志

この社ハ七度詣する例ありといひ伝ふ

滝の水 滝の水ハ七日のほりしるしと世人

○民間ハ少ともこの日王子妻恋之図 芸陵小の社糸竹

糸一近年王子稲荷最辭集を西ヶ原より先田の畝少て百穀の種物を賣る糸竹の法人俗絵紙製の狐を買て土産とす又茶の木稲荷の氏子今日茶を喫ス

その外わも茶を禁ずる家あり民家市中とも殺生の猶
行を祀り灯燭をともげ鼓吹して舞よ近くハ雲間の霹靂
雷歴のごく遠ハ蒼海の波濤を似ら江戸の繁栄実ハ
耳目を驚ずハなくろう　初午やあるの乳母星月夜　治徳

水間祭　上午

泉州龍谷山水間寺聖武の勅願
天台と本ゝる正観音ハ基四十二歳の作今日ハ出ゝを運ぶ
行基并天平年中の開基ゝ始末ゝ今
者尼羅を消除し福寿を浮るとゝ仏ゝ又天皇聖武
爰ゝたゝまとあり皇城の西南ハ救世の像ありと乃ゝ行
基をしてこれを索むに泉州山谷ゝ到りてこれを発ぬ
神龍あり大士の像を護持し以行基ハ附ゝより
てこれを献る即ち梵刹を造て安置ゝ天皇の端
爰今日の出家ハ毎年上の午を
金日と云ふ土産ハ草鞋を賣ゝ

東福寺懺法

上午　恵日山東福寺ハ洛の東南ハあり門前の街
道橋より北を一の橋と云ふ是ゝ宮廊の境ゝ南を二
の橋と為ゝ乃ち稲荷の社あゝ毎年二月方寸の
紙ハ寺の字を出て寺内の同聚房ゝ出ス火災

疫病を除くとゝ今日初午方丈ハ於て明抜ゝ画
く処の観音三十三幅の像を掲ゝ懺法を修ス
開基聖一国師ゝ懺法と八天台大師或説道場式を
作りたまひ六根ハ六根の罪を懺悔するの法ゝ今月
の終ハ

本妙寺詣　上午　江州三上山の辺ハ旧迹あり今も二月初午

則是ゝ
詣ありこの本妙寺山門ハ属して天台宗ゝ織田家の
兵火ハ乃ち焼て山門一旦滅亡の府江州辺の末寺も
共ハ回禄是も又その一寺ゝ多ゝ仏ゝ近ゝ岡
野洲郡百足山本明寺本ゝる馬沢観音ゝ今旧跡
三上山中ハあり堂宇僅ハ二間四面里俗の説ゝ本
ゝる八懐秀郷ゝ為ゝ祈ゝと祈長一尺ゝ毎年二
月初午開帳あり鰐口の銘ハ百足山本明神とあり
その梵ハ平林ハ三上明神の社あり是をとて忘
ふ人ハ明寺観音ハ三上明神の本地仏ゝしまや
堂の前ゝ三十三間の矢場あり初午の日今ゝ為て
弓矢を荘厳ゝ里民も弓矢を商ふ条治の人
これを買て奉納ス此ハ平日ハ秘仏ゝ初午の日

或ハ三十三年を開帳の期とす當田村初午當日れ
外ハ北佐久良南佐久良両村の百姓四十人ばかり講を
結び一村より六人づゝ各十二人を年番として万事を
支配す本堂ハ南村ハ北村より封を付小村
ハ左と兄ハ南村より封を付て互ふ其数の多きを示
とぞ○初午の月節分の前と十二羽を揃て諸人新殺
即よ

魔耶參　上ノ午

佛母摩耶山忉利天寺八摂州兎原郡畑原村
の山上ふあり大化元年の草創伽藍坊宇之甚
ありしが後衰廃して今纔ニ存せり二月初午の日ふ
絹馬の土雛を祈るとて馬を牽て献
土産の昆布を買て帰るこれを耶昆布といふ

吉野參修正

朔日　二月会式とす八當田五月より来五月迄長日不
退の行火寺僧方を荒供と号し満堂方を餓
法と称す作の両行を二月朔日本堂へ出座し此供神
酒を献し幣あり本堂の廣庭ふ多く競して修
をおく其く世俗これを吉野の修正会と称す
もこのたぐひ此義よりて正月下旬より三日の間荒供餓
法の両行坊より施行の業あり近國の非人乞食集り
来る[吉水院考物]○又摂州平野大念仏寺の本尊一仏
十菩薩の画像へ供ずる鏡餅を歳の首ふ吉野山
蔵王権現の神人来りてこの餅を破砕して多くの籾ぶ
分て一炊て又餅とし二月朔日本堂ふおゐて諸人ふ施ス
これを餅配といふ又吉野山中の僧侶へも分ち配る之
この節下使の家婦餅を田物ふへ院ふてき院へ配る[雑談抄]

行基參　同二日

摂州河辺郡昆湯村崑崙山昆陽寺八四十五代聖武天
皇天平五年草創開山行基ミづから薬師の像を造
て安置ス天正年中回禄今僅ふ小宇を構へ本尊及
開山の像を安置ス八町東ふ池あり昆陽の池といふ池中
の魚皆一眼之池魚を祭りて行波明神と号す二
月二日里民参詣スこれを行基まつりといふ

釋奠

釈奠も義ハ上ニ下禮ス先師ニ[礼記王制]○釈菜　菜ハ奠幣
[四季物語]○釈奠ハ孔子のまつりなり上の丁を用ゆも
し日蝕の年ふあるときハ中の丁をもちゐるとや[公事根元]

二月堂式行

朝日より十四日まで南都東大寺の内の午玉加持の法は日より廿日迄

なるを上の七日とは云なる観音の像大小あり上の七日大像の観音の前に法華を修す八日より十四日迄

なりて下の七日とは是小像の観音の法華を七日十二日の夜水屋の井に招て牛玉を貼る水を取る九年

中用る処の水この両夜に汲て桶に蓄ふ内陣実忠

美濃国笥飯明神の託宣に依て水を招井に取く

牛玉を貼て七日十四日の夜必招井より涌出て今の井

水の出に満るが如し今夜水を取る上人実忠に

教ふ東大寺の僧朝日より十四日に至て各素絹

と二月堂昏夜行法ありこれを絹とは云その僧忌服

疫病あるに勤るとあるべ十人或は二十人年くに

多かり僧は法華を誦ふ其の年吉と条頂の男

女志願あるに仏前に止宿するを也竜とは七日の夜

行法執行の僧室より廊下を歴て堂に入る有聖の

衣大松明を取る寺僧啓行して堂を巡り暁に成

水を取る十二日の夜も又同し　水取の僧の賀の昔

水取

はじめ実忠二月職を修す初夜の時元神

を請じて神名を讀こは供す若州遠敷明

神あり威霊ましこの會に与り実忠が職を

渇仰を生じて流ちく祈く八闍伽を献ぜんと思ふ

二ツの岩石地を穿て涌出し傍の樹は堂の前

耳泉涌出実忠石を投ぜて寂仏井と成早年に

井水枯て二月修中闍伽を欠と云ふ遠敷明神の辺に

集り遥に若州の方を持念す須臾に水盈溢る遠

敷の社前に河あり此の河流を絶く音を聞これ

を怪しむ蓋し神河流を通じて寂仏を送るこそ後

このことを聞て里民この川を堰く音を聞と云ふ此

水を取て実行を招しこれを出す世に二月堂の水取を

以実行ハ牛玉之

薪の能

芝能　二月七日より南都

奥福寺の南大門

小鼓の能ちぢ沢　元は奥福寺夜中法会の日

寺僧の奴僕春宮に怪ぶ門前に招て火を焚き

その光に就くさまぐの俳優を作り長夜の徒と

なるまでありそのち金春。観世。保生。金剛四座の業

とゝまる事度ハ紀伊ゆあり南都休眠の事度これを
勤ムけ給ふ七日二度ハ八くこれを勤ム七日も又此
九日に至れハ初日の一度流徒ハ者宮の器
に地ゆて藝を施ス事の次度門能を勤ム十日も亦
次第かくのごとく宮能年ゆく後十日より十三日まで
両度おこなて門能をつとむ七日の夜雨ふる紀
八十四日臨時ことれを勤とゝ〇大和名所志ニ云
薪の能の起りハむかし西金堂の修二月會より
出そう流徒の筆記ニ云奥福寺修二月會ハ弘
仁十二年より始り東金堂九八相の花西金堂三
十二相の花六十種の香華を飾り擁護の法神
擁護の法佛を勤請して供糧ぜくるもの
清和天皇貞観十年大風万木を伐雷山を
崩し地を穿て象の田をつくるが如し絶ル西
金堂乃前ハ完一院くくの末南大門の芝茅
に接てこの院より麝風頻ニ吹出く法堂の
瓦玄敏の門扉を吹あげ散乱ス漸く霽え
北風止て後虚空ニ声あり て曰天下俗星出る

八天子の禁ハ四海の政起ル久我國の正法尽ん
ぬるく通りそう大流食後ちく和ル是全
法会の中絶くるる処ぞとて絶るを怒り西金
堂の法会を南大門ニ移して行る是風完の末
この紀ハ紀ニ放ちこの舎ハ往古より上陽とて
昏夜を弄ぶ多くの薪を焼り昔唐人来り
て西金堂の陽くくこの薪の光ニ驚き
けるとぞそのち後小松院明徳年中より修二月
会の有ル事ハ一七日南大門ニ於く猿楽を
さしむるのハ上陽の薪のあるを舞ふと
ぞ猿楽の藝を能せり故ハ
薪の能とゝ〇近世西金堂及南大門の修二月
会の沙法ハ云ふ事ハ毎年十月義宮ニ礼
の時ハ猿楽ニ云ふ事ハ
年童とゝ流徒の集会所ニ来り専當ニ
故ハ流徒の撥供猿楽の事ハ真人ニて両家
の濃り帝の二徹ニ徹ニ附ハ猿楽を止濃
ハ能を始ル奥福寺の賢主義ニ流徒ハ

至るまで南大門の辺を掖殿と号し高サ一丈ばかりを限り
其ばかりに長き掖浦を
長さ五尺見物処と云

雑談抄

事納

八日　針供類　六質汁

○武記の俗二月八日を支聖先と云十二月八日を支
ばげ先といひて竹竿の先ホ目笊を付て家ごの
前ヨリ出ス又今日芋午房大根赤小豆ホの六種を
に煮て汁ごこれを六質汁と名づく婦人ハ針の
折ごもを集て法鴦の宮に納め一日線針の業を
停ムこれを針供養といふ

八ホ大九十二月八日ごろより年改赤祝のるを始メ
二月初旬にあるてその上後ごる故ごこの名あり又ハ
昔源義家朝臣奥羽征伐の日先ッ大屋大夫ガ家
に陣ごこの時東国半バいまだ服ざで大夫同志れ
ホ物ごく八幡殿ホ志ホん者ハ門ホ織を出シ
て祝ごをよごこホ於各門ホ軟を掛ごこ公免
ごを示ス義家朝臣奥羽征伐のるを始ごこひ
ー八十二月合ホ軍機のるを納めひーホ二月八

日ん今も彩ヨ用箒を出スこ此遺ごこの云
延稚者ホちー行ぞ伝ものホ早ごんごもこれ二月線
針を作ごこハ已ホ久ー五雑俎ごこ唐宋以前
皆以社日停針線而不知其所従起也云云
謝肇淛云呂公忌云社日男女輟業一日否
則令人不聰始知俗傳社日飲酒治耳聾者
如此而停針線者亦此也本朝の俗二月線
針を作ごこハこれよごる秋ごれども社日を以ぜ
八日を以ー八月を以ぞて十二月

春日祭

上申

と云ごもいまだ解ごるのん
大和国添上郡春日の社ホあり大中納言の内様
ごこを云ごて上郷と云前夜京を出ごて南都
ホ参ごて夜ヨ入りごて敬市の家を勤ごる左右
の馬の允神馬一疋を奉ス上郷往還の百雨ホごるを吉と云祭の
支を奏ス上郷往還の百雨ホごるを吉と云祭の
前日春日の社家ホ日の文子を南曹の妻ヨ告
朔日ごり関白氏長ごこ兼信家門外ホ
傍尼此を服の輩ごこの礼を立

公夏祓

大原野祭

上加　山城國乙訓郡ホあり春日と同神ハこの神ハ
皇后の弟也孫ん百ホ社遠ホよりて祀をき所ホ
移し給る　公事根元

祈年祭

四月　神祇官ホ於てこれ
をおこなふ豊年をねと
なるの祭之祈年祭の神三千三百三十二座　神祇
官祭る神七百三十七座業上　國司の祭る神二千三
百九十五業下

園韓神祭

上申　両神とし宮内有ホ所る
座　神祇令

神ハ今曙ガ井通る辻上元町る社
あり本荒神とゆ乃ヒ見ありとそ

祇園御八講

八日　祇園ハ山城國愛宕郡八坂の辺ホ属ス今絶
て八講の義ホ一元所八講ハ勅命ホて行る法花
経宸筆ホの義あり今白家ホ於て執行る法
あり法花二十八品ホ結経ホ量義経を加て三十
日三十日の式あり八講檀とて両檀ホ對してこれ
を飾る講師同者を定め右座ハ仏名をゆ分
に唱ハ花生ハ法花八巻の大意を論ス別ホ論題
を設て論義ありその外伽陀唄散花ホの法式

厳重ホ天台一宗ホ於て行ス或ハ林ホ裡の御八講ハ
奥福寺東大寺延暦寺園城寺四ヶの大寺れ頃
徳を百ヶとゆや光明皇后の所ホ法花経ハ華つ
ミ水ホ浮ヶ彩ヶり我沼ホとを立てをえしこれ者を
ホ付ホ唱るともあり　摂津国ホ採薪及菓蔬
隨時恭敬与の例ホ今ひ薪の行道とて天子ホ
所ホ行道ホ薪菓竜水桶ホ六位の蔵人ホ
を役ス持物ホ香ホの義あり祇園の巡八講も白宗
別院のとゆ勅命ホ行ホ一ホ今も社　列見　十日
内ホ慈覚大師の像を安置ホ遠ホ
上郷ホ弁外記史などホ太政官ホ六位以下の
藝能あるホんを元ホ武級兵部の二省より率て来
ルを上郷ホらせ笠量容儀を見ることろあり
持ホの花を上郷以下冠ホ大ホ八義の花納ホ
樽の花冬ホ張六位ホ作り花ホ張冬
後以下ハ雨の花をさんん　公事根元

湯嶋天神祭

十日　江戸湯嶋天満宮ハ文明十年夏六月太田道灌
義相の工ホよりて城外の北畔ホ菅神の祠堂を建て

数十代の昊田をよ各梅樹数百株を栽る○志のよう
器の茅ま油あとい西ありた松するゑめりて志めの
うちゑむさーのを茅ををけるゑ宮ゝ松の及もゝ器ハ
小社の神神とゑえ名ハ「ゑもちれをハ東風吹むゝ敷
ゑで遠く志ゑの神の梅ら香 孝恩紀行 竟志この処
ゑまりーハ文明十九年の春ゑ」當社ハ戸隠明神を
以地主神とゑ風土記ま云湯嶋社神貢百束三毛四
字田雄略天皇二年癸丑八月自宦所 紀 十力雄神也
ゑ力男ハ戸隠ゑ今社内ゑ祠あり是ゑ○毎年二月
十日別當喜見院号北野山台宗 上野末神仏五石 俗を礎石の如く四
角ゑらち神供ゑ後氏子の家ゑ配る世俗湯ーあ
礎俗と称ス或ハゑ戸候ゑ當社地主神戸隠明神ゑ
比ばゑと 訓讀會○瑞巖 九日より十五日まで
未詳

遺教經會

山大

叡恩寺の釈迦堂ハ浴の上立賣朱雀の西ゑあり
元天台宗ゑ近世ま云宗とゑる方丈を養食命坊と
号ス千本の釈迦堂是ゑこの寺ゑ嚴原秀衡建処の
堂是平教経幼次の付ま習せーとゑ寮あり一説ま秀

衡の堂教経の室ゑ付ゑりある処ゑ多く廃頽ず
近世ゑれを再興ゑとゑ又一説ま猫間中納言光隆
ゑの家士岸高拾千本の地ゑ大叡恩寺を建て如
上人を請スと志ゑ比ハ秀衡の堂教経の寮皆
「誤欠」毎年世義雪ゑ風烈ー故ゑ児童の涉ゑ
雪経ゑ弟人より竈の焚ゑ弟人ゑ如ぜと叫ゑ是
遺教と雪と和俗相ちゑー○此寺ゑ普賢像の
樓あり俗普賢堂の樓と云麻鬼堂の前ゑあり

千本釈迦念仏

千本釈迦念仏とゑハ二月中旬遺教経会ま有て
のちゑ文永年中如輪上人を始ととゑ云ども実ゑ
恵心僧都の高弟定覚上人ぞ始ゑ釈迦念
仏の祖ゑれを音乱名号大念仏と云一旦中絶ー
て二百五十年の後亀山院文永年中如輪再興を
釈迦念仏の上徒弦草あもゑくゑこの法会九日
より十五日ゑ至る今東山智積院の僧徒ゑれ残
勤む訓読会とハ遺教経を訓讀ゑる此経を
釈迦涅槃ゑ入ゑ和ゑ仏弟子の名ゑ
遺誡ーあゑ経ゑ故ゑ遺教経と名ゑ比良ゑ講

近江國比良の嵩ホあり

八講の訳節ホ考るぞり

涅般ホ會十音 涅槃像 さうし仏

○二月の別 ○佛の別 ○周の昭王二十四年四月八日釈尊誕生之へ滅八周の穆王五十二年ホ當る年七十九」周八子を以正月とし考ハ今の二月四月ホ成ぞとも説ハ非ず印度の二月八中國の十二月ぞ説あり略○洛の東福寺ホ北典司が画く処の涅槃の像あり縦八間横四間あり今日法会ホ絳ぞひその外処々の寺院ホ於て涅槃會を修せり

雪の果 毎年この比おりく雪ある世俗の諺ホ

雪の終りハ涅槃とも

西行忌十音 西行法師ハ尤金吾義忠康清の次男俗名ハ儀清鳥羽院の上北面徳大寺家の被官なり弓馬四方の達人保延三年難波で大實坊圓位と号ス建久元年二月十五日寂ス「ねがハくハ花のもとにて春死ん其きさらぎの望月のころ」と詠ぜ世よあるぞとしくも偏終たるく其期まあり是又奇といひつべし

常樂會十音

南都奥福寺東金堂ホ開浮檀金の釈迦像あり その顔面に涅槃の像あり俗ハ是金閣が図する処 ぞと今日その顔をかくく常楽會も涅槃会を同ト摂州四天王寺ホも涅槃會を常楽會とハ云

嵯峨の柱炬十音 二月十五日清涼寺釈迦堂の前ホ大松明両基を建く是ホ中ハ火を焚ド地下人各松明を巡り ホ法陀の号を唱へ暴を撃て踊躍これ西域ホ於て釈迦を葬の遺

候花奠十音 京師の俗正月用る処の 候花を貯へ置て涅槃會ホ者て供物とし又正月の候をあくれの如くさゞを並てもとちゆこれを候花奠とハ云なり

積塔十六日 貢人検校以下の衆分ホ多ぞ各京高倉綾の小路ある清聚菴ア

あつまり光孝天皇の皇子雨夜の所子の為ホ積塔會を修ス積塔の名義 法花経ホ云宿昔の沙人大検校経営を設く座上ホ守聲神の画像を並べ盲これを弥ーその後大瓶の酒を酌ミ盲人六流の中四人を撰

平家を滅ぼす守護神八日吉廿一社の内十社を取てこれを祭る俗ゝ護神をあやまりて病神とゝこの画幅常ゝ按検校の宅ゝ安置スそのの人死ぬれハ次の検校ゝ与奪ス盲人琵琶を弾ぜるゝ由ゝ妙音弁才天を崇む元平家始皆の作ゝ是編者ー偽ゝ是室時長之作る処と或ハ伝流節司行長の作と又一説ゝ悪七兵衛景清草創ー平大納言時忠これを修飾ー その後三位時長その要を算ー玄恵法印又これを改補ー全書とゝり盲人平家修ゝ子あり覚一とゝび城一とゝ城一ゲ子ハ坂の石ゝ居ー城元とゝその次を城意とゝび又その次を城存とゝゝ覚一ゲ子四人あり通一。美一。景一。清一。とゝ所謂城方の中大山流。妙文流。都方の中志道流妙観流。戸嶋流。玄正流。是ゝ城方両流盲人ゝ都方の中戸嶋玄正流も又盲人ゝ一故ゝ両流の中陳年ゝこれを勤ム盲人

座頭と称ス その間ゝ官位を至て官位階級あり ゲ一の上首を検校とゝその次を二老三老と称ス一老ゝ以下十人ゝ列ー十人常ゝ京師ゝ居て万事を計り元盲を治ス故ゝ他邦ゝ行ゝ元盲を元村の検校四人をえらて官銀を生納セ ーむこれを結解と呼万事の経営を主るゝ人を至てこれを職事と云 有髪の男子ゝ積塔納涼会の日も烏帽子ゝ袍を着ー てのすをつとむ和俗ゝ両夜の皇子盲ゝ故ゝ元盲を沙汰ゝ明日皇子の忌日ゝこれ ゝ盲心経を編ー琵琶を弾ー て宿忌を修ス天皇光孝も又上賀茂の封境の中ゝ田地若干を至て帰る処ゝ盲人をめぐゝ今その田地社司の有とゝ故ゝ遠方ゝ盲人ゝ矢ゝ京都ゝ帰りて宿を定ざるゝハ先ゝ賀茂の社家ゝ寄宿するゝ大炊道場図名寺元天台宗之中世時宗と号堂前ゝ光

孝天皇の塔あり盲人或ハこゝに詣ずとゆ〇江戸本所一の橋弁才天の社もこの日亢盲積塔會を修ス又の武大緊洛の清聚唐ホ却ゆ〜

當社ハ元禄年中捴檢校板山民起立せり今ホ

多りて捴檢校　摂州難波の海辺で

ようこれを支配ス

貝寄

當月廿日最後ホ吹

風を貝ゝをとゆこの風ホ演（吹）せる貝を

ろひて聖灵寺供養の造り花ゑどにつけ〜上

宮太子の前（ゼンゼ）とゆ又或人云四天王寺公文

所秋野紹順の説ホ二月十九日四天王寺の公人

六時堂の前ホて日和をとゆことを行ひ住吉の浦

（御君子をゑりホ四〜ゝ見来）廿二日聖灵寺此

曼陀沙花ゑこの貝を付て舞基の四隅ホたく

舞乗を奏するゝの貝の形様の花ホ似ゆりとれ

を筒花

に造れ

踊念佛

中日　四天王寺念仏堂ホ

このとあり天業此

名号とて六八井の画像を掲て念仏徘徊ス却る

ゆ良忠上人鞍馬の昆沙門天より感得の御経と

今日平野大念仏寺来り〜法爰を徘徊ス法爰の

半大和河内の道俗各十徒をゆ〜紅み紐をつけ

ゆホ拍てこれを拍く踊るホハあ代一心ふ乱ホ念仏

て踊るゞゞ〜ゝ内ゆゝ大和河内のゝとゆゝ由結ゝ

〜さ豪家の禅門ゆゞハ此

圓宗寺

最勝會

法爰ホ入るゝを許ゝと雖ゝ

十九日　此寺今絶ゝ所室仁和寺

の境内ニゝの名あり〜（勅會ゝ）

聖霊會

摂州四天王寺ホ拍てこれを修ス當日太子の像奚ゝ

舎利堂の西輿を接〜て六時堂ホ安ゝ一舎利

二舎利以下十二坊の僧侶を会せ堂前の乗基に

拍て大法事あり寺中ホ一鼎を一舎利とゆひ

ホ二を二舎利とゆ舎利ホ似ゆホゆて

ゆり當寺年中の法爰の中この爰を以ホ一とハ

淺間祭

廿二日　駿州安部郡淺間の宮ゝ元年

中の宮祀朝爰を摸して八十

三度あり今名月のゝ存ス古れども二月廿二月廿

祭礼ハ今ホゆて厳重ゝ府中捴町より紅云練

物を出すこの日社の外に於て公義を商ふ近々の云ひ出されを買ふ

北野市忌 十五日

○菜種の御供　○今夜西京市供田を飼ふの家大小の市供を小野の社に献ず宮司老女お丞双方に幣帛より神前の階下にいろは毎に紙を作る宮司の一老と巫女の文子と直ぶこれを取て神前に供ずこれを供と云又熟供ともいふ或は菜種の御供と称ス供物の上に必ず黄菜花を挿むこれ白石に云ふ或八年に菜花いまだ開ざれハ換て梅花を以ものとす

吉祥院の八講 十五日 二月十五日八

天満天神の神あらたなり日々愛の告あり後鳥羽院天仁二年より吉祥院に八講あり菅家の輩多てこれを行ふ

公事根元 ○吉祥院ハ東寺の西南にあり天神の祖父清友の迷亡の加州富墓れ左を以永く八講の料に寄ると菅家長去記に

道明寺祭 十五日

河内国志紀郡土師村にあり一名土師寺と

いふ中興住持の尼覚毒ハ菅丞相の伯母なり古名に左遷の時この寺に立ちたまひて雑談抄に奥の天神とハ天穂日命に菅丞の社と二社合せて今日祭れり

亀戸天神花踊 十五日 江戸本所の未

亀戸村にあり當社ハ寛永二年菅家の末裔大鳥居伝祐筑紫太宰府の天神を勧請ス安楽寺より他国に移ると雖當社を伝授と云故に世俗綽号して東の安楽寺と称ス社頭に花樹の雑木といふあり筑紫より来る処なりと云二月十五日花踊あり是神幸に祭礼八月十五日なり本所牛市前と隔年なり

牛市の市 隔年

千文の市 讃経 二八の月大般若経を百石城にて

講ずること四ケ日に及ぶ中二の日に八講ありて僧に茶を賜ふとあり天平元年四月に始まり公幸根源に云ふ江次第に記書に云春秋二季百僧を南殿に請じて大般若を読む その内市前僧七口を定め市前に於て仁王経を

讀み納め冬瓜各一人南殿不ろ参て幸を祈る自余ろ不所第不候ず貞観清和の帝時季毎不これを行ひ
のち二季ずこれを修す　時宗踊念佛　条五
の西所彩堂不於てこれを修す一遍上人出二世寂
阿自作の弥陀の像を本とし毎年二季の彼
岸中於ろ会仏あり中世以来尼を携て寺中ろ
扇を制すこれを四方不称す世不広彩堂扇
と称ずハ是く寺　社日　春分の前後不ろ
を彩色光寺と以　戊の日をもて土地
の主神を祀り　社公社母旧水を
農事を祈る　社翁の雨　人食也故不社日
雨あるを　治聾酒　社日酒を飲バ耳
以提要録　聾を治す　石林詩話　彼岸
時正　○波羅密多　唐不翻して到彼岸と以
大師金剛の疏不度彼岸到彼岸と二義不出ず
つくれハ義不於てハ異あり度とハこの岸より
の岸不ゆくるの義不てまろもくちのろん

到ハうの岸不ゆくるとおそれハ已と未と
の遠ひあり故不二義不出ず又到彼岸とハ
彼岸到とひて到の字のせき処のろうハこれ義不
於て異とす但体用の前後せるのみ按ずく
天竺と日ずとハ体を先不て用を後不ハ故に沼
飲む茶のむと以唐土不ハ飲酒喫茶とひて用
を先不体を後不ひてこを以波羅密多も天竺
の語のまま不欲もれハ彼岸到ハ唐の語不准ず
也ハ到彼岸とよろく梵語の上下波羅彼岸密
多到の義かくの如くとまくせんろ不彼岸到とも
訳ず又支那の語の格不到彼岸とも翻ずる彼岸
ハ金剛疏不生死ハこの岸ゆうの涅槃ハ彼岸ゆう
煩悩ハ中流とあり別教若の一心三観よよ
アくく生死の此岸より煩悩の中流を度り涅槃
の彼岸不到ると玄門和尚心経講録の筆紀
不出ゆう○時正ハ彼岸の中日ずく年中の昼夜
安も長短　苗代　苗代菜黄　水口祭不
ろに附ず

旱損水損のうれなかりもせずして苗代の水に幣串に
あるところ〻〻ある事後拾翠抄の説に幣を
焚をつゐに

種井　○種浸　○種蒔　彼岸の前十日に穀を水
に浸し彼岸後十日に苗生す　和三　三の五
これを苗代とし六七日後に苗生す
用中に日を撰て種を水田に浸す
塩川百首　海のをる苗代垣をあり迄て今を種井に種入るを考る
図　後の式に種井ハ種を漬る井をなり

蓋蒔　麻蒔　上世ハ麻仁を五穀の中に加へ月令に食麻とあり

蕨　○星蕨　○温蕨
今ハ〻〻代本朝に上代よりこれあり

○蕨　**山根草**　羅玉抄　**紫代麁**　朗詠集　堀川百首

蕨の異名　**狗脊**　**蒲公英**　**五味子**

杉菜　**狗杞**　**虎杖**　**蒭**　猪蒭

連翹　**韭**　**蒜**　**胡葱**　**野の蒜**

水葱　**摘蓍の花**　**菜大根の花**

髪曼草　女児の戯に髪を結ふ艸
こゝ或ハこれを雛草とも　**草**　**若葉**

末黒の薄　春の野の焼る跡に生ずるなり
当るもの多しとかやとぞ

萩の焼原　好色の伺なり　**萩の末黒**　萩の初芽
ありこれを焼とも　**草芳**　**角組芦**

雑談抄　この説未詳
芦の角
芦の錐　**蓬摘**　二月二日に採を上とす次
山に多し下野日光山の下　五月五日に江州伊吹
用ひ二所古おもよりも又艾に製せずして
食用にもつむ　大和本草　蓬八条　**接骨木花**
治に用る故に先ここを略す

銀杏の花　若紫　紫草ハ紫さくの花ひらき花の相衣を添り

紅梅　○産論梅○八重梅○黄梅　初櫻

○櫻木要○越中梅

彼岸櫻　ともよ　山櫻　八重さくらハ十日ころ

より十日ころ遅し　糸櫻　ひゑ桜ハ

一重さくらの一種ん　少遅し　一重櫻

姥さくら　花多く葉ハ

京ハ名づく　羅山拾稿　熊谷櫻　花の魁

ろく彼岸さくらハ先さくらて　児さくら　山さくらの一種

八重の花ゆゑ　大和本草　ん又ハさくらの

類ゆゑ列挙　犬櫻　櫻ハ似て桜ハ和ゆゑ故ハ犬と

ゆゑ也　いひ鳥とハ大さくら犬黄鳥ハ鳥ゆゑの数花ん

京師の俗大桜を咲くゆゑ　漬て酒の香とハ二月

の季ゆゑ三月花を開ク　初花　花を待

接木　接穂○春分前後を節とス花譜ハ

接牡丹ハ秋分ハ接椿ハ　弦本多くハ春分前後ハこれを

梅雨の時又五月ハ接とそ　初雷　初電　春分ハ

雷声を聞ク　雷声を

聚ル秋分ハ雷

声を収ル　月令　菊の若葉　葛の若葉

芳冥の稚葉　燕　乙鳥の巣○燕ハ春社

社ハ　ハ来て秋

ゆる　鳥の巣　古巣　雉子　野雉○漢の

の名ハ雉故ハ高徂雉　呂后

を雉ハ野雉ハ　さとね鳥　雉子ハ

賀之雉ハ子を抱ハ　秘花抜ハ

とゆゑ遠を焼火ハ灰と　加茂よ鳥

貝鳥　果鳥　この三ハ只ハ

と抜ハ　弦祝詳ハ

帰雁　今ハ雁　引鶴引鴨　春ハ引て

とハ

松むし　越後ハ菊ハ[illegible]ハ似たるあり[illegible]を苦むしとの下野の山中ハ松むしとなるあり是松むしを[illegible]子いう[illegible]人云啄木[illegible]

雀の雛　孕子鹿　鹿の角　蜜蜂

蜂腥　○蜜ハ夏月蜂腥の中ハ貯ヘ已ガ冬ハ龍の食物とせんがるゝ自然ヨ腥を結び貯を山蜜とい熊野ヨハ山蜜といて上品とし又大樹の洞中ヨ貯ふを木蜜とし家ハ養を家蜜と云凡蜜を釀する所諸國ハあり紀州熊野を第一とし藝州これ亞その外勢州尾州五州石州筑前伊豫丹波丹後出雲[illegible]昔ハ出せり又舶来の蜜あり下品ゝ

蜂腥を以春ハ　蜂腥蜜　蜂夏たるべ支

故ハ但ハ[illegible]て此ハ出ス　蛇螈の類穴を出ル　蝶　和名加波比良古　新撰字鏡　蝶ハ音のてふ[illegible]

を新撰字鏡を得てけ[illegible]

胡蝶　蛺蝶　黄蝶　鳳車　好そ花の香を吸ふ髯を以を交ハ粉退と云　胡蝶の夢　有物論　馬刀　寄居虫

蜷　諸子魚　鯽の子取　蒸鰈　田螺

田螺鳴　亀鳴　夫木集　亀も田ハ月の夜ハ鳴りのあり　蛙

蝌斗　山蛤　無声の蛙　江戸小石川ハ量山伝通院ハ八幡森の不寺開山了誉上人聖問和尚勤学の坊ゝ一山の蛙を封ハ籠さ[illegible]ハ眉間ハ三日月の形あり常ハ光あり世俗三日月上人と称ス碩徳の智識なり或ハ又ハ声の蛙他州ハ当山の上ハ人口ハ[illegible]量山ハ声蛙の句作あり[illegible]住ハ量山ハ声蛙の句作あり[illegible]録す　河鹿　諸説或ハ送ま異ハ見原氏の大和本草ハ杜父魚ハ[illegible]

鹿ハ魚にあらず蛙の声最佳なるを好みて山川清流の中にありその色蒼黒にして白く足に水かきあり指の先ふくらかに夏のまより秋鳴くを又一説に河鹿ハ近来の称呼にて西行よみ歌ありとそのハ無稽の妄説信ずるに足らずいかに蛙とよみし歌も今いふ河鹿にあたりそれハ万葉に蛙をかはづとよみて秋に鳴るをもてよむる長明無名抄にいふ処の井堤の蛙よし河鹿の形様なるものなれバ河鹿といふ名ハ然ども後の名にして古ハすべて蛙とのミ称まりたるに疑ひなし されど水中に鳴くもあるゆえ八秋の部に出せり河鹿も秋なるべし今数を以てす

載 蛙黽 本草に云蛙黽莫狄反和名阿末加閉流 和名鈔 癩蝦蟇

この日好みて蚕飼する家の簷下に来るといへり

万 蛇皆ひ蚕がかへりて蛙声人すきさるハ我家めや八このおきよりて「えひ出よ蚕屋がへのひきめの声 不去残

前の歌ハ秋ひしける歌なり此歌の子鹿火屋を明公と共ひ謀りてかゝる説をなしたる歟

出代 昔ハ二月二日奴婢の出代けし今ハ三月五日九月十日とす

三月

季春ハ日月大梁に会して斗辰に建の辰なり

姑洗 律

清明 節 春分の後十五日斗乙をさす

穀雨 中 清明のち十五日 斗辰に建をさす

季春 字彙 竹秋 広韻 藻 病月 玉燭宝典 嘉月

玉燭宝典 禊月 南都賦 修禊令辰 書 続漢 弥生

奥義鈔 桜月 花月 蔵玉抄 花見月 蔵 玉 春惜月 上 仝

経供養 二日 摂州四天王寺太子堂の北隅にあり本尊如意輪観音三月二日経供養を修す太子葬斂の経供養是之寺説に云今未下刻聖霊院の白洲にあれて経供養あり宝蔵東を宝敷の西に出所也なり流僧法役人衆座寺僧総礼回向次ニ舞楽あり其の外二月十五日にあるなど

寒食　冬至を去ること一百五日疾風甚雨あるこれを寒食と云ふ荊楚歳時記○

垣氏伸春火を国中に禁ず注に季春火將に出んと

寸周礼○琴操に云ふ介子綏五月五日を以て文

公これを哀しむ民をして火を挙げて以て介子

冬至より一百五日を寒食と云ふ其説已に五に異

謝肇淛云鄴中記に冬行州冬子推が骸を形

上三日漢書周挙傳に太原冬子推が骸を焼き

以毎冬中一月寒食す魏武帝の時太原上黨

冬至後百有五日皆火を絶ず紀を以紀を作ふ

唐の時に至て遂に晋天皆然て逐を減ず云云

民間禁を犯せるに至りて難羽を以搏て庆中に

入る焦る者は輒死を論ず乾符等の刑法なり国朝

火を禁ぜざること其見卓矣五雜組寒食は元冬

子推が為に火を断ずるを世の紀綱

如の如く荊楚歳時の説其要を得たり

榆耕の火

春は榆耕の火を取る周礼○唐榆耕の火を

取て以侍臣に賜ふ陽乳水順ふ事下歳時記

杏粥　寒食に大麥粥をつくり杏仁を研て

酪とす一鍋を以て沃ぐ玉燭宝典

棗粥　寒食に麵を以て餅様をつくり棗を丸

とす云れかつく名づけて棗餻と云ふ注に疑

らくは棗粥は棗餻の誤か文事類聚

青精飯　青飢飯

洛陽の人寒食に万花輿を粧ひ

楊花粥　楊花粥を煮る潛確類聚○居人

寒食に過ぎば楊桐葉を採り餅を染ること青

して光あり云れを食へば陽乳を資く道家これ

を青精乾石飢飯と云ふ玉燭宝典

桃花粥　寒食に万花輩を粧ひ桃花粥

を煮る

上巳　三月今日五節供の一つ

金門歳節

三月初の巳の日を上巳

とす三月辰巳に建を除日とす以不祥を除く

魏以後巳の日に拘らず羅山文集に月令廣

義を引て上巳八十干の己を上とし辰巳の巳に

あらず蓋三月晦日巳午にあること八三月上旬に

巳の日あれば故は知り難し十干の己あり十二支の巳は
あるべきを云へども今は至る三日を推して巳
節とするの風俗の沿襲固諸の習ひとあり
愚按ずるに五雑組云周公謹癸辛雑識謂上
巳當作上巳謂古人用日以十干恐上旬無巳
日不知西京雑記正月以上辰三月以上巳其文
甚明不誤也但巳字原訓作止謂陽氣之止此
也則已恐即巳字但不可以支為手耳これを
以ぢりは上巳八十二支の巳なること疑ふべし

元巳

晋張華上巳篇　野客叢書

重三

上除

月令廣義

巳の日の禊

三月桃花水の元
鄭国の俗三月上巳
溱洧両水の上に於て蘭を執て魂を
招き魂を續ぐふ祥を祓除す　韓詩外傳
これハ光源氏須磨へ左遷の時三月朔日巳の日ふる
浦辺に出て祓し人形を立て祓の具とす　祓除し
たまふれハ　桃花の節　桃の酒　仲酒古草
春とあるに

○仲酒古草とハ三月三日内裏ゆて出る酒
を桃の　藻汲草　○三月三日桃花一斗一升
を採り井花水三升糯六升米六斗これを以
て炊き酒を釀してこれを飲ハ太多　千金方

蓬餅

○田野に草
菱の餅　あり俗に毋
子草と名づく二月始て生ず若葉白晩に三
月三日婦女これをとり菱搗て糕とす作て
歳末とす　三代実録　○三月三日亂麹草を取
蜜和して粉とすこれを龍舌糕とす　荊楚歳
時記　○辛巳崇峻天皇大后崩ず壬午太皇太
后を深草山に葬る　文徳実録
石を深草山に葬る　文徳実録
先民間祈りて山陵を営ぶ
〔ゆゑに母子ともに以て〕織者やそれを悪む三
月に至りて宮車晏駕しこの月又大后山陵のと
ありしの母子ともに遂に祈りいのぶ如し　文徳実録
○三条大政大臣のりてるる忌仕りる人のひとをわを
もものひてるる忌仕りる女の母やそるるちてむすえ

をいとあさましく思ひし人作りけるに三月三日のさく
の方三夜のもちゐとてさし出しけれハよめる　実方朝臣
三月三日の夜のもちひハくハしわつらハしきけハよとのにははこつむなり
此哥後拾遺集俳諧哥に出たり三月三日草のもちひ
なりて古くよりありしこと」実冲謂和名抄に云本草
疏に云菴茴蘆子和名波々古今本草を考るに菴
蘆子にハあらで鼠麹と云草なるへし葉ハ兎の耳に
似て茸毛あり春の末黄なる小花を開く白きもあり其の
青くて花ハ黄なる故に蘩采とも云ふ又いにしへの
草之 河社 今ハ大かた艾苗を用ひ本草の説によりて
艾をもちゐらるや

鏤人

唐の歳事節物三月三日則鏤人あり寒食則假花鶏毬鏤子堆蒸餅餳粥あり 周賓所識小篇 唐のとき三月鏤人蒸餅あり鏤人ハ方言に雛人形の類なり

雛遊

○雛祭○雛事○紙雛○流し雛也○雛飾り○雛市○譲雛

○良賤児女雛を玩ぶものハ元物を贖ふの義にして稚の具ん或ハ母子と名つけ菩蓋て物を以母子の身体を撫て水辺に解除し或ハ桃花酒を飲むも禊事を修するの徴意欤文徳実録に母子餻具ホの義あり○愚云雛ハ祭のて中ころよりの戯にやさる雛とよぶもいつころよりのことや雛祭のことの日出る事多くハ秋之弐宮女所集まる子共せし附物なる事云義集にむかし社此前の川に紅葉かある事にて云文中務集に中宮のもしかなるあそひのるてゐる車のなりぬるたかくるもけふあはせよふみを調とそろやうえてくつるゑばむらん附も日も宮仕る事ハなき事を書す実冲うしの和字正濫要略にひの假字の條下に雛のことを經して云ゐるのひなるとてよハえわるねとひひとつえそくなれハひくきを略してひなといひそれを猶略して雛といへや雛なとも俗にハ雛なとのことよめるのひなハちひさういひけもうれハ装束あるみなとも雛なとよふこれをおよハ雛なも女形人形よりよわちひさういつ

うつきをひるふたとゝ名つけたるふそ

うつきの神ハいづれぞ　夜のひる　其角

紙雛の立ちち月や三日のくれ　吾山

唐人上巳曲江水都を傾て禊飲踏青ス

三月を指

【簞笥歳時記】○三月三日　踏青鞋履を上巳水に投る　洛陽の婦女　菖蒲の花を

【盧公範饋節義】元唐の俗　油花下　上巳水に投る　曲水會　【遍典】

油水に浮て祝ゝそれを水上より決ぐ

龍鳳花奇の形をなすハ吉ス

○流觴○巳字盞　○むゝ王卿などの

○羽觴を花を　沛前ハ酒を待を作り

溝ぜゝれゝ水沛溝水ハ盃をうゑゝ文人以下

これを飲ゝ康保の沛紀などハも載られ又

雄略天皇元年上巳の日後苑ハ幸してめぐり水

の豊の明りさゝ食と日本紀ハ見ゑり【公事根源】

○曲水の地勢ハ巳の字ハ似たりこの會周ゝ以前

巳ハありゐのち久ゝく絶たるを魏の文帝又與

ゝて高卑をい沢善悪迅速まりて臣下の才

を試るゝ羽觴ハ鶏鶩盃とそ用ひ海中の貝よりその

形鶏鶩ハ似るありこれをとりて容ハ定ゝ窮用ひ

この盃すゝ水ハ

浮よとゝ【埃囊抄】

沛燈

○沛燈　天子北斗ゝ光明をなり

たゝふゝ昔ハ北山美岩

寺ゝどゝ処ゝ高ゝ峯ハ灯をとり

心辰ハ供ぜゝ九ゝ月一条院の記ゝ見ゆ【公事根源】

榊の長曼

○榊　上巳女児の戯ハ榊ハ桃をゝ〻〻雛祭ハ供ド

髪ゝ〻〻痛むゝハ酉陽雜俎ハ唐の制三月三日侍

臣ハ細柳園を褐ゝこれを帯ゝハ蠱毒を免ゝゝとゝ

鞦韆

和名抄　佐波利　【韻和名抄】

俗ハこれをぶゝとゝ

秋千

【韻會】

半仙の戯

【天宝遺事】

○詞人高元際鞦韆の賦を作る漢武帝

後庭の戯ゝ本千秋とゝ祝壽の匂ゝ後而ゝとゝて

秋千ゝとゝ【韻會】○秋千ハ北方山戎の戯ゝ以輕捷を

習ゝ【古今藝彙】○春の節長ゝ縄をゝる木ハ挂て士

四月

【天宝遺事】○寒食ハ

立宮嬪以笑て宴ゝ楽ゝ明皇喫ゝ半仙の戯ゝ

宮中續ゝて鞦韆を

【涅槃經】○寒食ハ

女経服しるの上に生し立てこれを推引も楚の俗これを施鈎といふ涅槃経に罥索といふ志ども字書を考るときハ秋千とかく縄戯之今その字草に似たる実といふまじ嘗て草を用ず 荊楚歳時記

施鈎

秋千之事ハ前にえたり

潮干

三日 今日海潮大に乾く泉州堺の浦特に甚し今日住吉汐干祭

蛤ひろふ

なり 摂州住吉の浦の汐干三日より九七日迄之諸人競来りて蛤蜊を拾ひ小魚を取る泥中の蛤を取るを方言にすなどるといふ足にて踏わざ之

土佐の海硯石

三日 雑談 秋に毛吹草を引て三月三日土佐の国西寺此海庭より研石をとり出せる事ありその汐干の時刻に及て西寺の海上に出て経を誦むよしなり今の世おゐてハ国主所主の采地となりて猥に石を取ることあらざると

石山祭

三日 江州石光山。石山寺ハ真言宗ぞて御室に属す本尊ハ如意輪観音聖武帝の勅願良弁の開基之今日の祭ハ石山寺の鎮守三十八所明神 伽藍境内 新宮大明神事あり国分村寺辺村にあり近津尾八幡宮の祭なりて古式ハ朔日より三日に至る先ッ朔日三十八所明神の拝殿において神楽あり神輿東寺嶋へ渡御一山の衆徒出仕二日新宮におゐて仁王八講を修す三十八社におゐて神輿に饌を供ス晩景におよびて能芸あり長命太夫これを勤むこれを獅子舞骨延と云衆徒およひ公文所に出仕三日神輿渡御於荒権現におゐて獅子舞献供ありその間馬場におゐて競馬を催ス騎馬并に御者を質主より出スその両側に遊法師列立して各花笠を戴き太刀を佩大口をはきて五人或ハ十人充右執綱して競馬の勝負を决ス勝方に白布をとらせ又獅子舞にも禄一疋を賜ふ今ハ古来の祭式退廃ス朔日に新宮八幡の両神輿新宮の拝殿に出御神楽あり三日両神輿渡御三十八社の拝殿に於て衆徒法楽の奉幣あり次に神酒を供し畢て神輿還幸なり昔この寺より一条院の后上東門院に宮仕せし紫式部八月十五日月隈なき

湖よりつゞしき何となく心をとゞめし源氏物語を作
れり料紙なりし大宝前にあり大般若の料紙を
本尊に申うけて此書の石の巻より書
初しとぞ當寺今に源氏の間とてあり

粟津祭 三月

江州島ミ川所其の祭之今民家徴かに祭祀
をすることありこの祭式世に知るあまりとぞ

一乗寺祭 五月

八大天王の社洛北の一乗寺東の方にあり祭る神之座共に
今日祭礼之一乗寺村の人烏帽子素襖を着
せしめ襷をかけて声々有幸々と呼て神
幸をまつる凡神社の祭祀神幸の附従人々
を拍或ハ扇をあげ楽哉々と唱ふ神輿を
まもる是上古の神語之今の俗是仁寺の東西
がたくまるまへハ湯りん有幸の発来考し當寺此
夜宮競馬七番なり有月にハ馬場にて
走馬し當日ハ旅所の前にて村民こぞりて祭礼

當日神事　鉾出

修学寺祭 五月

この辺七郷祭わりるの神一乗寺

の八大天王にあやかり

水尾祭 九月

丹波国桑田郡愛宕山の傍に
祭式詳ならず
あり祭る神清和天皇之帝の国忌の日を用ひ
今日祭る之祭式詳ならず国忌ハ元慶四年十
二月
四日之

高尾の法華會 十月

安良比花

今日紫野に人多く集りて高尾の法花会や
まつる果よくほづるをやすらひ花と拍子とりて○
久寿二年四月近日京中の児女風流を傍へ鼓
笛をもつて紫野の社に参る世に夜須礼と称す
勅ありて禁止す 百練抄 ○今日やすらひ花の神事
辰刻なりに上加茂南上野村の土民烏帽子素
袍を着し或ハ異形の装ひをなし各一村の惣堂
に集る土人村里の中に一草堂を造り常に僧
をしてこれを守しむ吏あると死ハこの堂にあつまり
てこれをまつるこれを惣堂と号す是より先光
念寺の北上の所前の社に詣て各異口同音に
安楽花と唱ふ太鼓横笛をの節を助くその

後大源菴の社下の所前の社に僧ども踊を
中ごろ上野村の摠堂に傾る是より北一の里正
の前に花ども踊来る各家にくるこれ又上賀茂梅
辻邑本河上三ヶ村の五條今宮に詣ども踊
を倡ふて上野村の如ごとして後各賀茂に傾る
と先に社務及社司の家毎に踊を為て到る処
その家の主人肩衣を脱てこれを与ふ是を期と
して踊を止むこれ纏頭の微禄仲春時
疫病多く行る今宮八疫神に故に踊を為
て神昊を勸めまうすこと或説に花ものの祭に
花蕊を惜て風雨を祈こと故安倍花
とふこと又一説に今日高尾神護寺の法花會
動とれば魔障ある由を踊を催し魔を防
故に毎年ひ花とふ安倍花と八結花平安に終
を祈ることこの説もとく学むきあり雜談抄に
この年ふい叡蓮げ奥行せ〜処に今土人の雜〜
唱るも叡蓮の作なりと云
高尾山あり[illegible]ひ花を設ふ西行

藥師寺最勝會

七日より　野州河内郡に
白鳳十年の造立大寺にて昔
あり天武の勅願
三月最勝王経を講ず中古荒廢

泉涌寺開山忌

泉涌寺八洛の東山にあり中興の開山俊仍ゲ忌を
修ることこの人嘉禄三年閏二月七日寂ス年六十二

法會

八日或八　九日ゆ修ることふ

吉野の會式

十日大和國吉
野山子ゐ
物ゆ両明神の神輿本堂に渡所旧紀に八三尊
両社の宝前ゆく一切経會修行とあれども中
世以来仁王経修行法華経ゆく両神輿還幸
又云三月花の会をまぐく花会と古来より
云伝ふ[illegible]山中行事ゆ日数ゆもゆく花会式
とふ[illegible]ゆく処の
花会のことを

礼拝講

十二日　後一條帝
十三日　の所ゆ方
村二年大宮檜現の宛宣ゆく厳山大宮
の宝前ゆく法花八講を修ることゆ以来毎年
三月十二日十三日これを本礼拝講とふ新礼拝

講とは八月十四日十禅師の社前にて行なる
行法なり又後堀川院元仁元年燕然の中興
山家の祝とは礼拝講の起りは性空叡山の大元
驕奢を恥り出家の法貧を背て乞食故に山王大師
法の衰るを歎たまひこの山を去て昇天給ふ
ん〜宣ありて山上山下の草木忽黄に変ず大元大
師御ときに三塔の評議にて及む俄に東塔五谷
元僧商議して大宮の法敏に勅して法花八講
を修し法乗とときの後三塔〔鰐〕集會し又
八講を修し以上両度ありそれより東塔五谷にて修
行日を本礼拝講と後小十禅師の拝殿にて
三塔の僧行を新礼拝講と本礼拝講は大宮
にて法花経一巻より八巻にて修行聖生子二
宮にて一座勤る元亨の中講所の西院を執
事勧進とは精進屋を構谷入とは廊
神子とは神子のあるの式殿を設之この礼
拝講は五月とは茶あり猶素の茶別にて
あるれの資料を出し施主と為故に勧進の名あり

石清水臨時祭

南祭〇山城國男山八幡宮　天禄三年三月八日

臨時の祭あり南祭と称又あり毎年これを行
公事根元云先ッ中の辰の日試楽あり舞人行事の
とき竹枝を挿所々仁寿殿のもとより所前に
列り陪従近衛の召人衆子ら弘音楽を奏ぜ
るとき十列板云二条院所位の時実方中将試楽
の庭集あり〜その花を揚〜〜り〜〜舞人よりぎ
し〜て〜とそ竹屋のもとふより呉竹の枝を折〜
さたりるいとめぐる花より人〜装束をとり後
試楽のぎ〜ハ
竹の枝を挿

稲荷の所出

二年所出　二年還興　新出供　社家毛

利氏勧進この日七条高瀬橋の東に大松炬を立る
五人傍にあり〜神輿の手をとる花ハ火を長ス神
輿本山稲荷を出〜大和大路より七条通りを西〜
九条の所旅所に入る社家氏子供奉文所旅の
間四月朔二の卯の日に至るその間祭人解系又凡旅処
の散銭米八田中米女島右京受納この二人この辺

の土地の主とそこの神午の日出三の卯還幸あるが小世俗うるくと出うるくと西方とは雍州府志に奇場稲荷の所祭処八油小路七条の南小あり弘法大師東寺を営むの時八幡を土地の神と云て後稲荷の神出現ス志ぐ〳〵其寺長者の家に寓年月を経て稲荷山に迁ス今の旅処八其寺の宅地に祭礼の時神輿ニよあること三十日是古の遺風なとそう

善導忌 十四 唐の終南山悟真光明善導寺大師の忌日に隋の煬帝大業九年癸酉に生レ唐の高宗永隆二年辛巳三月十四迁化春秋六十九歳本邦東山禅林寺永観堂智恩寺中善導院小松谷百万遍等の寺院に地蔵ニこの忌を修ること

祇園一切経會 十五 この会式当時波法師と云を禅家小多也ども更に寺院ど神供所に只経行堂の名のみあて供物を綱進ること是その送ニ云や

雑談抄 ○當社往古八門ニ属ス一切経むり敷山より修行あり一ふや

花鎮祭 是八大神狭井の二系をいふと神祇

今小載ス春花の発ふ以八疫神分散ス人を悩ガ
ものよりを結んがるこの祭八両ありるを神祇官ニそ
こるハ以

八事根元

壬生念佛 十四日より 心浄光院と云壬生寺と称ス又宝幢寺と号ス中世三井寺に属ス故ニ志ぐ〳〵小三井寺と綽号ス本ニ八地蔵井小て傍ニ鑑真の像あり元八志ぐ〳〵南都招提寺に属ス開基知れど中興八一条院正暦年中快賢僧都ニ後伏見院正安年中圓覚上人この寺に住て融通念佛を修ス今に於ル〳〵三月十四日より十四日に至ル念仏ありその間六人俳優を為て世に壬生狂ニ元人の聴を見んがるこれも又融通念仏の余流多べし雑談抄この俳優に用る仮面仏工定朝が作二面あり也いふ

通俗志に並べ記

壬生祭 朱雀通

ととゝども別に祭ル

千本念佛 五月十三日 の北の限紙

弦ち祭八五月十三日ニ

囲の南引接寺の開ナ堂にあり この念仏も融通念仏の余流ニ毎年堂前ニ普賢像の模囲くを弘

と寺僧一枝を折て諸司代に献ず則米三石五斗を賜へこれを以七日念仏の料とす是一統にこの法事八元刑人の為にこれを修す故に諸司代より施米あり是追薦の為にとてこの処を千本といふと

八むり堂の窟の日義上人冥途に至りて約せるとありしの為に千本の卒都婆を船岡山に建て供養をなすこの処船岡山と称せり仍て名づく

比良祭 十五日

江州比良村の祭に神輿二基山王十禅師花梅天神両社に十禅師八南北村の法吉天神八北比良村の熊宇に両神の社一処あり村八南北十余町を隔つ又南小松村の法吉八幡北小松村の熊吉十禅師天神合せて両村三社の神輿三基同月同日これを祭るこれを比良祭と称す

この辺往昔一円に山門領に故に多く山王を崇祀る

梅若祭 十五日

木母寺大念佛會 今日

武蔵国葛飾郡のうち今八氏花屋敷墨田川梅柳山隅田院木母寺の縁起に云往昔吉田少将惟房卿の男七歳の時父に後れ悲傷のあまり遂に有為の門に入られをなげき墨田月林寺に住りく修学す十三歳の時野人の為に欺き東海の旅に赴く途中病に侵りてこの所に早世と忠円阿闍梨に之を命じ上井荒の作業を営み常に念仏を修ス爾来今に至りて三月十五日大念仏会あり遺骸を葬る塚を築柳を植る今日往人群集す縁起の如しとの云へども吉田少将惟房或ハ作ル惟定ニ卿補任に見えず年月も詳ならず又院の御所の新規の兵部卿の惟定卿の子某駿州墨田川梅若の幸といふ人あり曾我兄弟祐経を討る夜との惟定も討死と聞く疵を蒙り後に惟定卿駿州墨田川の辺に横死せりとあり武州墨田川梅若の幸八後人これを隅田宮と号せりとあり亦一書に近江国佐々木の宮の別当八佐々木の一族なり吉田と称す女房と号す二子梅若の伯父松井源吾なる人追善の為に粟津に住る旧臣六弟九郎が方へ落行く隅田の辺に勾引れ関東に下向し族中に死ス云々この西説も又考る処あり平竟八吉田少将の事迹の

多くするを以て稚く附会の説を為すもの多く人花表の
額は八坂若山王大権現とあり今月社前の
布紙の幟を立て神饌神酒の祭祀あり

嵯峨大念仏

俄に清涼まれば九日より十五日まで大念仏會あ
りこれも融通念佛の余流多し午の刻五人堂上に
於て俳優を為と壬二集に弘安三年始めこれを行ふ
ふ管見記に応吉三年三月七日廿日より廿九
日迄

勧学會　十五日

三月九月両度共林寺月
輪院にて行ふ天台の大元
法花を誦す紀典の儒者も持縣句を為と康保
年中大内記慶保胤始めて行ふ

朗詠註　勧学院

三条の北今の麓の
森その跡なり

人麻呂忌　十日

いまの八今日
宦家所影
供を修す今に至りて和歌者流この日を以て会の
を修す南都柿本寺に塔あり或は和州初瀬の近
辺にある壱塚是人麻呂の墳墓と又洛西の鳴滝
妙光寺人丸堂あり本像は俊彩の作と云播州明石
にもこの比彩供を修す右大倉谷に社あり人丸俗馬

の地は石見
の国なり

浅草祭　十八日

人皇三十四
代推古天
皇の宇治中臣とゆの過ちとありて氏族四後世に
左遷せらるるの時檀熊濱成武成と云三人の兄弟主
人の跡をもとひまつる中臣は仕へ漁りて世をうとく時
は推古帝三十六年三月十八日件の三人宮戸川の辺
網を下すとあやまりあり月彩は元は観世音
の尊像なり即ち草を結びて堂とし一寺の尊像を置
今の浅草寺観世音是なり三人の兄弟を祀りて
三社大権現と崇め人日則三社権現の祭礼先祭
の前日三社の神輿三基を本堂に移し堂前にて俳
優あり是を能と云この日氏子の町々惣物忌の
勢揃あり翌十八日祭礼當日八町この引山ねりあるを
荘ひ先ず浅草見付の外に集り次第を定め所
花前より振分町並木町を過ぎ観音の境内に入る
神輿の前にて谷藝を能隨身門を出ず件の孫
物雛子ホロホロ羅て神輿三基本堂を出で氏子の
町々を渡所浅草所門の外に至りて神輿を舁ぎ

うつ〜浅草川を漕ぎ上り一の橋現へ上がる人今日は
船八品川の西大森村の漁人糸礼毎日出て住古
宮戸川よりあり〜漁人後ま大森へ移るを以今日の良
いかへを考ぎ迷ふ人神輿八品より陸地を本堂へ還
幸之今日浅草寺雷神門の辺にて茶を賣ることを
浅草の

沸身拭　九月　山城国嵯峨清涼寺

本尊釈迦如来五尺三分
蓑市と云
の立像ふく天毒昆首羯磨赤栴檀を以作る処く
今日開帳あり寺僧白布を以佛像を拭ひ拂ふこ
とを仕る

池上千部　十月十八日より　長泉山本門寺

ぬひとり　八民州千束の名

池上村にあり三里余開山日蓮上人皇九十代後宇多
天皇弘安年中建立日蓮宗江戸近辺第一の大寺
なり毎年三月十九日より九月八日まで法花経千部千日
讀誦この長条治多〜當寺八日蓮
上人修馬の地之但迷骨八身延に葬る

沸身景供　昔

弘法大師の仕来供多仁和寺の外まこ云宗の寺院
み地〜これを修ス仁和寺東寺条治特ま〜

永代寺山開　十一日　江戸深川富賀岡八幡宮の
別當大栄山永代寺天台宗

いく三月十一日弘法大師仕来供を修スこの節永代
寺の庭を開く旅人ま見ちむこれを山開きと云
花を中楼つゞ多〜又本社の傍ま正徳年中園女ま
植うしとい三十六本の桜ありこれを示ぬさくこと
味敬せりこの樹次者ま拾ま〜今僅ま四五本を存ス
園女八大坂の人俳諧ま名ある女こ又社内酒店あり二
彩茶屋
中号ス

順の峯入　修験本山方これを勤ム
天台宗之正聖護院門主ま
いく三月を換技せ〜三井の長吏増誉僧正を始
組こ入峯の峯こ入熊野より葛城大峯夫より吉
野へ

小弓引　地下ま〜春時長日のこころあづち
を他り本弓ま〜的を射るを大
坂ま〜小弓ふとり
ま堂上の小弓に准ス

田嵐紀　月　令

花　○花さろ　○花曇　○養花天　○花の姿
○花の滝　○花の波　○花の笑　○花の兵

○花の肌　○花の粧　○花の唇　○花の輪　○花の戸
○花香　○花ふさ　○花ひち　○花の宿　○花の蔵
○花ろろ　○花の窗　○花ろろ　○花の枝　○花篭
○心の花　○羽の花　○花の袖　○花笹　○花掃
○花入　○花見車　○花車　○花笄　○花結び
○花筒　○花瓶　○花笠　○花蔓　○花の宴
○花敦　○花むろ　○花の繪　○花の香　○花の踊
○花の都　○花絡　○花くし　○飛花　○落花
○花の主　○花守　○花園　○花の褥　○花の雨
○花の錦　○花幕　○花公舗　○法の花　○花ろを
○花の絵　○花嫁　○雨花　○花の雫
○花の鏡　○花壇　○智の花　○花の鮮

護花鈴 天宝遺事 ゑるを花ゆろうえるゑ 花の鈴も美国 **花軍** 全書

花皿 仏に供まる花をより巻く花篭も代数 **花雪吹** 落花ををみたてる美

花薗 その字法の花 落を八秋に **花の縁** 一説に花の渕のあやうりあやとりく **花の随身** 美味鮮

花ひろひ 花もいひ申ゆとの詞 **花田** 花を
る詞に日本紀允恭天皇の所に家波那具波辞と
あり○以上正花に古式に花鏡花嫁ホ雑とあれども
花ハ称美の詞なれハ春を付て苦うべきぞ **櫻** ○奈良櫻○南敖の櫻
○庭櫻 桃櫻 ○朱櫻○樺櫻○櫻戸
○淡黄櫻 **家櫻** 八重櫻に対して欠歌 花ハ桃も也ハ家櫻 嵐雪

八重櫻 山中の歌に八重さくて作る八重八重て山
中まや ○吉野の櫻立春より六十五日を
盛とを但年の寒暖よりてかつの遅速ハあれど
大に遠ひどよの山の町より上のくハ六十五日より遅 花譜

普賢像 葉の間より花の出る櫻に花と白毫と
ふと蕚と別なれ花ハ象に比
そて **楊貴妃** 奥福寺の僧玄宗が **墨染櫻**
名づく 遍照が云 櫻に唐鞍の雲珠に似
より名て 雲珠櫻 ちれハ名とて 神中抄

虎の尾　八重　枝條屋蟠　花の莖短く　枝上の花葉班文あるを名　**伊勢櫻**

俳人花のをりより　近花故名と　**江戸櫻**　これも遅櫻に花大陽の　て莖長く下に垂れ有伏

て花るところ也　伏見櫻又伏さくらと云伏を民さま假

借して関東まさき櫻を云ふ江戸櫻とふとぞこの紀是

迂遠に　**鹽竈**　ふそぞ　豆りん　八名づく　**金王櫻**　一名櫻

狂考べし　**渋谷八幡の社地**　江戸四谷柏

とふ江戸渋谷八幡の社地ま　木村延正寺

あり渋谷金王が栽る処にとぞ　**右衛門櫻**　江戸深川八幡の社地

某師堂の前まあり昔氏田右衛門とゆまこの櫻を植　ふあり事八前まに

せり當処柏木村ふ〳〵右衛門が植せ櫻を八後人源　**歌仙櫻**　江戸深川八幡の社地

氏物語の柏木右衛門　ふあり事八前まに

小假借して名づく　**秋色櫻**　東叡山清水堂のうろ井の傍まあり一

名大般若櫻とも云ふ小田町菓子屋の苑

秋と云者十三才の時花見まとまりて

井戸端のさくらあぶなし酒の酔　秋色

秋色八秋が俳名にこの女其角が門命て俳諧名あり

當時この句人口に膾炙せ故に名づけたぐひ狩弦圃ふ

あり枚挙まる　**櫻田**　地名に　**櫻狩**　紀氏物又同ン

み是あるぞ　**櫻人**　さくらと人雑と云説あり　**鞠櫻**　花枝上まあ

人八雑の約まに注ス　つまりて先く

人丸櫻　**夢見草**　藏玉　**曙草**　仝　抽

みゆり

○吉野草○ぎ草　**仇名草**　藏玉抽　以上さ

○二日草　くさの異名に

吉野草八地名ようその名に名ぎ草八櫻ぐぎて久も

くさつとい云ふ名づくい云ふ方葉ま八梅を名ぎてこ

ふつぐりとあり者ま八梅をい久欲仇名草八　**桃の花**

仇名と名ようそれ櫻を云ふ名づく

○垂桃○一歳桃○油桃○三千世草　異名

○姫桃○毛桃○絳桃　大なし○御酒吉草　異名

碧桃　白桃　**源平桃**　江戸桃又日月桃　**西王母**

金銀桃八漢名に

八重ゝき大梅之　緋桃　八重之深紅　葉榊　葉楼
壽星桃ともいふ
殘花　青葉の花　海棠　睡る花　蘇枋の花
このの本邦よりこの方中蘇枋の花といふハ紫荊花の
事なり　今紫荊花と称するハ草の花花をいふ
李の花　杏の花　林檎の花　今本邦中海棠といふハ是之
楼桃の花　小梅の花　石榴花　棗の花
五月開く花之　利子の花　あつの実の花　木瓜の花
三月より五月に富之　棠梨の花
楊梅の花　馬酔木の花　長春　沈丁花
辛夷　幣辛夷　躑躅　○山つゝど　○候つゝど
○岩つゝど　○連花つゝど
○淺黄つゝど　○紫の山つゝど　○琴路つゝど　○堀つゝど
○原平つゝど　○小式紙つゝど　○岡山つゝど　○岡つゝど

○あいつゝど　○鬼つゝど　○平戸つゝど　○長つゝど
平戸つゝど或ハ琉球つゝどともいふ　長つゝどハ地名之上変義の南の
上ま檀とふ処あり　神幸場之赤
紫候草花四種この処まあり　さうび　蘇の花
○菱浪　○菱つゝど　○菱棚　○菱蔓　今法
○下り菱　○菱の花　○菱瘤　○菱綱
通草の花　鞍馬の本の小彩園花　連翹
芽漬ハ花之
茶薇花　白山吹　いかるが草　万葉　共ニ山
やまとくさ　やまぶき草　ふきの異名之
糀花　俗ハこれを小米楼とも　春菊　高麗菊　東菊
蝶もの糧ものや小米花異
春蘭花　仙臺萩　九輪草　馬蘭
金鳳花　丁子草　化偷草　楼草
金盞花　嵐麹草　菫　壺菫　草の秋　墨斗草　これハ

和刋墨入の略歟　眉作の花　蔛　五形　草とも　俗蓮花　翹花
青麥　菊の植替　清明穀雨の間也　若菰　檵花
蕈耳　蘘荷　椿の薹　三月蘿蔔
茶摘　手始　三月朔日或ハ三日　利茶　○唄茶○白茶○青茶
青葉　弥生山　名処ニあらし　雲ニ入鳥　雁をいふ也
麦鶉　櫻魚　○櫻鯎○櫻貝　○櫻鯛　椨鯥
櫻鯎櫻鯛ハ櫻のさく比とる魚の名也　櫻貝椨鯥ハ形の似たるを以名つく○詞花集大江匡房　春くれハあたりの海もさくらなくて小魚の名こそ有りけれ　花を惜むところなり
小鰷　○若鮎○鮎汲　○椨葉の魚
蚕　○蚕飼○桒蚕　○蚕棚○飼屋　新桒摘　上り簗

鶯の巣　○杜鵑の巣　○鳶の巣　引残鶴　喚子鳥
老鶯　水落の花　萍生そむる　月令
八十八夜　炉塞　炬燵塞　めかる時　蛙の鳴ころ　眠を催之
忘霜　別霜　櫻衣　表白。裏青。又表白瑩。裏蒲萄染或ハ表張之又裏
白。裏赤花。山吹衣　又花山吹　表行葉。裏黄。　裏山吹　表黄裏黄。又表青裏黄
青山吹　上はつゝじ衣　表蘇枋。裏青キ。又つゝじの下重ハ表蘇枋。裏赤キ。又
裏紫。めちつゝじ　表紫。裏紅。岩つゝじ　表紅。裏紅。白つゝじ　表紅。裏むらさき也
行春　○夏を待　○夏ニ隣　○夏近き○春の限○暮の春　○春を惜○春の湊　三月盡

俳諧歳時記春之部　畢

俳諧歳時記夏之部　江戸　曲亭主人纂輯

夏

夏の候うり万物を寛仮〻〻
便生長するゑ　釈名　えついあつゝ
あとゝ〻と通ぜず　日本釈名
あつ〻〻

炎帝　帝　淮南子　祝融　神　月令　昊天　要　繁

朱明　小雅　長嬴　仝上　蒸炒　韓　文

四月

仲呂　律　立夏　節　穀雨の後十四日巽に

小満　中　月令廣義　後十五日斗巳に建　首夏　初夏

孟夏　蹕躇　史天官書　月令廣義　通俗志　蹕躇に似る　卯の花月

又曰く〻〻卯月

余月　小雅　疏駁　乾月　月令　廣義　正陽　西京雜記

已月　晉書　樂志　花殘月　藏　玉　得鳥羽月　藏　玉

更衣　朝日　白重　或抄に云衣の色変ずる随くあり卯月朔日より袷を用ひ次に単を用ひ次に白重を用ひ次に袷を用ひ次に単を用ひ次に小袖を用ひ次に白重を用ひ次に袷を用ひ次に帷子を用ひ次に小袖を用ひ次に白重を用ひ次に袷を用ひ次に単

藻汐草　加茂の葵を冑朔日翠簾にかけらく故に青葉は簾とて冑にはあらず書紀の簾とは非敏達紀の簾とて四月朔日にかけらくと云又一説に葵は草の名なり

孟夏旬

笑答季のあらたまる始に臣下に御酒を賜ひ政を聞し食す旬とは皇の政に除き申す旬なり

さ月ぐれ葵あり内裏おほく造られて初南殿にて行はせらるを新所の旬とやいふ値は帰

世のひと始て改すふのぞみの人を万機の旬とやいふ

六月四月の旬は内侍扇をおく上建敷に縁人

八勝を安て元とする作法

みどあるべし

年中行事寄合

筑紫広瀬祭　近江國坂田郡筑紫の

庚筑紫の社系祀は四月朔日とも或は初の午とも云

祭事所御食洋の神と云大膳職御厨の地なる故

当職等の所の神を坐その地を祀る蓋とは稲

食を司る神なり男女婚をなすときは系祀必

塗塩を載て神に奉る不幸なる少壮の間に嬬

とあり已上を以ぞ云云嫁娶の三夜を用ひ

三夜を用ひ神幸の後に供する中世

葉平の花河に儲て里婦笑歩を躍て数枚を

手ぬ艶然の放けれ云固に胡芦を

数の云迫記の國筑広瀬神と申は神如は申

の神の誓ひて女の男を数に考こびて鴻を

つくりその翌の日なる男ひとを考る女は人

考りてかしをなどまれはおの悪くて病など

く悪けれは数のやく考て初生はなりなどする

雑和集　今

氷を供ス　四月朔日より起りて

九月晦日に至る　延喜式

この終り

これ氷司なる氷を奉る地十所延喜式

に云山城國葛野郡徳岡の氷室宝亀元年小野の氷

室栗栖野の氷室土佐の氷室坚木系れ氷室同郡石

前の氷室大和國山の辺郡菰山の氷室河内國渋

良郡渋良の氷室迫記國志賀郡花の氷室丹波

國桑田郡氏迫れ氷室らの十ケ所なり云

住吉卯の系　初午　格別住吉の系に伝て云

卯の日この地に垂跡なりと

この神輿一基瑞籬の外より三の門を過ぎて迂幸せ神主及祝宜各卯枝を持ッてこれをうけまとる人祭の日竹馬茅纏を弾聞くあり

大神祭 上卯　大和国城上郡祭る所大己貴の神

ムト三輪の神ハ人事根元ノ先世の日使立ッ大原野のやしろの祭ハ寅の日使立ッのゆえハ夏ハ卯の日の暁多ハ夕ニ祭れり　大神とハ大三輪の神ムト大和吉野の神なり

稲荷祭 中卯　山城国紀伊郡月卯の日三あり六神の卯を用ひ新れ供社家松本氏調進ス神輿五基ニ供ス巳の刻斗ニ神輿五基御旅所の西ニ出ス東寺の南門の内ニ入るこの所ニ於ク座を摂ヘ立社の神輿各南ニ向ひて その上ニ安置ス寺僧各御供所ニ侍ス　ニ於ク東ノ役人甲冑を着ス　左のまニ長刀を持ヘ右ノまニ御供餅を持ゲ又東寺地人の妻ハ人寺中院ノ院より雑品供物を唐櫃ニ盛リ院ニ入ルこれを供ス　ニ於ク寺僧一人相上ル　ニ於ク寺ニ出ス　ニ於ク寺ニ出ス　ニ於ク寺ニ出ス

あり八王子の社ハ天満宮の巽二十丈の山腹ニ在り云
菅神苔莽の時比叡山法性坊の室ニ入て学問を
その従来休息の所ニ後人社を建て人形の日大行
を切てその枝ニ天満の扇挑灯を掛り提て難ス
ぐおありくんそ花唱家俚語方言を以て一奥を
矣背一村凡百軒だより老或ハ上てる人をのとい
又吾をきてげらとつ平俚語も又他ニ出ざるものゝ

平野祭

この祭ハ今絶ぬ神ハ天満宮と
小野天神の西にあり貞観元年十月
九日始て祭祀あり寛弘元年
四月十日除時の祭あり〳〵とゞ

江州八幡祭 中外

法花ガ嘗八幡宮ハ滋賀国蒲生郡八幡村にあり祭
る所の神石清水に同 神社啓蒙 一条院の御宇勧
清長徒二年放生會を行ふ 社説 爰長年中
関白秀次この法花ガ嘗ニ城郭を構ふる時上の
宮を移して下の宮ニ合せ祭るそのち
御當家御陣所となるその時今の板山に移る別
當額成就寺 往古 聖徒太子開基の寺院江州に

四十八ヶ所ありその四十八の終りに此寺を建の故ニ称
成就ハ名あり神社の傍ニ河ることを普門院と云成就
寺兼学ふいうへの坊舎幸ヲ寺あり〳〵ガ織田信長
の兵火ニよりり奉滅ぶ氏子まぐ〳〵十三村外ニ新
にて舟本上田林の三村を加ふ例祭四月中の卯夜宮
ニ躍あり上の宮祭ふ百下の宮祭ふ百下の中間一百を
小旅祭とつ花表と楼門との間ニ於て九十三間の炬
火を立高サ六七間斗七度ハ使を倉圓炬火ニ火を点
村〳〵の祭太鼓ハ三間の炬火を点て三社の児三人
を拝殿ニ座せ中あるの児をいわゆる舘とて拝殿の辺
ニく拍子碑あり名いくさ〳〵ニ拍子

多賀祭

寺説 八幡祭の神輿五基然和川を渡る
二年 近江国犬上郡多賀神祈請そ例祭四月二の
巳 午の日神輿午社より艮の方一里ばかりに栗福村の
大宮あり是御旅所ニ今日その所へ迂輿供奉の行粧衣冠十
二年神馬三匹称宜四人神主十二人隨身六人神主馬上も
徒行せその外氏子の村〳〵より稚の造り花を切せ
凡六十六年斗遷れ八年〳〵定〳〵ぞ神輿三基後御

坤の方賀茂の社まで大社の御使とて殿人徒児一人
糸向行列先途拂十二人ようちく六人芙蓉毋三十人
調度数六人神事の整ひ固い彦根の城主より和泉二
人これを出る 社説 これ祭祀の所人を定る正月三日
ある氏子の中豪富の者を撰ミ夜ニ入神事を
同じくこれを定むその所人ニあるる神官神を迎
る所人をおくり供米を持く祭の日四位ニ准じ衣
冠を着し一社所人糸掛也一族風流をなしてこれ
使ハ

雑談抄

堅田祭 上巳

或説ニ祭の日上巳ある神
不詳 淀河志ニ云堅田昔郷
田の名とハ又関ニ浪もいハ北を今堅田とハ出来
ハ之この地伊豆の三嶋の風系ニ似るゆえ伊豆持況
を勅請也山門の法性坊信正そ之の近官と堅田
の記ニ出ハ伊豆持況の祭ちゞ〻今ハ人もこれを
寺者ハ今云人宰居神と申ハ天文六酉年九月廿五日
江別記ニ出の城ハ衣川ニ勅請也天神の社也
八月子の日ハ今上の巳ニ当る所八神田明神ハ堅
田の氏主一代ハ代〻繁生也故ニ神田明神を此所ニ

勅請也

手安の天神祭 午日

江別野幽郡江辺
の所ニ立永享
北村中北村三ヶ村の氏神ハ慈度年月詳ならず明和
年中ニ七百余年ニ当ル文永保年中ニ四
百年以和延久五子年十月十六日永系越前ニ再
建其後延永廿六丑年六月永系越前ニ雅
行後補也又明應七年閏月十四日同氏重秀改
造ハ之を秀も越前ニ仕ヘ廿八万石余ハ永禄
依ニ本の同流ニ永系ニ復也依ニ軒居神と也月
午の日祭礼神事ニ基渡御あり例祭正月十日より
十三日ニ連歌ハ句会ハ引ハ巻ハ時の地ハの句を定
例也北所北村李吟知也の地ハ又金清盛の妾妓王也
世地ハ知也故ニ平家の奉行別物の大絃場氏子三ヶ
村ニ侍来也ニ別当実光坊の説ニ也ハ武手考

杜本祭 上申

河内国安宿郡ハ村ある神二座
齊大人神経津主命ハ香取大明
神是ハ也ハ公の根元ハ杜本祭四月上申の日ハ神社
河内国ニ有午の日使ハ仁和五年四月上祭始河内

志ゝ云杜本の神社いまゝ吉市郡谷村に有り式に
安宿郡に属せとあれども一向その所を見ず詞
谷国分村に続き在る或人云ふ分村大の谷と
所に當時杜本の宮と唱事ゝ古代の杜本千本と
く坊舎子新あゝく勅使糸向あゝ十仏像ゝ
その近辺寺ゝ古瓦をおゝく拾出せとゝ社既
とゝも見えぬ大木の樟ありしの本立及ゝ
とひ春の花咲乱を生ずゝぬ本立故神本と申伝る
の不四五十年ゝ山田の日差とゝを以山のおぬし
若九帝とゝ事の作の樟を伐ゝ仁斧に拔く
柄ゝ彫り彫ゝ俄に山一面に焼出作斧に若九帝ゝ象
の内に祇本ゝ社ゝ若九帝妻病死ゝ見大の谷
昭神の祝向めゝ本ゝ村中騒動ゝ
あゝぬ小祠を建ゝ神乗を奉ゝ神宝を献
めりぬゝの出掌ゝ杜本の宮のゝ宵殿金
るゝ処ゝ若九帝方に古き書物の證とゝ
のゝ若九帝もゝの神沒方に死果やゝ九宗の
孫一人残れり依親族ゝ

とゝ卿ゝ
ゝ昭神と号を呼び来れり近来国分村の枝に
ひゝん所とゝ所ゝ信仰し奉り小社の上に西殿を造ろ
らひ九月九日神酒焼物を捧ゝ祭るゝ延喜式に杜
本祭夏四月冬十月並に上の申の日これを祭るゝ
ゝゝいゝ伝古き神社ゝ今考べきゝ若九帝
より取出ゝ筆記いゝ記ありけんゝ
ゝ

松尾祭

上の酉　山城国葛野郡ある神大山祇神　神社啓蒙　又市杵嶋姫　神社啓蒙　祭の日上の申又公ゝ根元ゝ礼世ゝ
上の酉　式江流方に出ゝ
事ゝ掛仁昭帝兼和四年始ゝ
ゝ酉の日神輿七基の内一社毎年白木を以
新造ゝ武御輿ゝ
の東ゝ捨翌日児童再び式神輿を舁ゝ後桂川
を渡ゝ彼ゝの本庁を取ゝ刷ゝ押ゝ
據ゝの兜ゝ武御輿民間ゝ祢保礼の宮と称
ゝ今日再び拵ゝ比粧ゝ

村百八ヶ村悉く松尾ゑびすを俗に神興七基八月續の社櫟谷の社三の宮宗像の社夜宮の社四大神御旅所八七条朱雀の西にあり

當麻祭 上申 大和国禅林寺世俗當麻寺と号す

用明帝第四の皇子麻呂子剣を取て神祇考大和の国にわる神社に年の日供ろ 公事根源

當宗祭 上酉 河内國志紀郡當宗の社

八仁和四年四月始て勅請に公事根源に年の日供ろ社中當宗八祖近きゆゑに人の使を社の祭れるに下向を宇多の帝より御外祖父當宗氏ろに仁和五年四月十四日祭を始ゆる當宗忌ず八後漢の献帝より出る四世の孫山陽公の後に 姓氏禄

梅宮祭 上申 この祭今絶ぬ

を祭ゆるの三祭式に次第に商

橘氏の祖廣嗣に世倍姓媛の婦女當社の砂を

とりて常襟に佩とゑ毛檀林皇后が参るの

遠風

大津祭 上酉 四の宮比神社八江州大津

四の宮よわり祭る神小日枝

大日枝氣比小禅師に社説に祭る神立後中八小禅師

火を出見る左八大日枝比主神大国主る左八日吉神

塩土老翁小日枝国常立る氣比神仲哀天皇に五

社の中火を見るを以て社とす故に四の宮とゑ祭る

日吉祭に日吉祭の 榊代 とゑて今に三月中に近江

一国の中より何方にても切り知たるの榊を飯室

寺の廣さとゑ所の相生の松に立けるを毎月

朔日の汐日吉大宮の拝殿に移す国三日大津四の宮

より浜成後成とゑ人来これ八大宮法花の附栗津に居る

とゑ人来今の山王の社地橋殿の下栗津に居る

栗津の神と崇む故に今ゑその名をとゑ祭て神むりの

魁首とゑ大宮栗の飯を供とゑ毎年に大宮の供をとゑ

とゑ今日の日に供ゑで毎年に大宮の供をもゑ

に奉る 御清祭 三日

山崎具使

名勝志に八幡宮寺年中行記に云日の使謂号一郷百代の勤役に山岳より弁伎を晩陰に及ぶ日の使あり相列以山岳の孤村より来る式京洛の大臣に同じ主人冠に紫袍を付け舞男の巾に揚を排む彼ホ馬に跨ながら二度神庭を回りて下馬せしめ一面に御殿に相對して各再拝して衣袖を刷○日の使八幡宮方一の神るん治兼三年まで猶勅使の義あり同じ年兵乱によりて退転を芥霞瓦屋園戸の院勅裁をアトヽ在地の神人これを勤む去る間吏地の土民御先の役より弥陀寺と号ス白杖を持て色黄の人笛を吹鼓を打又人沢分司。蔵人司。先駆を色黄の人細男として三の人形ありこれ武内宿禰の神とぞ云ふも今絶する也明月記に建仁三年四月三日山岳の民家悉く経営をと毋年ぬぬれありその後に橋を流を橋広大絶ゆ八幡に来ると云ふ古れわ仕昔世なふに山岳より八幡の山下まで大河に橋を渡るるるん今は橋本にその出張ありとの使を勤るを日の臣と称しその人を日長者と云一々の上首とそのの齢を長老と云と云ふ寇と云ふ義富の輩なるべし

水屋の能

晋音 南都水屋川の南に水屋の社あり勧る神二座素盞嗚

稲田姫に生祭八伏見院の御宇疫病流行よりて

ちなめて行ひ八神楽おありけるを今八申

楽四番あり地人能義を

能とも四月四日六月八

四日この社大和の国にあり知の日蔡勢に年に二

度行ひ使は前の日立忌風神の祭と云

公事根

擬階の義

七日 流くを加階さるれと儀式

義ホて義式のとき公事根元を乞

八月列見の時の成選の綸尺を二者より持参を

大臣義問をる義あり列見延引の時ハとれも延る

事果ハ短尺を元の如く 灌仏八日 佛生會

櫃に入れ早く退出也

灌仏

○竜華會○仏産湯○甘水○五香水○九合

誌寺院灌仏今を終を法品の花を以小堂を飾り

これを花堂とゝ[illegible]の中ゝちひさき釈迦像を安置し[illegible]甘茶の香水を灌ぐ[illegible]周昭王廿四年甲子四月八日中天竺[illegible]悉達多誕生の[illegible]童花[illegible]とゝふとハ童花樹とゝ[illegible]木の下ゝ[illegible]弥勒[illegible]正覚を唱へ[illegible]ひ世不ゝ三度説法の[illegible]ありこれを竜花の三会とゝ[illegible]四月八日ハ釈迦降誕の日なる故釈[illegible]を潅ぎ奉り當来弥勒ゝ逢ひ奉る結縁とゝもれハ四月八日を直ゝ竜花会とゝもるゝ〇武江ふくいとの日小餅を制ゝ[illegible]これを指腰の如くひらやく上ゝ餡を盛りく佛ゝ供ぜこれを頂き[illegible]ゝ又皐月を固[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

よ系もく猿びこれを紙捻のうちへ納りゆくへ[illegible]
へ蛇虫を退くとゆへ武江の俗差実をへんく[illegible]と
謂ちちの実を以て送り弾ハ坊のづゝ[illegible]くの音あり
故に名づく又三伝まともいへ又同日方寸紙に[illegible]
卯月八日の吉日ハ[illegible]虫を成敗[illegible]と云く厨及
極楽庵厨の柱に文字を通ずゝ[illegible]られ[illegible]と退るの
咒とゆへ代[illegible]ゆ[illegible]月六国及ぶる枕詞[illegible]
虫又不審[illegible]
以て泥を伝ること[illegible]
久しく始くこれ知

山城祭 八日　山城国離宮八幡の傍に

あり大山祇命と 雍州府志 延喜式に山城国と称ハ
の国の境に疫神を祭るといへるハこの社なるべし又山
城国酒解の神社一座 注 亦山城の神と号 延喜式 ○
天神八王子の社大山崎小の山とよばれ祭る所素盞嗚
その御子八王子今土人本居神とも 名勝志 名所志 延喜式に
疫神を祭ることいへり ○今日使に重使と云
とあり今式に日代使の所に記せ[illegible]明月記に云建
仁二年四月八日午の刻水無瀬殿に系に赤刻出御

この辺の辻に天王二社 天王社酒解社 市中のを渡さるその中一方
頗田楽の供奉を副ふ土民参詣を営むこれをも
て思ふ土人山城の神と武蔵
天神牛頭天王とを合せ祭るなり
況の系にて神輿午刻迄幸ふその後獅舞田楽
豪ちと康富記に出さう地主の古蹟所公自山通り
五條の北にあり今石地蔵の存せるこれ[illegible]ふの日
志ひて経書堂の前に神輿を置くこれ旅所を表
せるゝ 雍州府志 ○地主の神ハ弘仁三年四月延喜式
しく田村将軍の美を清水寺の法守とせるゝ寺

地主祭 九日　清水地主権

統に神社考に大己貴の垂迹とゝ

練供養 十三日より西日[illegible]

きく法会を修せ十四日練供養あり 僧財抵例の女
中於姫の忌日に中れ姫尼とゝ善心尼法如とゝ
供養の縁起ゝとの来迎引接の法ハ恵心僧都
系の人との伝ハ和州長福寺村の人雑深のち永
観中興山ゝ世法[illegible]ゝ山の後当寺護念院
本ハ世系[illegible]庵とて法如尼の草庵の旧跡寛弘元年

一条天皇の比伊都美寛印と号し所に参り本尊と
廿五并の僧面とを彫刻し同二年三月十四日法如往
生の日を以迎接會を修し一条の北野橋川の花蓮
院より入滅の日に当て一説に四月十七日恵心院にて
法会を修し

伊勢神衣祭 十四日 これハ神祇令
日ゆゑなり

この日より神服部凝舟ゆく三河の赤引の絹の
糸を以神衣を織る又麻績の連と云氏人麻を
うみ浦布の和衣を織く神明に奉る

高野花供 公事根元

をくんしの日より高野山宝亀院の住僧代々の人数をひき
廿日 色の御衣を大師に奉るこれを花供と云金堂に
く学侶方の伝法師を修し花を供するの日と
大師の御衣を更るの日
と同日なるゆゑなり

千園子 十六日 一本千誕生寺 作り江刻三井
寺に皇子母神八幡日法人系論をこの神一ふの子
あるを以皇子を鋼一子を供
ゆるなりゆゑに千園子と云

日光祭 十七日

十六日例幣使野州日光山に参向舞礼の式あり中の刻
神輿三基所宮を出たまふ新宮の拝殿に迂幸あり
これを宵宮と云三仏堂の前に於て例年の舞を
奏し翌十七日巳の刻に御を御旅所に渡たまふ次に
御祭礼供奉の行列あり新宮より御旅所に至る間
九十五町に亦り五色鳥兜洋を持る職士赤面の大鉾を
猿田彦の命を表し獅子踊田楽法師神主男八乙女
三頭馬上素絶裳給社家馬上束帯御神馬御弓
御鉄砲甲冑童子御鬘大鼓汗鍬猿公官位神人
伶人奏楽等有之奏直御祭礼奉行諏武家奏事
素襖御本社神輿白張百人素襖廿人山王の一説に日光
神輿白張百人社神廿人麻多羅神を輿白張百人
社神廿人行者山伏群行し御旅所に御供の
間東遊奏楽不絶く神輿還幸御本社に入り
なる日光三社と八新宮大日貴尊を瀧尾
田人姫命本宮味耜高彦命外に家光権現を
下照姫命に三社の

和歌の祭 十七日 紀列和歌山
祭礼八三月三日

東照宮の御祭礼一名雜賀祭ともいふ元和七辛酉年紀伊頼宣卿の勅請一の山所なり山路その外相撲流流馬あり又城下の工人たち力を佩さらを摺りく踊躍をなしこれを雜賀踊といふ今日神事必用の食あり蒟蒻を剣刀の如く切なりく一方は左の如く味噌を用ひ一方は大豆の粉を付く赤き色を劍裏

八幡宮祭 中午 辺に國野剣那とあり小津の神社と号す神体八字加美礼

魂祭 式未詳

久世祭 中巳但ニ あれは初巳 山城國乙訓郡上久世村

與我万代繁の神 三代実録

向日神祭 辰日 山城國乙訓郡西の岡の辺にあり

あり當社の額正一位向日大明神と竪二行にかきたり道風の筆なり西岡民家の側に花表あり當社祭礼の前に社人岩倉山三宝院に行く堀觀をあり又祭の日必神馬をこの滝に牽入れば神知沉の祟あり

多ふる神月読尊歌 雍州府志 又天武天皇と又素盞嗚尊の孫大歳乃子毎に須知比女 神名帳

霊山厳寺千部 朔日より十日まで 道本山天台厳寺ハ比叡山の末寺なり

その一寺に開山檀連社雄誉上人霊厳和尚ハ上總国小糸の人なり里見氏に寛永のころ江戸の小湊に大伽藍を建立せんとあるもの四方を勧進しく土一貫を運ぶものに六十念を授け又血脉をあたへ結縁をもとめ不日にして廣汀忽ち陸地となる今の天厳寺是なり その後ち第二世珂山和尚の時明暦三辛酉の春回禄ありて今の地に移る当寺毎年四月朔日より十日まで弥陀経子歳読誦此節

深川浄土寺 十九日より十八日まで 法苑山浄土寺ハ天厳寺の東南一町ばかりにあり中興の開基日念上人なり日蓮宗深川門下の大寺なり毎年四月十九日より廿八日まで法花千部讀経あり この内容殿の庭をひろくきよく結ひ見せもつむ山あり又湖水の池あり方丈丁ばかりなり 此日花山の地なり

山王祭 申の日但ニ あれは三の申 近江の國日枝の神社

八幡宮の邪板本にあり給ふる神大已貴尊之所謂上の
七社八大宮大国主命十面観音二の宮麻多羅神及び
金比羅神これ天台山青龍寺の法守に准ず薬師如来
聖真子八幡大井阿弥陀八王子灌頂大法王子観音
これ補陀洛山を表せ客人の宮白山妙神の事大
き素戔嗚の大神と山王の行化を助け北陸を出
でとの山に来況ある為に客人の宮と云ふ十禅
師八地蔵の垂化と大師この山を開き成就の後上定
仏院を創む鷲山東の堂にあり十禅師を垂迹
九人をえらびたく二人を缺く安志を以て数に満
ず十禅師の外を歎を歓抑くく忽然とくくえらび
故に社をその所に建く祭供をそれを十禅師と云
普賢中の七社牛頭子八大威徳大行事八昆沙門早
尾八不動氣比八聖観音下の王子八虚空蔵王子の
宮の珠聖女八如意輪下の七社小禅師八弥勒龍
樹恵王子八愛染新行ず八吉祥天山名勝八毘沙天山
末八十利支天汝の宮八不動竜殿八大日以上廿
一社〇先づ三月十八日山王祭の神をその所に

於く伐取四月三日に到りて西教寺の例の松明
に火をけく又山王の社の上に夜に入て法会を
とり大はの四の宮に立て祭の日神輿の用たはりた
宮の拝殿に返入る〇申の日江州東坂本の山王
祭りの午の刻とく田乗法師柳に義比叡辻の八幡
宮徒前駈とく神輿を迎七社の神輿出をする時
その後をあとひ続ひ来て舟に乗せむ山門の僧
徒樒花を摘羽華鬘をたれくを是をとることれを模樒
浦とく田乗法師ホこのおに於く執をとこの日乗
の山王町より供物を日吉の社に献ず第日天皇の當
座主の御室に至くこれを知ず御供を献ず祭の日縛紙
く供ぜ又江州膳所の北人御供を献ず祭の日縛紙
二渡湖上に浮ぶ音楽を奏くく伴の供物を献ず
是を御供紙とその紙に多くの猿皮を包
猿の俗面を被る猿ハ元来日吉の使令にその中六社の
神輿八俗りて供ぜる所わく後湖水に撒大宮一社の
神供八神輿のおくに並その後神輿紙を陸地に
神馬相むこ行く輿中の神宝の人を本社に今とり

七社の宮輿ハ坂本の地人これを舁て神輿を入る。今日山門に属する所の供人を擬威を宣ひ神輿を警固せ信濃に山王祭に懸るもあれハ寒の絡ハ今日のとしとゞこれ人を害する所ゝの絡ハ多の夜いとゝ八王子の神輿を舁ゝ急に山坂を下て七社の神輿各本社七ヶ処の拝殿に居四様生おゝ七ヶ年迄ゝ十六ヶ度くゝ九月中の申の日八王子三宮の神輿を八王子に出し拝殿に舁ゝ早ゝ元ゝ七月末の日に玉ゝ件の二社を神輿に迎ゝ奉るを年の神とゝいハ八王子拝殿に元来山崖に造り新て階に造り低し神輿半ハ拝殿に有り半ハ拝殿の欄干を越て外に引神輿のゝ方ゝ様に柱をゝ合図を行く板を抜とれハ神輿さゝり落ゝ落ゝ神輿早数十人並居く中に清とゝ直に山坂を下ゝ下ゝ彼に生死をこれ一時に定むとれハ彼の士人終に役ゝ死ゝ

これを神輿落ゝとゝ下ゝ終ゝく山坂を三宮の拝殿に安置ゝ三宮の神輿を拝殿に迎ゝ奉ゝ

迎年末の日の晩ゝ十徐師の神輿も又同ゝ末の日

二の宮八王子三の宮十禅師四社の神輿を大政所に

ゝ奉ゝ同附敬玄固の式ゝ大宮聖ゝ客人の宮ハ大宮の拝殿に迎ゝ奉ゝ式間ゝ略ゝ公人各白ゝ術紫の刺ぬきゝ條袈裟を以既ゝ太刀を佩ゝ

余数十ゝ草甲冑ゝ武器を立ゝ

警固ゝ神前に武器を立ゝ

の勢力をゝ各下ゝ系ゝ

供を捧ゝ奉ゝ酉の刻歩ゝ

奉ゝ乃ゝ霄宮落ゝ

を石垣の際に石壇のゝ

方の捧端をゝ

同ゝ

しゝ時刻ゝ

宮ゝ次ゝ

祭ゝ

人既ゝ

祭ゝ脱立烏帽子ゝ

殿ゝ奉ゝ合図ゝ神輿を落ゝ

二社の神輿早

中ゝゝゝ

とゝ人老ゝ坂より事り神宗を奏
給りゝ後神裏を納るゝ

國祭 中申 海の国

賀茂の社ハ三十代欽明天皇の御宇四月上吉日
を云ゝ社ゝ社ゝ所見あり又和同年中記あり
ゝ国司これを検察ゝ云ゝ今日の例祭ハ
賀茂の本社なるべゝ社ゝ国の日の社ハ公家より使を
立ゝ走馬を献ゝる相ゝ今ゝ〇公事根元〇賀茂
大神ハ山城の国の地を神ゝ社ゝ西せゝ中の申ゝ日ゝ
国ゝ社ゝ社ゝ中の酉の日ハ内裏ゝ社ゝの社ゝ
ゝ昔ゝ社ゝ社ゝ社ゝ社ゝ中の酉の日ゝ〔眼江雑〕この
祭今級

関白賀茂詣 中申 初度ゝ日次を撰ゝ

承融院天福二年九月廿六日摂政右大臣藤原公賀
茂詣のゝとありこれ摂関の人の賀茂詣の始ゝ
ゝ社ゝ社ゝ賀茂社の社の日ゝ社ゝ社ゝ人ハ車
ゝ社ゝ地下殿上の御馬あり白妙の御幣神宝の唐
櫃ゝのおをおゝむ琴引〔菅丞相〕習ゝ人おを
め一具を上を新軒をつゝぬ社ゝ社ゝ神社あり

称宣奏ゝ社ゝ社ゝ社ゝ社

此神と現れの人も　公事根源　上賀茂中の酉の日葵を
貴紅も又これを使ふ酉の第午の日西賀茂の葵を
榊を代く松を並べ御生所仮宮並に齋宮幄屋及び大宮
の仮宮を構へ葵衣五十人つるく勅書をみて未の日
假殿遷宮申の日いすゝ公関白給　當日音楽ホ伶人楽
の聖日社司葵蔓と桂枝を禁裏仙洞及び高貴の
家に献ず則御簾よりけ〳〵る賀茂の花人葵〳〵戸口
とれをうく走れい翌日霹靂災あり　とつて祭の日
宴家の人各葵蔓を衣領にかける賀茂の姫人者
これを頭髪に挿さむ今日葵蔓桂枝これを読蔓
と称す葵ハ静香なり桂ハ松尾より伐り来る
凡葵ハ當社の神名桂ハ日吉の神本とし御生とい
玉依姫の別雷命を産み給ふ日とて〳〵葵〳〵賀茂申の日
生れのひく酉の日ハ神の生れ給ふを祝ひ奉る第とい
て御生祭御新祭を同日とて〳〵流あるを非〳〵御新
祭ハ三日以前午の日あり此新の社ハ洛北高野川の
東御新宮あり則下賀茂の末社〳〵康富記に応安三
年七月廿一日丙午。賀茂御新宮　[illegible]

午の日の別祭なることを知べし河海抄に賀茂祭の前日
石上に於く神事あり御形と号すと是今本社の北一町半
に有るく御旅所〳〵道の西に囲あり　これを御生所の館と
いふ祭の日仮殿
この所に遷す　**神祭**　○忌さね　○榊取　○榊さね
右の祠ある也とハ賀茂の祭ふ
のこと〳〵園ゐる〳〵榊ハ四月朔日に取く法社に忌さね
とハ忌竹をさすことなり　伊世大塔それ枝を挿く八人を
の雷を避きのひとり法神迎庭の道り行をして園
れりとて　○卯月の忌さねとハ　枝折萩　**三枝祭**　佳日を定む心大
賀茂の神すゝあり　拾芥抄　和
園添上郡辛川所波の神社の祭〳〵或説に辛川と三枝ハ
別社〳〵辛川の社の南に三枝御ほの社あり法神記に件
の社ハ右大臣是公の建立〳〵れとなりて南家の苗裔と
の祭を行〳〵又一説に三枝の花を折く酒樽にかざる故
に三枝の祭とハ　とそ顕昭の説に三枝ハ　[illegible]
未廣ければ説に　[illegible]　公事根源に是公の建立とい
ふ口伝あれど今と必ず書ハ法師公の撰れく養老
年中に奏ぜらる是公の大臣ハ法師公の子孫〳〵

このこと既に今に至れり
是公の再興なり（宋本）

中山祭 中ノ酉

京三條拙熊の辺にあり世に石神と称し祇園神豊石浦寄石窓の命と今六角堂の南拙熊の東に遷座あり石上寺と云兼部百首に云二條大宮に分り中山大明神と申す三井寺小の院に坐す新羅明神是なり素盞烏尊公事根元に永兼朝臣六月十六日神社を建立一同六年十月八日に従三位を授らる後冷泉院天喜元年四月さだめて官幣を奉らる是四月中の酉の三井寺に旅宵音新宮祭を修す是新羅明神の祭なり

清水祭 中ノ未

白雲寺光徳沢の祭と例祭に神輿三基清水寺にあり祭の月は遠近もこの他より多寺に参詣あり

とかくも神北に属せり京に清水の橋川に顕しと雲宮と云盗取あるべし日一基の神輿に寄る今風八坂宮山より下せとの今風ありを祭して神幸を促せ一基八野宮大明神と申す野宮より遷幸云難

談抄 いづれも五人本居神とそこの祭に五人嫁を妓女のかく装をかへ句欄に旅に第一むに年月

或八傘洋を用ひ

吉田祭 中ノ子

六十六代一條院永延元年十一月廿五日中ノ申今年始く祭礼は永延より云家の御沙汰となる 社法式 月下ノ子日十月中ノ申日吉田祭 簾中抄 四月中ノ子十月中ノ申裏書に云吉田祭永延元年これをもとむ元山藤中納言家祭ヤウ 江家次第 吉田の春日中納言山藤の建立なり

駒牽 廿七日 廿八日のうち

これ八位月あることに八月も云へり主上武徳殿に行幸王卿以下床子に着左右の御監御馬の養を牧る馬の数庭に立て御馬を引て白馬のそれなりの如一説清涼殿の射を南に向て府騎射の文を養て左右の方にこれを養園に近衛将以下書長以上東宮に養て右近衛 弁 獲利稲を養に雅楽寮奏楽に方非駒形を養て 参考 この駒牽八月の騎射の馬射手人を御覧ぜらるる見観の沙汰なり小の月は河八廿七日大の月は左八廿八日 公事根元

土塔會 十音

拾列東生殿四天王寺南大門の下に塔塚のおく土塔の宮あり名を神

午頭天皇会いうしの毎年四月十二日大祭礼を行ふ今
他願とて礼りて大祭礼終りもれも今は旅と天
王寺の伽藍堂司乗人催ホ出仕神の法令を行ふ常に
を法用仁王経法則舞

矢數　洛東三十三間堂蓮花王院といひ
乗をこれを王堂をと又
得長寿院の辺り同所の池の中杜若を生ず
この所の矢数毎年四月永日の

江堂掃除浪　うち晴天を候ふ〳〵候そこと
相列模の嵐弁天とこの所の月一日
波清変倒元崎のうちの社司あり〳〵の絵を
紀り神系の宝物をとり除却とて是天安法波を
く崎中の汚穢を拂ふこれを掃除波とと

松前渡　これ南部は性来の高人老和夷易の為
蝦夷松前の人浪を以て北海を渡
間宮氣法く波清ぞやうの故に四月〳〵めく書
九月を限り北海国をとりて浪を基と上を秋と
蝦夷松前の昆布その大なる和一様みて林とかしまの
長三丈を長昆布と又石に付て生ず蝦夷の為也

号ふるるあり九三年余里のあり
寸北も示れあり〳〵ぐるいあり

梅天　潘雅教寺ふ
唐人成旅を
以南東と也蜀中の梅の乃乃四月ふあり〳〵是四月の梅
乃をと又熟梅天蔓梅天ぐと又ふ〳〵を略て梅天とふ〳〵

和清の天　孟夏清和月東部用散官　白楽天
簾織細雨正梅黄景尚清和風自
涼　吉詩　などあり清和の天をうべ〳〵和清と顛倒〳〳
たる〳〵清和の御名を避るる源氏和終るる和と
又清〳〳なる

煮酒　東医宝鑑に煮酒殊に佳〳〵夏
月宜く飲べ〳〵　云云是本邦の
どあり
煮酒は仰ぐり者れども和漢の制衣異あり本邦
まハとの名酒の氣味を矢ぐるの乃に煮酒の法を用
に京師れを酒者と称しとの日酒肆親味をそ〳〵
そを價を伝ぐ〳〵恣に酒を飲〳〵むれを酒
の祝ひ
とて

余花　春〳〵とそれてを
冬の中に咲ん

若葉　新樹
これ同あん

結び柔　華と冬のお
夏〳〵　金葉集

若葉花

余花上
若葉の楓　こうの葉　病葉　葉のごとく
赤くなりうるも又枯
く黄ばみるをもつて
夏木立　木草茂る
木下闇　葉桜　桜葉
卯の花　○山うつぎ
○箱根うつぎ
○唐うつぎ　○岩手うつぎ
○こうの葉うつぎ
○こうの葉うつぎ
雪見草　蔵三
垣見草　蔵三　以上卯の花の異名
卯の花くたし　卯の花腐しとも云ふ
いわりのいとせたよ卯の花くたし宵
ゆふべ降る長雨　ゆふべ
卯の花くたしいつ月雨をいつるや
厚朴の花
桐の花　栂類の花　花油
盧橘　山茗の花
桜桐の花　紬の花　白丁花　要花花

○金柑子　○紅毛茨
○箱根茨　○岩梨
木天蓼　和名和太太非　和名鈔
今俗ていまびと云
蛇苺　つる苺
数珠椿　茨の花　覆盆子　樹いちご
夏ういちご
牡丹　木芍薬　花王　花釈名
牡丹草　和名鈔　廿日艸　白氏文集　富貴草　愛蓮説
よろひ草　夜白の草の略　夜白艸　秘蔵抄　てり草花草　未考
福　豊福　共に万葉　以上牡丹の異名なり
貝原老人云ふ中胡上代牡丹なり
志ゝや万葉古今集に詠でたれども絶れども八重咲
に山福は牡丹なるべし又角山橋万葉に云ふ
芍薬　えびすぐり　和名抄　花蘂相　花相
えびす草　正字通　芍薬の異名
杜若　本草　馬蘭

臭青菜　**臭花**　[蔓草]　**野花**　[仙覚万葉抄]

吳茱萸臭花と臭草の臭花とは故の名文なり仕

臭花草菜をもいふ方言花とあり　**容香花**　[万葉]

槐　**栗の花**　**常盤**　**落葉**　**落瓜**

葵　○二葉葵　○蜀葵　○葵　○水葵　**美人菜**

○小あふひ　○錦葵

宝鐸の花　**胡蝶花**　**石菖**　**紫羅傘**

落路　**白及**　**風車花**　**踊花**　**半蹄花**

羊蹄根　**虎耳菜**　[虎耳は菜ふりて名ばく

もされ下は花よりとく名づく]

甲足菜　**石蘭の花**　**菜挽菜**　[麦]

藺の花　**王孫の花**　**夏椿菜**　**玉巻葛**

玉巻芭蕉　**苣蒿**　**荀**　[たちんな　さくぐのよ]

又ちぐと云もいりこのちぐの鱗るのちぐうくいで

それぐとて又むくぐめ是れ仮末先生のるず代紙本と

いふ氏八武内の苗裔ありとうふ赤ろ白

あり色ちくハたけの内のふくとうふ　**紗**

蕊　[蓮の根]　**麦秋**　[野客叢書]　宋子京皇帝南

園小幸ちく荀

麦を観の詩あり農亀

方還麦宮田首岳秋云云　**麦の秋風**　[麦芒糸留　麦ふく笠]

麦苅　[二年州　年ちうま]　[畠ちぐ]　**喜鳥**　[畠原雀　ようきり]

ちもに麦の長ちくり

杜鵑　**冥途の鳥**　[花陽国志蜀王杜宇死

さるほうちく名づく]

四月田長　[華陽風俗録云杜鵑大鵲の

どちく羽黒　その声哀く血を

吻出人云春至りて其初声を聞くと云則離別

の苦あり是を聞くことを忌む惟田家その時を

俗ことに農夫を起こす田もの名これをうち越谷
吉山云九流鳥皆三指の八社能の三四指あり其の樹上
に宿る時は二指後に向ひ二指後に向ひたるもの
田舎の老をもつて名づく或は化をもつて北方とす

水直鳥 官家万葉 郭公鳴立春

そもの小非く実に来る
うやはしびうみらを
之山遣庭杳直不輸人哉住濫賜はゆ〜郭公のく
けぬいとくありけるーーー

花蛾 又蛾蝶　蚕の蛹　蚕簿　蝣の子

枝の蛭 木の枝に　茄子花　昼貝

翡翠　夏物　みぢう夜　暑

涼む　汗衫　汗巾　日傘 青傘

○菅笠○編笠　菅笠　編笠

迫来夏ともて但一句ともるべし　新茶　古茶

切麦　冷麦　冷汁　煮冷し　新麦

麦粉 麦粉菓子　水鱭 水鱭　水鱭　この節を嘗して

しも晴とも又湖上漬ともを嘗して　割湖に浸し一夜を経

ともも切添し漬流しとも又これを水鱭とも 糸切麦

水鱭 青月雨の頃は湖も自然と多し　片時磯辺へ

鱭ともを網ともを取ともを水鱭とも

又一説に鱭鮠の方言を大抜ともは大和へ送る桶に水を

漬へ魚を漬大和川を船ともに曳のぼる大和の五人鱭を

賞しく鯛ともを賞しく鯛ともを水に浸し大和へ送る

ゆ名しく水鱭の名 糸切麦

ともも 糸切麦

干鱈　干鰻 名古屋鰻

ともも 和三

干鱈　塩鳥賊　鰹　洗ひ鮭

鮓 鮓ともの一名を月夜とも六条家ともれを

製表を 雅俗府志 雀鮓ともの小鮓 鮓

魚梁 上り下りともも 洗波須 鮓

ともも 春ともも 秋ともも

なるものをも西国ともるとも長ともも九月これを

眼白ともひ上ともものを飯と

ともは東の伝いるごともも後鮓ともも 目高 小魚 京作

そろふひ魚 揚てあるを変

金魚 鯉魚　蚊　蚊帳 蚊帳

蚊遣り火　蟭螟　蚊の睫ともの巣をもも出

ともも仰山洪恩

猟師ハ何〻見性を知ん師の云たとへば
蟭螟虫れ蚊子の睫ハあり〻巣を作るが如し 傳燈録

わか見ぬ名 これ蟭螟をいふ 蚊母名 ロ子蚊 とそ俗ハ未考 蚊母名 なを在く

蚊子 實ハ蚊を 本草 生ず 五雜組 蚊蚋 蚊を生ずる 草と南中
蚊子木あり実枇杷の如し熟する時ハ裂く蚊出つ
塞外又蚊母州あり又蚊を生ず 五雜組 及蝨

蚋 蠅 礫虎 蛭 蚯蚓 歌女 みゝ

蛣蝎 蛣蝓 蝸牛 蝸牛の角ハ二國あり 蛮とハ觸と 荘子 物志

蛍 蝙蝠 移伺 ○遣移 ○移紅 ○移縄
移伺ハ人御厨子所の別當これを飼ふ 本朝世紀 岐阜長良の移伺六月納涼
ちゝ近国より来りて是あるを所謂上川七艘下川七艘とて紅数十艘あり也長良より小瀬の
淀ちまでを上川と云ふ也長良より川下三里を下川

と云上川の舵を上品とす紅一艘に移十二組移伺一
人軸尚一人〻紅の軸先に鉄網をあろしく舞を
焼十二の移縄を左の指の股にかけ持て移の魚
を追て上ちまでひその縄をつれて流れをとゞめ
その付たる縄をもつれたるとぬきて扶ぶれ
もたる縄をのづから解て帰ることろ一枚紙を十ゝに
呑たる移ハ紅端へなのるを遣去たのまに捕魚を
吐ぬ又水中へ逃入るものもそのいとうれとい〻べし〻ぶ
とゝ云ふも次第を追ふて手ぶ静に移縄七十一
丈二尺移の首に流を入て腹中に入てるやうに引ん月
の入より紅を下し一月夜の間ハ生ぶ移伺ハ腰養をな
小さき蛍を取て九三月より六月晦日を限とす

通名 九水を秘て流るものハ長ろ〻ぶ古来へ
甲 ゝるものゝふ〻ぶるものを通鴨と云

方目名 まゝ蹠名 結夏 ○夏蛍 ○夏行
○夏断 ○夏至 ○夏花 ○九仏者四月
十六日より七月十六日まで一夏九旬の間禁足と

安居を既に入るを結夏と云ひ已に終るを解夏
と云ふ七月十六日より十月十六日に至るを自恣と
云ふ夏竈八十日を遊行八十日を雨の作業を妨
二十八物の命を損ぜ三十八所為既に非に故に世の譏を
拓く 南山抄釈氏要覽 安居八道宣師云くしの四月
十六日これを初安居と十七日已去五月十五日に至る 寛印抄釈
を中安居と五月十五日を後安居と也 苑宗規に云祝融候に在り炎帝方嘗を司る法
王禁足の辰釈子護生の日八七月十五日に始り始
て散去をこれを解夏といひ又解制と云西
域記に十六日に作るを是とす謝肇淛云余近ごろ
詩を作る者を見る入定搭挂を以堅これを縛夏
とて其の義にあらず結夏十六日を以始とする
もの印度の法中國八月梅を以一月とす天竺
八月猶を以一月とす則中國の十六日
八即チ印度の朔日なり云云 五雑俎

紫蘇　蓼　藜　馬歯莧　青山椒

根芋　茗荷　蓴　海藿干也　毛虫　蚰蛻　蛇　鮮蟹　沢蟹　豆腐　蚯蚓　火虫

蓴の夜ふけ一丈を〇〇〇〇〇〇〇〇
万葉に在蓴虫のたぐひ

木布　温室に云澡浴之法七物
其七を内衣と云和名抄
由加太比良論語注に云明衣の布を以沐浴の衣
と也 和名抄 今八夏月平復する所の木布を以
〇〇〇〇〇〇〇〇

五月

この月農人方に苗を植む故に早苗月とも云ふ　奥義抄

菰賓 律　**芒種** 節　小満の後十五日　斗酉に入る日

夏至 中　芒種の後十五日　斗午に建る日　**仲夏**

茂林 三帝　**蔚林** 全上　**鶉月** 六月月建の星名　本草　月令

皐月 尒雅　疏釈　**月入ね月** 撮玉　さみだれの時月も入ねば也

よりや月入ねばとい　題歌　**槁月** 撮玉

加茂祭の足揃 朝日　六月朝日例ふりて京兆の武馬一匹を出さる

その外武家殿ひめ人も人偶を造りむかの

造りの上巻茂の氏人女さもの丑人を乗せ

老孫を引て文端午の弱所の日の壮年廿人を撰

び名孫を左に元馬の負世足今日の陪若の鳥

帽子浄衣を忘れ社司各持の外に坐せ人

毎に馬に乗り馳駆しくその速速を考へ執筆を

もつとれを記しむその後馬の速速同じけれの列

二人をしてく乗りむる左に足揃とりいやり呼

謂荒る結馬場本来樹ありその間に旋く勝負

を決せしむ撰人の装束を軽く執をられを記

式樹を後夏の木といふる場の下後負の木の南に

揺あり是を出馬の木といふその次に一株あり是を

三節木と称せ弱人とれ放く手に声を揚競を挙

げ人おのの人ハそな

侍の印に居る　**松本祭** 朝日　江刺大使松本村にある神平

野の大明神みく神体仁徳天皇の廟に就彼の平

野を移しまれりとぞ本社いふ六七町南の山

孤岳とて二ツ有り是年中今の如ようと神輿

一基あり今れ清精　大明神を並べ奉る　**菖蒲の輿** 六府あやめ楽を南殿の階の東

西まろに胡鉤の遊ところる屋

菖蒲を献ず 三日　拾芥抄

寮所に菖蒲をふく 公事根源 菖蒲御輿の料木は梅の畑より借御人今出川家より納む即米をふつ
と也傍士これを遣るその法根菖蒲をつゝ紙にくゝ束
深とし細木を以柱とも烟小屋の形を造り桂葉
共菖蒲を以蓋ひ弗士 林示裏に献ずるとぞ

菖蒲菁 四日 拾芥 いとゝく

いと反寮これを菁尚は山城國小野の左大臣の
民烏帽子素襖を名くられをゝくいとゝく反
寮小野を領ずと也

早瓜を供 四日 拾芥 内膳司

ふるゝく今小野より勅
ず瓜を供ず延喜式内膳式五月山科の宮ず瓜一棒
を進る美実のゝぐれは花根を動ずるよゝ也
拾芥抄に四月とはいゝ猶可考 山科の宮は桓武
天皇の妃の御所 又常住寺は延喜式七夕寺の一なり 彼帝の御願
らりてこれを造ると云

端午 五日 端は初の午と五と通ず

猶初の午とゝが如一五の字午に似たり 珊瑚鉤 詩話 宗璟請てあり八月の月を以千秋の節とせんと

こ表ふ云ふ月を仲秋端五ふあり
九月の九日皆端五と称す 唐類表

天中の節 五日

五月五日午の刻を天
中の節とも 提要抄

蒲人天師を画 月令 廣益

茶虎 艾人

小虎とゝこれを艾葉につけゝ内人等ひゝゝく 荊
楚歳時記 五月五日皆百草を潛艾を採りゝ人を造り
戸上にかけゝ以毒氣を攘ふ 全書 午日菖蒲を作て
人或は葫蘆或物をつくり并ふいゝだゝく邪を
避ゝく 金門記 端午に故人天師を画ゝ以これを貫る
ふ泥翔士の天師を作り艾を以髭とし蒜を髪と
とゝ門上にかゝゝく

儀方を書 五月五日寸許紙に儀方の
邪をさゝく 歳時雑記

字を書きこれを家の四方に張
もしその年敗魂を退く 五雑組

粽 〇琉ちまき 〇角黍 〇
錐粽 〇艾粽 〇秤錘粽 〇九子粽 芦粽
〇笹粽 〇絡ちまき 〇飾り粽 〇さゝり粽

○端午に粽を煮て筒粽を進る一名角黍菰
の葉を以て黍米栗枣を裹て厚を以て煮て熟
せしむ蓋陰陽包を象るなり
ふるる風土記九子粽は角黍なり唐の時歳節端午に
粽子の名示玉多し形制も一ならず角粽錐粽艾粽
筒粽秤錘粽或秤錘粽ハ百索粽九子粽ありて
月令廣義唐の宮中粽図角黍をつくり小角号を
以て之れを射る中るものハ得潛確類書屈原青香
汨羅に投ず楚人これを哀てこの日に至るごとに
竹の筒を以て米を納て水に投ずこれを祭ふる
漢の建武中長沙の歐回白昼に人を見て自ら三
閭大夫と稱し回に謂て曰ふ祭ること甚厚し但蛟竜
に窃盲ることを苦む今の人粽の上に楝の葉を以
その上を塞き五綵の糸を以て之を纏ぐべしこの
二物蛟竜の畏る所なり今の人粽をつくり綵糸及
び楝の葉を帯ぶ蓋しこの遺風なり續齊諧記古人菰
葉の糸を以て黍を包む桐の糸のんの如し故に澱といひ角黍という
粽倍ふ粽ふ時珍云近世多く糯米を用ふ今俗ふ五月四日
節あり一名あるる故いふ屈原を祭ふるなり
をつくり江に投ず餡粽い糯米を用ひて熟
一名角粽稲艸を包む外稲米を以て
ひ実を煮の中に熟して熟とあり稲米を剥
ある附い黄白色にして餡の色の如し故に名く味ひ美
あり微香あり甚だ美粽の類市人道士という者
ふられをつくる故に道士粽と称する也今紅
師の市上にこの粽を用く紡送のおとも本朝食
鑑飾粽ささやり粽ハ天祿年中云いせ物語ささやり
粽云注六月六日粽をいろいろ糸をくくりひくる
をつ指送十八の例ふ五ささなり粽云今も内裏に
ふるの糸もて飾る粽をさくさくと粽のくくりは
蛇ふ似せて巻これを結ぶ毒虫をとらをとこを
表せ壇裏或ハ巨且
ゲ髮髮ゲ髮ゲ髮ゲ

幟　菖蒲人形

遣人形　お侍人老仁天皇天慶元年蒙古の紙船事る早良親王をくこれを神心親王後鬼の社に祈く如陣を附よ月宵急ち神風吹く紙新紙少を是鉄ぞく勝の因縁よりく今は彩色ぐ月宵ち祀皆兵を用ふ民家も又これを倣く家の家の社に別紀伊歌人食人親王の初め是こ弓矢の政所と称を蓋この花菖蒲人形も龍衣ひ事ると國史より人元狩す考○増続伊の巻に後深草院いまごをさるく知ってるを下よ云一月宵ちり九ぶとの花菜王などいろく ふきく歯のわり兜のとものれ書ふ始終菖蒲カい菖蒲を以く飾る由の名 和三 菖蒲人形も又用ドは人形ハ力士の形を撰ってく作れる多し江戸ふくえ稼のはちぐい市中を賣あるきて由其角が「月宵や傘ふ付てる小人歌などの戯句ゆり今ハ十形辰人形町その外使りよき街ふく是を売ってく個幟の源流しまとしてあひさちく紙製の鯉ハ今も賣く

ゆりくこ又江戸の俗端午に餅を制製一裏ふ鎧を裏ム横の茅を以られを穀くふ名づけくかい餅とのよ其角が附句よ俗作るの礼度茅を却食なと世ハ是こ

菖蒲ー

沼沢などにあり こくく引いづれ ゆやあとうそづくとふ家ハ牧野よあくぼ梶原を手よ ぶおんそのと汐石集に四るるりとの序よ拾どり事のこ

菖蒲の餅

聖武天皇天平十九年新を曰今とり こ後菖蒲の漫よあくぶるもの宮中 ふくるとな れ 續日本紀

菖蒲の茶

九月宵菖蒲生菰 黒葛巳行を進る首輔竹寮所ふ下ともれ熟もる人 進 統く即退ぶを輔雷りくこれを奏を 延喜式典薬寮式

蘭湯　菖蒲湯

菖蒲湯　月宵蘭湯ふ浴 芳 くこく浴を大載礼蘭ハ沢蘭 本草 件の日菖蒲湯ふ浴 蘭を 蘭花 月宵蘭を 旅とこの邪氣を禳ふ 三和 是蘭を以菖蒲ー掏やるめ 菖蒲浴衣 京師の俗端午

菖蒲浴衣同帷子を[illegible]
又菖蒲[illegible]朝服あり花田蘭美の[illegible]根菖蒲
とゝ[illegible]表白裏紅又樗衣とも云表紫裏薄紫
又菖蒲を紅梅に用ゆるよしなれども五月五日[illegible]
のたの浴衣帷子を菖蒲浴衣菖蒲
帷子とゝのゝ[illegible]

菖蒲酒

菖蒲を酒に浸す[illegible]八百の悪氣を
除くと荊楚歳時記本艸に見る

長き根

菖蒲に永義云年五月五日あやめの根合といふこと
はじまりその式合の如し　左の根一丈一尺右の根一丈二
尺著角集に云是後冷泉院の時なり又郁芳
門院の根合など八百云御物語にも見えたりにや

菖蒲[illegible]

菖蒲を[illegible]

○五月五日[illegible]を採り以病に[illegible]
菖蒲を刻を小人に或葫芦の形を[illegible]
造りたるを[illegible]

端午に
荊楚歳時記
[illegible]

樗を佩

樗の葉をとりてこれを佩
れば悪気を遠ざく　證類本艸

樗菖

五月六日樗の葉をとりてこれを佩
ふべしとれどあちの花のいとをうければ何のよしなく
[illegible]

五月五日の[illegible]
食べし端午に樗の葉を菖蒲
今せんざんとゝ[illegible]　增山の井

蘭玉

八月の玉

去年九月九日かゝる布の菜黄袋
を[illegible]菜玉を五月五日に[illegible]御柱
の[illegible]例[illegible]　天暦御記
[illegible]○五月五日[illegible]
[illegible]御茅[illegible]
い御几帳[illegible]
[illegible]
[illegible]

[金上]以上氏方
玉葉玉ん

六月七繕

唐の天宝中楊州より水心鏡を進る背ふ盤竜あり背揚子江心に旅くこれを鑄る背竜頭る異記後日平をこれを初れり別雨ふる[異聞集]金錫の性に一をり六月丙午の日午時鑄るを陽燧と七十一月壬子の日子時鑄るを陰燧と[摂神記]時珍高臺泉を引く云陽燧一名陽符火を日に取る陰燧一名陰符水を月に取る蓋し銅を以れを造られを大水の変と云〇唐より以来皆揚州より鏡を奏せ六月六日を以く揚子江心の水を取くこれを鑄る鏡化る水清明られ別集ん云[五雑俎]

茱の日　茱萸　撞　競馬

六月五日を茱萸といひ〜この日一切の茱萸を撞る[世諺問答]端午百種草を取く陰乾の焼灰を石灰に和し固と煆研金瘡に付く血を止め又犬咬に付く又腋臭及び瘰癧已後を治す[本草]きそひ粥と云四月の比茱萸なる[宗懐抄]

百草鬪

唐の中宗の時安乗公主端午に百草を取らうむ賞

そのおを弱〜馳弱〜〜〜〜〜れを取らしむ又他の勝負得〜れんとをおもれその余を劣弟[劉公嘉話]

左近の結　ひをりの日

六月三日左近の荒る結

八右近の荒る結六月六日左近の馬場の結六月六日右近の馬場の結〜〜〜〜〜

列子父老士人恙く水に條をてこれを乃て蓋越人舟を以車と櫂を以馬とせ故に鬼車水馬の名を荆

楚歳時記　こ國の人長崎に来船し皆にあとき粉渡の小紙に幸り綵織をたく先を爭ひく排竜こく

といふせ〻〻〻るものを膳とを見を鏡渡

とこ屋系が乃ふ竜を逆ふの玄教　和三

印地打

音　京師の童小弓をおく印地打とて互をさる墓

左右迎の馬場をく弱射のてありしよう紀れる

よや　世諺問答　幼童柳の木を以大小の刀を造りとれを

菖蒲刀とふ所河の辺に如く各所をうらて印地打と

いひて雖ども東國通鑑に拋塘　揚外　同　蓍集　士瓦　仝　上

紀を取の石戦の戦見こん

彩団を射る　唐の宮中端午毎に彩団角黍

を造りく金盤中に打を鐵妙

笠を三〻乃に小角弓を以笠を射る彩団にあるるもの

い食ふことを好蓋彩団滑膩ふく射ぐ〻器盛に

は戦をるを　天宝遺事　端午に水団を造る又白団と名

或ハ五色の人獣花果の狀を雜る最精きものハ滴彩

団と名づく或ハ麝香を加ふ又

乾園雲人ぎるあ有　歳時雜記　桃印符　赤灵符

桃ハ西方之木の精気仙木こよく邪気を厭伏〻百

鬼を制せ今の人門上に桃符を用く邪を避ること

こを以ん　典術　或人兵を避るの道を問ふ答く云ノ

青月音を以赤灵符をつくりこのおよ是く　抱朴子

桃作ハ原漢の制以悪氣を止む今の世端午に

縑繒篆符を以相問遺も又以屏帳の間ふ掛く

続漢書　制鼠說　鼠忌羹　烏の炙

をつくり百官よりこその悪鳥を以の故ふとれを

今人いふこ〻い鼠の羹　鼠の炙を宝んぜ蓋その

族を滅んと欲せ　漢書　淳を以て鶏の炙を

ある人　鴉の舌を去　鴉鴉を養ふと人月

人日その舌の尖を去る

荘子　と云ハ故をよくを声允清越と鶏鳴といふども

るること、いつくひ　東陵記　本草時珍云鴉鴉の舌

人の舌のごと〻前刃されハ人の言を多を

騎射　馬弓

五月五日ハ豊楽院ニ於テ騎射を御覧ぜらるゝなり

馬弓とハ天子後園ニ於テ弓を射給ふ故ニ騎射と云ふ

騎射の義式なり　後宴玉盃ひけるゝ事無いとことにとなり　年中行事合

延喜式左右馬寮式に曰ク　**神水**　重五の日午の時雨ふるとき

毒に一竿行を作ル行ハ行成の間に必神水有ル

取ると雄の肝を以て九とす　門記

今日雨ふるとき水身大ふ毒也　紀暦撮要

愚按ずるに本邦の俗端午の夜井戸の水酒ら毒と

いふものハ金門の説を　金

誤り伝へたるものなり

加茂の競馬　上音　或紀云　伊呂波

字類抄云ふ毛本朝事始ハ祀の日馬ふるまを

ハ志賀流の害欲明天皇の御宇天下世挙て風吹き

而て時ハ卜部の伊吉若日子に勅して卜せしむ乃チ卜

して奏ずるく賀茂の神の祟なりと仍て吉日を選

ミ馬に注を射る人祓を業ふ拙ぐ以祭祀を

ふく清祀を見ばりて天穀成就天下豊年して馬

ふに始る　詞林采葉　四月五日の競馬ハ七十二代堀川院覚

治七年五穀成就天下泰平の為始ム十番廿疋の馬料

を為られ例年これを行ふあり　薩戒記　代日記ふ

午の時競馬あり　近衛院康治年中ヨリ始ル

これをその始ハ徳時の拙行ハ後世四月ニ行ル

いふ　諸社毎ニ競馬あり今御ふ後ふ存ふ所のこの事

當社競馬料ハ昔ハ故に今ふ知ふ世ふ今自愛

不の氏人世人各射の纓を巻き結を附ク花の方ハ赤絶

を巻く右の方ハ黒袍を云ふ各南の一の号長の外小旋

馬に乗り馬場の末より馬場の本に至ふく生死一番を

ふ　左右一疋毎ニ馬ふとれを堂をとりその後各な

らべ駈ふ生速を以て勝負を定ふ　所謂

長ふ結ふ之　○軍中端午に馬を走ふ　踏柳

とふ　文昌雑録　○五月吾過午走馬壇之下　帝城景物略　唐山ふも

趣馬あり

藤の森祭　五日　山城国紀伊郡深草山の南山あり

祭る所舎人親王　神社啓蒙　延喜式ニ載る所の素幡す

の神社　別雷命　旗寺神　後山三所の皇子を合せ祭る三所

の白王子と八早良親王伊豫親王井上内親王又ハ六所
三座舍人親王早良親王伊豫親王ともいう五月百
神輿三基遊行社家為野井氏甲冑を着し馬に
乗て供奉也帰洛ハ稲荷の社橋門の西第二
為の杜の馬場に於て走馬を祈願ハ京の人ハ
これも人皆甲冑を着馬に乗りて池辺に集て
同じ一説に為の杜ハ早良親王之故に号矢神と称也今日
供奉の人甲冑を着せること是蒙古征伐早良親王
陣の粧に供奉甲冑を
着ると也神ハ[illegible]

新宮祭 音 大津新宮祭 ハ三井寺山

中に於て[illegible]

生玉の流鏑馬 音 摂津国東生郡天王寺

の辺に於て[illegible]の神一夜天生王の神と 神社啓蒙 ハ[illegible]
年中平穏ハ[illegible]

[illegible]
罰を伝ふ[illegible]神殿造営[illegible]
京右勝ハ就く頼辞を告く教日ハ[illegible]
遂に神殿を今の[illegible]
長の兵[illegible]
別所に迄も[illegible]
地に[illegible] 社家雑記 今日年の別流鏑馬ハ門外より
[illegible]展の方へ地[illegible]の紫衣服装陣羽織を着し[illegible]
[illegible]

六日菖蒲 京江戸の俗屋に菖蒲をとりて菖蒲湯に
止む 昌蒲
[illegible]

宇治祭 八日
[illegible]
敦賀の社ハ山城国宇治郡宇治の里にあり[illegible]所
三座[illegible]祇天白王[illegible]道雅即ち仁徳天白王[illegible]当社ハ
宇治の北に[illegible]
[illegible]
為家の恵文[illegible]宇治の離宮を称[illegible] 神社啓蒙 ハ[illegible]
[illegible]

平等院にて修行せし六月八日未の刻より九日巳の刻まで
くらねを飾せ奉る大原の神なり〔青梅宿〕の
毒持を必神饌に供し雁列府志に奉の日金銀の幣帛
をなる供物の人令狼の幣帛を語りてぎんぎんく
とのようをもるせり

今宮祭 九日より　山城の国東北
今十日用　宮祭出京師

八坂の神午頭天皇祭神紀に云ふ一条院正暦五
年六月廿日疫神を紙園山に安置せらる長保三年
五月九日疫神を紫野に遷座せらるこの所に遷座せらる
るとは天長の年より京師の衆疫流行天長
行人云ふ午時神輿三基相殿の官各張所に出
る相殿の宮は一社に坐す宮の官と云ふ人愛宮
現象の事に依りこの社を今の宮に出す移せ一条院
御宮勸請を思宗幸社記主神と云ふ稲荷社と云ふ
神幸の日鉾十三本ゆり鉾を出すの町所々にあり
別當供奉氏人氏僧人神幸の川通より紙園
寺天宮通りを紙園山
小の藁をもつてなる山とへる

室祭 十三日　稲荷宮
の祭に夫

社あり祭る神上卿参内同じ倒あり六月十三日より
先源の上卿参議の氏人女人播列に向ひて神
を司るとなりこの次第先辰刻住東東寺に
別の清を捧ぐ神を乳下出住を即ち殿の前に
参御鑰を移す渡を往多氏長を役を次に神主
祝氏人の御戸を開く氏子素襖烏帽子
に長戸の裏神系の左右に次に御幣帛を
内陣に献じ次に神饌神酒を供せ
神を送り次室の波の拍女掉のおを敷き次に
神主祝祝詞を申先より先岡若宮の社
の御饌を献ず神主祝内陣に入り御饌を撤
先神紙を各の後神主祝教官の絆敏の坐よりつく
次御幣帛を捧大床に備ふ次に渡殿に
三百潔斎に神主に内宮人の男子の姿と女装
を別り男髪に金銀の社神を出す笛二人鼓二人
大鼓二人行列七人下袴人大宮を載せ
芳の水干を着一七人に幣帛を捧掉の行

竹植る日 六月十三日を竹酔日と云ふ竹迷日とも云ふ この日竹を栽れば必活 晉書五月十三日是竹生日竹を栽れば多く茂盛して枯る事なし竹酔日 玉雜組 栽竹の唯を以て根ゑ〻〻七上一花小黄なる〻を唯と云 竹譜 竹植る日八月を竹酔日と云ふ

両社祭 廿三日 に列下塔ゑ唐崎の海傷ふ南八若宮拝沉北八ふ友社なり

酒井大明神例祭六月廿三日神輿三基拝殿を出て人家居神と云山門の悦蔵坊代く友待のとを所行ふ友社修造八国縁なるを以為別の大守是を営む

有宮の日 廿五日 是八村上天皇の御国忌ん宮中にあるなれ

日とりやや寒殺日とあるべきなれども或説又為るべきなれ八俗ふ所なるべしあり故あり今の日と分ん

公事

根元

住吉の御田 廿日 御田植 按別住吉八の神田を植て神を以神すを行ふ住吉八神功皇后三韓を伐ゆひ帰陣の時長門の国より植女を召て大勢農業のとを世ふ虔く吉凶の委細紀に拝女とみるべしこれよりて拝女今に早乙女をつとむと云り

摂陽群談 泉州堺乳母の妓女の内約束の女三人来りてこれを植今日神田を植て後八妓院の賑を如とり八住吉の御田八古三画にもこれを紅深の千早に似たるを云一説

大系志 摂津ふ市女笠をいづく是古代のをうく の祭りを今八兵植るまねをなすなり

丹波国桑田郡ある神二座伊弉並ると 伊弉諾ゑ天照大神を以三坐と云 **社家記** 丹波国大系の社祭をむりより初ゆ〻〻〻と云奉ゑ〻ち 儀神を祭れ世ゑ〻と奉剣を祭ゑ〻ゑ出宗敬を

三月廿三日養蚕として糸蔵を造る 是時猪の小石を戸ゑ〻ゑ〻剣の柳ふ拝と云 石を猫と称を九月廿三日を秋ゑ〻と云 又条治を以付件の石を返て納と云 この祭ふ猪を磔く神也供ゑ〻宮の祭ともゑ〻 又高ゑ〻ゑ故ふ世俗耳酒ふ

御田屋

伊勢山田大神宮の御田植へ今弐ふ云ふ太神宮の
宝殿ふく神ゐ修行の扇ゆりこれを御田扇と云
これを以田を扇く風情をなを虫を生ずる患
ゆとつて長姫も又この扇を求く相向ふ所の植ふ
うえれい植く長安とぞ号虫の障なきれ謂ゆべし
御田扇　月廿八日とゆども日宮ゑぞ下旬に日ゑらこて
号を行ふ當日祢宜教宮ゑ巫子巫雀子これを勤む神
田ハ宮の余山とく俗ゑ天の岩戸ハ天の東の禁豊
宮嶋ふあり件の人く社所ふ到りて雀子と早苗植
るゆうねびをなを神人後を修を大神宮の社ゑ長
ふく祢宗順をうこい苗を敷ふく長ふ長ふ
宗雲祢宜ハ弱馬宮子羅ゑハ雀樹ゑくる舎ふ
をるく名居の所ふ到る事ふ縄を長くる老長宮
ゆりゆ大扇を持く宗諸の法人ふ載む又一説ふ
九山とゆ二所の土人ゑ人女の体とゆり伊逆深の性ゑを
長赤き褌をゆけ烏帽子を載さ黒塗の杖をふ
又早扇ゑく何人ぞ答ふ内宮外宮と名乗ゆ
とも山田の名世くゆ一ふの伝ゑ来ゆ扇ハ内宮ハ

七年骨外宮ハ六年骨く稲を負ふ馬の画綱を
約ふ人形の画或ハ多絡毛ゑを画くものこの扇を長度
の完ゑくその
朔ゆ云ふ

虎が雨

八月廿八日多くゆ雨ふこれを
虎が涙の雨とゆふ夫孫の虎
とゆ拉女者我祇成と名別る源義経くゆとゆる
故く世俗今日の雨ハ虎が涙くとゆふ如ふ伊時
致の社あり勝名荒神とゆふ建久四年五月廿八日
の夜兄弟富士野御狩の旅館井ゑの屋形ふ推
寄て父の雠工藤祇孫を討ち祇成ハ討死一付
致ハ孫ゑ者ゑ浦ゑの間原ゑとゆふ所く兄弟を
神ふ祭ゆ者ゑ余ゆりハ幡と号ふ孫ゑの姿ゆふ
久後とゆふ所ゆり社所ふ泉福寺とゆふ寺ゆりそこふ
兄弟の石塔あり祇成を高崇院峯巌良雪大
禅定門時致を鷹岳院士山良富大居士と号ふ
虎ハ祇成討死の後尼となり所の公羽を来内
ふく井ゑの屋形のゆとり祇成の宗綱の孫
を見くゆとく親さふ老川を生く
ゆとの三清ゆ後を来ふ見れ尾花を来て秋風吹

式部の君我物語

巻の十二に見えたり

最勝講　先ッ日を定てる　東大寺延暦園城寺の大寺

最勝講とのたまふものを定む御経義論師

聽元とあり宮中に清涼殿に清涼殿を清涼殿

（公事根源）永延皇帝一条　寛弘六年十九名聽

を宮中に延く宮中に勝王経を講ぜらるる

或とを先代或は行ひ或は

賑給　これは飢ーき民に米穀を

止む今より例とする（元亨釈書）

どを給ふ京中の條里小路を分ち検非違使

兼りこれを引く米塩の勅文などアリ

ほ体に見えく見を定む欽明天皇の御宇より始

ほる多宮殿のものに給ふと礼紀月令にあるとや

（公事根源）東の手は先宮寺小のまい右近馬場西の

い右近馬の馬

場（西宮記）

祇園の神輿洗　晦日　六月晦日

祇園の

社に諸名枝の柔を結ぐ禍災を祈ふを某枝と

いふ夜に入て神輿洗あり凡其式神輿三基所謂

素盞嗚尊　大政所　西は稲田姫　北は竜王安　今御敏　大政

所今御敏の神輿二基は神輿屋を出て南門を

入る北は井の神輿二基は神輿屋より南門を

北の鳥居より松林をとおり祇園町より目抜の

堂のまをとり鴨川の逆に流れいつくに河水に神

輿を灌くられを洗くられを神輿洗といふ今の

ものもいとも旧きなりと見を祭りと後

再び祇園町より西樓門に入り二基の神輿と見に

拝殺に安置をその後奉四条芝居の後者年の

阿に挑灯を張り外面に各姓名を紀ーすを見

を挙ぐ祇園の町も家毎に高く挑灯を掲

又六月十四日和に礼終く後神輿三輿社頭に在

を同十八日の夜二基の神輿は直に神輿屋に

しおれ井の神輿は今夜の式の如ー九神輿三基

美衣の法師三人各つまふれを終く主宰を

富士垢離　五月廿日より　六月二日に至て

富士の仏人毎日河の辺に密く垢

離をなす富士拝視を遥拝を見富士系統に

なんとのくとの間男女仏人をとのを病を祈祷

を案じ行人をのとともる所の紙筆を祭らんとさろく又行歩の人さづくる行人上所にりて垢穢を修ぶと
茵長を先達といひその　参詣する所を富士小屋とす

五月雨　黴雨　梅霖

五月雨これを送梅とす　[亦雅] 今江湖二浙四月
の中梅熟を黄ばんと水潤ひ土濕往往皆梅
蒸鬱して雨とふるこれを梅雨とす梅雨とは梅を
南三月の雨を迎梅とい音の雨を送梅とす　[埤雅] 梅熟する所多くは雨とす　[四時纂要] 梅雨
詩人多くこれを用ゐれども[illegible]人の所詠入梅如
八乃ち黴湿の黴く梅に[illegible]　[五雜俎] 定家卿一字歌
の百首に霉の字を[illegible]の部に[illegible]

くれどもかせるん　[嵋江遺] 音月雨隆栗花梅雨を同
梅雨つゆ　[豚土栗花]　岡人立夏の後
[illegible]

入梅

庚の日に[illegible]人
を以入梅とす芒種の後壬の日を以梅と
[碧碎錄] 芒種の後酉の日を以梅とす　[神樞] 芒種の後壬の日
の後未の日を出梅とす

逆くを入梅とす夏至の後庚の日を以入梅とす
[碧金錄] 芒種の後壬を以梅とす夏至の後壬を以梅とす
[illegible]
雨とす[illegible]黴雨の氣梅熟[illegible]
云梅雨黴雨[illegible]　謂ハ衣乃ハ物を[illegible]黴
を生ず　[本草] 諸説逆[illegible]栗花ハ大槩立春
の後百三十五日を黴雨とす　然物黴府[illegible]
涌出を[illegible]伊所奈又梅雨穴[illegible]
山田の[illegible]野[illegible]天の社の辺毎年月水必涌く朝
を[illegible]中の[illegible]白曝の[illegible]

栗花[illegible]代[illegible]
り四月[illegible]陽氣[illegible]月一陰[illegible]春[illegible]
る陽氣[illegible]散の下[illegible]を焼く水氣[illegible]
ハ下一滴も[illegible]減[illegible]
[illegible]の酒[illegible]
[illegible]
五月中[illegible]十一日[illegible]
のるを食ハ[illegible]竹節出を[illegible]

蝉の初声　冥音を人　反舌鳥

月令　礼記の疏に反舌を蝦蟇と云　帷　紙名を帷に用ゐて以自障を囲く和名加太比良　和名抄　今は蔓

衣の名とも　辻ぶ花　つじぶ花とも云べきを略して

とあれば衣とも　貞徳説　あれば辻の字は假字なるべし　紅　今ぶる辻ぶ花の白帷子　大追物秘書抄　射手将衣名記

あれば紅染ふ　羅　のを上とも　若竹　冷年竹

夕玉菓　河玉菓　子もの美竹の美名　苗　早苗　早苗取

○若苗○玉苗○田植　早少女　○植女○田歌○田植女

○早少女は早苗植少女の略　田の植は田植を云　風流のそれ奥の田うゑ　九月六月共に苗を植　苗を稚を蒔く三月十日

植と称ず　摘田　田のあり果ゆく植ることのなる

も植を稚を蒔その苗七八寸或は尺余に成る河流の所

を摘ぶその苗より長ぶく稲と為る本邦苗を稚を表

大ぶく農婦及び女童これを早少女と云男子の稚る

は帯に男子は常に田すゑ男子は苗を稚るに堪ざ

云云　本朝食鑑　九月末より六月の前に苗稚を

長ずるを民間苗代と称ず是を植んとて先抜くを

苗と云農民男女混雑して再び苗を挿む是を

田植と云女子の苗を稚る者を女と称ず声を揚

くるを田植歌と云或は幼童大鼓をうちて是

を勧む九苗を植ることを云　若苗は若ぶる苗を云　玉苗は稚の苗の通

楝或は樗　楝の花　万葉に神樹と

云作る　雲足菓　楝の名　楝の花　作る俗説に楝

とは日本紀に賢木和名抄に苦楝　眼本草に依加波と訓ず　栁は伝写　栢樹の花

栗花　合歓花　天南星　巴豆

五月躑躅　桜列次ナ一の谷三の谷より桂尻山ヨ
乾川ヨ辺也又三日里　リ九三里半遠列秋葉山の麓下
躑躅社鶏花　南天の花　汁を取て茶ヨ漬
いハ徒ゑ　牛節の如ク故ヨ牛節と名ク　陳藏器説　鳥飯ヶ花を
青ホ白花ひ〻く寒食ヨその茶を煮り水ヨ漬く
飯を流ス之青ケ〻く光あり是青精飯石飢飯の法
本草　今世もるれ本邦の俗赤強飯をれ也ゑ之必
この木の葉を飯ヨ入れ之を蒸ことれ時孫の説ヨ本つくれ
欲和三ゑ之この木也ゑ　ことも佐列土列の山ヨ在
二丈余周廻一尺三寸ゑ　ゑを枕ヨ造ル俗これを邪
鄭の枕と云遠列一の宮ハ満山南天ゑ　○俗伝ヨ南天
ハ凶夏を消滅ス　いり故ヨ女子境の背ヨ武
茶を掃む是境ハ女子且閑の具ゑを以ハ後遠
ヨ境の背面多く南天を殖　未央柳　その茶柳
ことを唐山の境ヨ茶花を用ル　山似く柳
夏の時茶　忍冬花　花ひら〻　金銀

忍冬　雎雀麦　雎雀麦草弁ゑ　雎雀麦の御と号也ゑ兼を取ることより
花こ　ことろ　づけ千年ゑ　也を洛陽花と名ク
草花譜　鍾乳花ま抽ビ故ヨ拔ヨとゑ　色千年を
粉ハ故ヨ常云とゑ　嚴江ハ楚節木ノ注　深殿の大石あき
時容姿絶兼ハ雎雀麦の御と号也ゑ兼を取ることより
く雎雀麦を改めて常茶と也蓋墻をさゑ
大鏡　東ゑ　大和拔子　唐拔子　嗜拔子　茨拔子
川原拔子　大和拔子ハ紅梅色ハ唐拔子ハ白ハ
ゑり　榮花抄　嗜拔子ハ花の形ハ小ク
つけ茨拔子ハ色ハ小ク　全抄　石竹　今二種と也れども拔子
くの色ゑ　周圍ハ刻歯あり　切又あり　菊紅紗ハ作ゑ
拔子　切又ゑ　也を石竹と也万葉ハ也石竹を
ごことゑり　○むり島田の附手ハ勇ハ
家の後の山ハ一の石あり彼の石ハ夫ハ人を
也仍く時ハ件の石を射る則矢立く抜ぬ　藻汐草　是ハ
さきねこの花石竹ハ花ハ　藻汐草　是ハ

名よろしく統をうけうん

日々草　三角草　藏 玉

よと記　以上拾遺の異名に表れも拾あり雅名異名を風ぐ也

百合

姫百合　**鬼百合**　花の大小よりてなづく　**袂百合**　元深山溪

花の間に生をなをぐ人獵に生をなをぐて下り僅に一條縫入れて又搖上る故袂百合と名づけて孫立寸

和三　**黒百合**　紺色にて元トより出る　全　**車百合**　葉對生

車の輪の如く下師日光山大和奥列

大業の表名異名あり　和三　**透百合**　奥列より出る

鹿の子百合　**情多百合**　二月百合を接る法雜糞よりて或ハ

いく百合ハ毛蚯蚓化成して又く雜糞

ゆう理知べくるを　徐錯歳時廣記　**玉簪**　小玉簪

紫陽花　四葩の花　唐の拓賢寺に山花ありて紫

ゆく氣香く櫻蘂色ぞ

今その名を知るを白乘天詩に遇ぐく標をうまと云名

を紫陽とい　讃語陽秋　白乘天詩ハ文集ゆ出

長久菊　六月上旬より八月ゆ至る強ゆ香味

公又長久菊を寫ぬ　花史　**胡菊**

苗を強く長生をもるゆ四方へ茎細く葉ゆて蔓

延ものゆく葉ハ苦ゆ似く老沢ゆ毎葉ぬきんでく

葉を穿つ形の如く葉間ゆ強花ひらく初

綻る時蝶翼の如く翅ゆ開て久ゆ生む　救荒　**蘭**

未摘花　その花紅色にて葉ゆ蕾の

名あり　種藝圖經　この花紅色にて葉ゆ蕾ゆ

似ゆ花のなを略てこれをみとい　和訓栞鮮

又云この花をめくまゆ開き沢ゆ李の咲く咲ゆ

ゆ　全書　源氏末摘花の巻

下毛の花　漢名未詳小

蕚ハ未つむ花の黒皰の如

赤きに比べくらるひ

朧月ゆく崩生月花を開く咲久生ゆ紅ゆ沈

紅なり毛ゆ毛ゆ似ゆ　大和本草　拾遺

初花一枝てんらの花ぶ花ぶ花ぶ花なれもつけんとかあき人物

酢漿草花 斤葉三ぶ花ぶ花ぶ花

菖の属ゴトくその茎ハ水菖蒲ニ似テ花ひくくこれを花菖蒲といフ○梁の武帝の母張氏菖蒲を愛る即ち花をけぶを光彩照灼ゴトく世上ノ所ニ多ク侍人皆又ぶを曰毒国又るゆの當ハ富貴なるゴトと国を呑むこの月武帝を生リ梁書

菖蒲

菖蒲花　本草綱目

ハ白菖二種アリ一種ハ泥沼ハ生ジ根大ニシテ肥白ク節疎ニシテ多ク白菖トイフ俗呼テ泥菖蒲トイフ一種ハ溪澗ニ生ズ根瘦赤帝稍密ニシテ多クハ溪孫ト俗呼テ水菖蒲トイフ大和本草又花史ニハ菖蒲ハ花ハ見ルベカラズ

めとを

花ゴモ　薦を陸奥ニハ花且見ルベカラズ

ゴモ　ゴモ　ゴモ　

揚弁菴丹鉛錫琊琊代醉又同云李白詩又
盧橘爲秦樹枇杷出漢宮と並べ別枇
杷べ枇杷い中ごろ世國ようけふや音の
おくにとちへ来りくいやぐ和名を冬を蘭も音の
ちくさ多くいどス
ちぐ唐もいり

楊桃 **生胡桃** **棗** **実**

早松茸 **荒布** **若布** **海苔** **海苔**

胡瓜 **採瓜** **茄子**

茄樹花開ときは葉をとり過絡又布き庚を

以呂を開ぶ子を孩ぶとを多

これを茄蝦といふ 相感志

豆の枝和とい子の牧の様又似棒又似ると西ふ名

とも云んこちんき通ふん又志ぎ焼とりも元 新茄

焼ん略焼

ふ和あるを

新茄和 世人茄子の様和紅

蔵椿 大低笑至の十日示移を下を秋大至ハ椿の茅岩

室録い伊与膨録ハ相別

以移を下ー立秋ふ

収め茅ゆり 和三

鰺 大低笑至ふ十日示移を下を秋大至ハ椿の茅岩

室録い伊与膨録ハ相別

の意ん 和三 見大低笑をいふの意

夕鰺 江戸芝浦ふあるるめん夜日夕鰺の鰺
を用後せんとする以ふり街以をうり
いりくんこれを夕河夕と河夕と
多くん腐鳥ふ西ふ名ふ夕河夕の鰺の魚をうりとを

蜘蛛子 酒部のとを蜘蛛ふ蝿とみるもれ
ども蝿のまたあるを一類三種ふく卵を

水馬 **蜂** 水馬ー是化生の異なり 蜂ー是輪

蛇衣を脱 蛇脱皮ー是不浄を忌れ即ち蛇或ハ大ふ鮑附
いふ脱皮を 換頌図経 竜ふ皮荊列山谷及び田野ふ

蟬 五月十六日これを 別録

初蟬 **寒蟬** 万葉

蟬の
声の磬ゞ如くひぐく鳴れ寒蟬とも歌又寒蟬とも
よりー共ふ寒ふ蟬ふ蟬の
のふ寒ぐ鳴ー蟬のもぬけのぐちとうまーいき
しとりこれをうり本草に蟬母は蟬
うぐりふを蟬の蟬の蟬の惣名と和ふべー蟬の
脱をうり蟬とよまーハ後のこぐん蟬又斉女化る

水雞　夜鳴く鳥なり水辺にあり暁を告げる故に水雞と云ふ　和三　水雞かなくといへども

たゝくとも　つるのこと　水鳥巣　海巣　鶺鴒の巣

鴨の子　軽鳧好　車鴨　軽鴨　芦鴨　この三つのもれにて月に知る

もぐ　程なく毛生を待て岸に野水田溝に捜し或は

取て或は取ぶるものなり　本朝食鑑　ひりめ　おい鴨の

らこのこと　藻塗草　古歌　あるのこと　あるを鴨のこと　俗説　和名抄に鴨

家名旦鶩　木揚氏漢語抄云鳧鷖　加毛音　鳥枕友と

あれいかに　今田舎に黒鴨といふ　軽鴨　黒鴨

あるのこと　上に記如　麻好　毎年五月の比南枝春日山の

噛れて死をこれ知らず　寺信及び小黄市中を経

早差　顔本にはいと見を挿りその脚

の筋を切り長不を切り模行せ　昭射　鹿狩

○蹤血　○火串　○獣狩　○鼎支状　時家負

しく常に照射を一白麻を見て射てこれを

中明晨蹤血を　續捜神記　和名抄に伯

り照射に毛之蹤血　彼加利　○照射と云

山に火を焼て麻を狩る　蹤血　狩中に麻の

血を切てその狩方を　○火串も

照狩のこと野山に麻を狩る時照射を

麻をとる　八雲御抄　ねらひ狩と云ふ　藻塗

正　起行く麻やとも山　羅文

五月

黒ぐえ　白ぐえ　柳五中の天合

くきこと　今も降る　ある宮のうちに又時

雲のあるを悪ぐえといひ又小雨ありぐらく

時んとする氣色のあるを白ぐえといふ　又雲

宮の一志ちり清くなりぬ　魚簗打　石を堰き

ろを文学とつくるべし　水を障

て魚の往来を

通ぐるもの　蕙　鶉の巣

六月

清補奥義抄云六月農ども田を
つくりてこれを食ふ故に農月といふ荒田を耕
の義ふるる月といふ。ふるる月のとりを略せり
とかりこの説ふるこゝろ〳〵凡此月雷最多
いかづち雷をうることのくはしくはつぎのくはしくは
くはしくは月の條下に注もべし故にこの月暑熱烈し
く水泉滴りそこく故に水無月といふ

林鍾 律 夏徒云六月律林鍾ふるる故に
名つけ鐘の字はたらかず
この氏林のもと加ふいひくるもの注りん

小暑 節 夏至の後十五日斗一五 月令廣義 **大暑** 中
さもるり
小暑後十五日半未ふ達を
を大暑とす 月令廣義 **季夏** 紀

凡期 左傳 **且月** 杜雅 疏ふ六月巳を行る
ときふまるかち且とも

遯月 易 遯ハ二陰浸く長じ當ふ
退避もの〳〵也遯とは六月の卦

朔月 治山の井ふ出てれと注
ふる朔月とは朝月の義

陽氷 陽當ふ賜ふ陽
べし月令度義に賜氷ハ夏季毫水ふ干く氷を
蔵めたるふ賜ふ又林注賜氷の紙わり陽氷を
注りな
ふべし

風まち月 蔵五 **鳴神月** 全抄 文まの
特例せふやをる月の
終と合せ考へべし

氷室 朔日 主水司式ふ凡御氷を使ふる者
四月朝日ふ起りく九月晦日ふ尽く
延喜式 仁徳天皇六十二年十月額田大中彦の皇子
闘雞ふ獵も時ふ白菫子山ふ行ふ野中を見ふ
和ありその形戸の如く仍て仗を立てくふ
還り来りて云窟ふ居く闘雞の稲墨ふ山を
常夏月 藏王

て向て云ふの野中にある行の屋ごとに氷室云皇子その氷を將來りて御所に献る天皇歌ひのひこれより以後毎年あらうて必氷を献め春分の始に到りて氷を散れ日本紀法人あり軒氷を啓まる其凌を三ヶ所に注て陵に氷室云周礼

負俵云氷室の氷は四月朔日より九月晦日まで献るものなれども六月を肝要とする由あり今日に至てとれむ〻〻今日所〻の氷室より氷を禁裏献ぜ或は雑長に物に南附御厨子所の頭大隅家氷餅を供ぜ大炊寮の貴凡北山氷室とは是丹波河内大和山城四ヶ所氷室の隨一ヶ所清原三人相業より以来代〻清原の伝領と云ふ近世松橋家廃流伝家家これを領ず公事根元に主水の司四月朔日より九月尽まで氷室これを供ず

氷の物　氷水

氷の物とは熱月にこれを御膳に氷を用ふ氷水は氷ためとは源氏常夏の巻にも見えたり初て氷

水は冷水にひやくを氷を以〇いそびくのつきひる中みひるまでをせんと扇の風もぬるしひるまでを扇のひうそ

挑草紙　氷室の雪

新古今に春の風に向て所〻穴を掘りて氷を納とあり又氷を雪に埋て夏に至て氷ら雪の消ぬ所まであるべく深山幽谷に自然に消ぬる雪もあるものにその辺に月桂の咲なるもまた所〻に千載集に小野の氷室山陰〻〻に所〻の掘〻の時

氷室の梯　氷室は山　蔭の月

氷室の山の造掘消ぬる雪にて尽る　仲正

氷室の名所

氷室の名所は宇多野　松尾　栗栖野　岡雑野　大野　長坂山　緑曲に冊波国

氷饌説　朔日

京田弘と伝る説の外に也

勝鬘乗　朔日　拾芥抄　四天王

〻〻に氷を作る迅風〻民間撥候又是を氷と云

きの西門西少百歩の北にまたある光徐は王毎年六月朔日開帳あり是を勝鬘又是深秘王毎年當

寺勝鬘院の号はたまこの石橋に於いて此経を講
じ給ふ事ありしかば元亨釈書に分明

富士嶺

毎日六月朔日より十日まで諸国の民
人富士山に登る富士山に登る者その方角より
道あり後遠を甲斐へ山を登る者その方角より
その作りに路しるべの標の銘を多く人分の乏ぶ所へ
坂路を修せむ旧道の標を行人止宿の家ありとそれを
坊といふ山伏先達の案内の人これを案内者といふ
山を目年坊をもつてその夜明るに及て山上に至る凡
行程八九里山腹三四里の間大木叢蔚として上樹
本多しこれを登るにしたがひ故ふまへ後より入りて登る
五人坂路中間の岩屋に小屋を掃へこれを結果小屋
といふ宿風雨き附へ来ぐ〳〵く宿に入る屋主宿来
を以て来を来ドこれを鬻ぐ山上所こに異地異
社あり絶頂に池あり周二里余池の中に小嶋あり
元亨烽烟硫黄の気あるものの沈をあ
ぐる事風雨に来ときに巡るらくあるこれを禁じ清を切る
を富士山上といふ今略して山上といふ又或い禅定

といふ後世菩提を祈るを以ておのおのその人を行人或い
は老人といふ中ほの坂路の外別に沙石の路
あり所のときことの坂より下る行人御底に至る
縦横ともに宮ツ〳〵より如く せざれば足のいたこと
堪ぬ所を決て石ドに下ること八九里の間二時半
みな〳〵樹木に到る迄世山の腰を巡るものありこれを
横行道といふ又横行山をつたへその行程樹の海
比もるときに道を信ずく見険阻嶮難ふべ
ぬこれを苦行といふ凡山上七月以後雪なり
く登ること好う故に諸方こうろ来りこるもの六月を
以て限しるを列拾歴の目三時沈沙の間あり
縁に富士を賞して暫附百余眼下にあり家ふ
三国第一の名山朝毎に雲部りて山頂を蔽ふ
これを紫雲といふの国の人その雲西へひとき
三日を出ずしく雨ふる雲西へひとき天気快晴
是を試るなりこれ故に富士の雲六月至の日消
その夜又降るり消くるりいつり方雲にかあり○一
説に富士山人皇七代孝霊天皇五年沼海国の泥拔

湖海の人同付て富士出現を故に近江の国の人富を以
長国の半ばをこれより近江の人振鼓及び化
邦より来るものも又近江の国の土砂を携へ山上
に登れい近江の人に準じ平安を祈るとかの
延暦廿四年の紀に云我を浅間大神と号すと
平城天皇大同元年社を建てこれを祭る本地大
日如来 [縁起] 浅間の社は駿河国富士郡にあり [神社
啓蒙] 或は富士権現と号す大山祇の女木花開耶
姫なり [宮記] 江戸浅間系 朝日 麦ごろも ○江戸 五色絹 浅草
の社は浅草研利場の後街にあり浅草寺塔中修善
院兼帯をこれを浅草の富士と称し又駒込
浅間の社は富士山陽泉院を光寺より遷す
寺八ケ所 四丁目 これを駒込の富士と称し当社系は本仏
あり寛永中今の地に移す俗に仙昔山の上に
木一本あり六月雪つもる人その下より礼に必出家
より富士浅間を勧請すと旧地は今加州侯の麓に
中にあり其の山の形富士に似ることを以て和い

業院を富士書院と云ひけるとぞ然れども本社目及
る田馬場は同社あり毎年六月九日駿河おなじ
日を新富士と以て近年に至る因の馬場の傍に小山を築
き浅間を勧請す故に毎年六月朔日来詣
群集をこのうち浅草駒込来詣最多し今日麦
藁にて龍蛇をつくり色を彩て巻つけ竹に懸く
もの多し来詣の人必ず色を買て去る去るとき又これを
の細小菓を食てその外門前を商ふ多し
[江次第] 民間六月晦日六月祓日赤土を以て竈の外面
を粧ひ麻衣を以てのこれを掩ひ是柴蔭の法是天
の遣云秋又四月竈より斉の小銭奥を入れ胡麻
ふつふつとして是を食て疫癘疫を祓ぶと

忌火の御飯

内膳司より忌火と云火を忌むこと神に
不浄の火をうちつくることを忌む是八月次神今食の
御神事を今日より始らるべし [公事根源] 是六
の御飯小豆に六月十五月朔日早旦内膳司供之
[江次第] 民間六月晦日六月祓日赤土を以竈の外面
を粧ひ麻衣を以てのこれを掩ひ是柴蔭の法是天
の遣云秋又四月竈より斉の小銭奥を入れ胡麻
ふつふつとして是を食て疫癘疫を祓ぶと

一夜酒　こさけ

戊朝春野宮天皇十九年冬十月戊戌朝、栖人朝臣来る因て醪酒を以て天皇に献ず　日本紀

六月朔日に起りて七月晦日に供ぶることを六月　延喜式　ひと夜酒を今日つくれば明日供ぶるなり　公事根元

つけくくこさけもまたすぐるもに今しあらけん　年中行事　いくよの代をかさねたる身のけふのときけもをぶまくく

六月會　ろくがつえ

仏教会　○これは仏教大師の会日なり　公事根源

長講会　勅使出山の会なり　公事根源

六月会は弘仁十四年始て行る建暦三年勅て御斎會に准ぜらるべしの宣命使枝在中弁経高　山家説

釈宸筆は弘仁十三年六月十日穀を斗五十六貫観八年秋八月勅て仏教大師と論せしめの会式敷山寺に論義あり舎衛一院づゝ年番あり十月天台会も同　年中行事

御躰の御ト　みうらの

十日　御粧の日ト六月十二月十日式日に奏あるべきを本官に申すべしてこれを行ふ上代今日手内侍に就て奏聞をこれいふ

上の玉幣に広幡をあんとをとり奏する式なり　公事根元　神祇官中臣ト白鳳四年に初めて行ふる　公事根元　新宮を幸して六月十二月朔日これをトス九月ト一度なり十日これを奏

月次祭　つきなみ

これは六月十二月に二度ある社に御幣を奉る

弘仁式　弘仁年中に六月十日中和院神今食　公事根元　神今食中和院に行ひ行幸なき間は神祇官に行ふ

神今食　かんいまけ

食器を行幸の時は用　江次第　神今食年に二度ある伊勢太神を勧請奉られて天子と同じく神饌を供ぜらる

八月を謂て次と今神今食と　公事根元　いにしへの古儀を神今式と云　日本紀略

解斎の粥　げさいの

六月十二月十日後暁十月晦日卯後暁　江次第　神今食の次の朝解斎の御膳まいる御座の大床子二脚を立て供ぜ赤き土器に盛る和布の汁を添て三度食て御箸を立　公事根元　神今食早朝てのち秘府の中に入て解斎の御膳を供ぜ神祇官に奏聞

鳥越祭　とりこしまつり

九日

名城の神社ハ江戸御名元名城町よりあり神を編木氏
別當をも樂寺とい江戸の神天児屋命日本武尊二
坐といふ世俗平將門の首級を祭るといい誤りなり社號
ハ當社いろ〳〵公大社ゝ〳〵勅請後九百余年ゝ
とゝの祭礼六月九日　隔年ゝ行ふ私考之

祇園會　七日　人皇六十代　醍醐天皇

元年六月十四日御霊會を始む今茲より これを行ふ

廿一社法式
神社啓蒙　七日の朝巳の刻大神宮各四条通りを
東洞院の西ゝ出ゝ これを渡るとゝ六本の神輿各祭礼あり
その中長刀鉾冠をとるに及ぶを毎年魁首ゝ この
鉾巳条通りゝ南の方の先ゝ行ゝ山鉾行ぶ
きゝ次の鉾ゝ行ゝ山と行ゝ山ぶ西谷鉾を第二とを測
濱鉾或ハ放下鉾と称を共ゝ西の方の終り南ゝ故
ゝこの三本冠をとるに及ぶをその間ゝ雜鉾菊水
鉾月鉾三本船鉾一本長刀大神山花天神山吉屋山
太子山山伏山孟宗山琴彼山白楽山郭巨山
芦刈山蟹蛸山松風鉾山三本花盗人山木賊刈山岩
戸山舟鉾以上十七本凡鉾一本後山三本連行也

きのふゝ角堂ゝ おゝく取ゝ行の冠の次第の如く長
刀鉾の先刀ハ三条宗通の俗ゝと民間瘧を患るもの
これをいゝくゝくときゝゝ病愈とゝ凡鉾毎ゝ長サ十丈余
トに車輪二双を施ー左右ゝ大縄を著く数十人
これを引くその年後ゝ従ゝ小児その上ゝ乘り前
ゝ宝冠をいゝぎ腰ゝ鶏敲を帯ぶ鏡をゝ左右
侍立の小童冠扇を以これを揮揚を笛鉦太鼓
おのゝ これを拍を凡鉾毎ゝ一本一箇ゝゝ
その大なるもの車ゝのきとこれを牽く京都を下り
みみゝ松原通りより各本所ゝ還る神輿旅所ゝ
至ゝ神を仮宮ゝ遷を又十七日巳刻ゝ山鉾
先一番鷹山その次鉾兼山観音山八幡山役行者山
黒主山浄明山鯉山以上八本服日取るとゝの冠
の次第ゝ同ゝ これを濱を第九番野山第十船鉾
閣をとるゝ及ぶを此鉾三条通西の終りにあるゝ
ゝりゝ〳〵西ゝ三条ゝ東ゝ京極を歴四条通を五
ゝ各本所ゝ還る同日午ゝ刻ゝ同ゝ三社の神を神輿ゝ
後ー旅所を出ー巳条通の西を歴ゝ大宮通出俣町ゝ

いとり三社の神輿を安置し御供を献ずる後東の方三条通を上り東洞院を歴四条通より本山に今両日前後の祭式有例

河原祭 三

六月七日より十八日の夜まで毎夜四条河原の涼をとゝ云十三日の夜御輿を河原に出し祇園の夜宮に入り奉り帰り給ふ

祇園臨時祭 十五日

円融院の御宇天延三年六月十五日に初て乾馬を奉る勅楽東遊御幣束の使左右兵衛尉理兼左右馬寮あり左右近衛の友人供奉せこの後中絶せ崇徳院天治以後毎年相続せ

諸神根元記 円融院天延二年延暦寺の別院とする天禄三年祇園の社を以て日吉の末社とせ

慈覚大師伝 天延二年の頃河原に慈覚大師堂

三社注式 この頃河原に慈覚大師堂

官殿の傍に大師の尊像を置

江戸天王祭

相伝に元禄の比大流疫せりて官に傍に神田明神の社地に勅建ありて毎年の祇園三社の神輿を出し御旅所に奉る盛夜を攘ふ云々

年祇園会を修せ先ず大伝馬町御旅所神輿一基五日宮遷六日還輿小船町御旅所神輿一基十日宮遷十日還輿南伝馬町御旅所神輿一基七日宮遷十四日還輿いづれも神輿還幸の時その町々を渡御後に初て東馬喰町に供奉仕三本氏子神田の氏子に従ひ大路南小伝馬橋中橋を限り西小網倉町を限り東八通油町両国橋迄を限りとせ神輿渡御の町々は一日廃業し或は門に行を掛あり或は提灯を扁額に彩色をなり是長行の意なり今日家毎に水索結を以客を迎ふ

蔵鳴祭 十吉

藝州佐伯郡宮嶋に有り毎年神三坐市杵嶋姫神田心姫神湍織津神の天王祭ふい初の巳日品川は七日馬喰は十八日なりこのうち品川の神輿は船に乗て海行を渡御を祭式大略に記せが如し天王祭は六年頃天王の祭なりと云祇園会といそぶ云々天王祭とは江戸の俗の方言なり

或書に云推古天皇の御宇播磨國の住人内舎人佐伯
部職當國警に左遷せ因賀の浦に有て紅帆の
船来る船の中に瓶あり瓶の中に浮て来る赤髓を立て
うちに三女あり容粧端正なる告て曰われ皇祖の守
護の為来臨せるなり宝殿を敷加美の浦に造て社を崇て厳
時に推古天皇二十二年十二月叡聞に達て社を崇て厳
島大明神と号せ初の名は恩賀の浦後に市杵島の神
号を用ひられをはじめ或は比景の義を以称せ當社
後に源山系は蒼海左は系野右は松ふるの野中に清
水湧り御洗井と名づく蓋當社山上にあり廻廊六十比
ふあり海潮満ときは水廻廊を浸せ乾く時は干
浮五十町ばかりみな叡の絶景今通ぐ官路と号す
山中麻多〻〻地の御茶は同國安芸郡にあり神体厳
島の宮は毎年六月十七日の夜厳島の神輿を乗船奉
乗を送るとて海を渡るこれを法会と云年相國法皇
霊魂を慰ぜんとこれを建立せられの後弘治二年陶晴賢
滅亡の時兵火に係て回禄せられに後元禄再興せ廻
廊周百八十間ありとい創るは六月十日なり十七日に始る先

神前御地に管絃の船を組む舸三艘を舳に並べ
供流藻を結び竹に樒を造り造り花と燈籠と
沟る〻茶後挑灯数多これを飾る十七日御船遊中
の刻件の船を大名居の正面より来り幔幕管弦あ
り其外宮人神官楽人伶倫伽陀非常樂等
御船を厳島の漕船長漢の神に奏楽あり
玄朝比大名居の内に漕入る六月上旬より熱方の
商人あつ所り十五日より船集をこれを町入といふ
にぎはしく厳盛

竹生嶋祭 十番

竹生嶋の神
社一座宮寮

道芝の起るなり
神魂神社武天皇天平三年辛未竹生嶋の神況
神社啓蒙 竹生嶋は江州の湖中にありその厳を水精
宝殿多〻本朝の奇宝の一に孝霊天皇七年
江州の地さけく湖水ちかく清く駿河富士同じく
出る景行天皇十年湖中竹生嶋姫と痛出スむ〻竹
基の嶋に来る両神女形を況とく竹基に竹基
ちかく寺を建くに弁才天女の後を立〻例年六
月十七日十番これ法花会といふ湖上に船をうかべ音乗

を巻く神輿舁上に俗に毎年正月十日社僧江刈清井
那のうちもく豪富の人をえらみ跡人を定む旧記に
云神龜三年丙子天照皇太神宮參主廣見に神勅宣
く岩倉山太神宮寺と号へ額を給りの札所の観
音を宝蔵寺と号へ同年六月十五日聖武天皇橘諸
兄房前大臣両勅使を以蓮花會を修させられ玉
てより代々今に至り毎年祭祀を毎年跡人両人を定め
神事を主らむ往古に近江國中に差定せしむ故の為
山門に属しく由緒なる美濃に志賀郡の内
能登守の名の内六月朔日に天女の新像を跡人の家
神輿に奉るこれを仮屋に安置す曲彔を御旅
称せ此日俗に始めく祭礼の児四人これを舁ます音
新造の天女の像を神輿に移し還幸の儀供奉して
神輿を宮殿の一の花表に立て供物を手洗の人旅
あるこれより跡人波御神輿舁を鳥舁といふ金翅鳥を
称す面を彩り留を敷き新大舁二艘を飾り行
に五色の幣を立幕を張り跡人夫妻供奉後弦舁
数固舁宮舁六十艘漕列ねく後渡りありこれを

蓮花会と号へ神事の法会多く蓮花を用ふ故に名花
つくと号へ又三月三日に経会を修せ侯ふこれを為蓮
と号へ別に記あり 所

生嶋姫貴院登谷の記

津島山祭 譜 午跡天皇の祭 尾張

国海部郡門間の庄名波の里にあり或記に云欽明天
皇元年これを崇め祭る神主あり西の對馬に降
り後に尾張の海部に移る仍てその旧地の名を表
く津島と号る磯城天皇の御宇其初を立始の祠
詔勅に依り後居所の地に移り更に初を大今の地に
移る○當社其初ふこの神俗に落座の後氏の名
号に掾さるを暗に懼にこの避暑の為とく賀茂
より舟一に諭し海のひく舟の上の樂に殘に車乗
一成の舞曲妙音の笛声別調を神制をものひ
この樂の一成を車樂舞津鳴笛と呼び始めく
世に車樂の説基堂尼大隅といふものを十堂の武士
計策を以対ひ起こり辺世の軍書に記
とつても社説これを存しく前説を用ふ六月二日試樂
あり人日に町毎の車屋にく銀牛十三日江口おいく

晴の試樂あり十四日の霄祭十六日の朝祭これを里
俗ゆ幣〻とつく車樂船上の挑灯をぐく三百六十箇
八一歳の日数に象り去程の挑灯十二箇八月の数に
る擬四方の灯篭三十箇八一月の数に霄祭をた
奇紀とく又翌日未映の祭もありとの時市腰車を
先とし洋海の車樂山車その後猪鹿〻〻村ま
後を御幸を村八茶坐壇下。役場。今市場。下榊
屯なり社地前ふ大河あり岐阜川のまわりくるの市
数所ふ乃ぶ大河ふ大船をうぐべ数十の挑灯を約る
その船水ふ映〻〻　芦の神輿　當社洋島ふ坐い
恰も星のかゝとぞ　〻毎年芦の
神輿とつゆとあり國中の疫疾変異ふをトまて

社家注進記　津島の社記神祭ふ式ふ芦の神輿のと
ゆえを社説ふ御昔の神すなり毎年六月十五日
神主これを行ふ極く神秘とをたれどもそのもの所
を見ることを六月　拔の金氏ゆ〻〻年代天王の儀法ふなる
ぞとゆる和ふ記せり日記ふ云神輿一人葦のまふ手で
浮まりその名をまづく名告後ふ馬津の居家の
宿を栖とゝのふとてゝの神輿ふ
ゆ〻〻ふ芦の神輿と称ゆ〻〻　熱田祭　曹尾張國年
魚市形ふあり祭ふ神一坐今ふ坐當社ハ神劔を以主と
を本の名ハ叢雲の劔後更ゆ草薙の劔と号を尾
張國を智形ふ立　縁記　大宮五社ふハ一坐日本武
ゆるあり後四神を以相殿とを故ふ五坐とゆ草薙ハ劔
を日本武ゆるの和魂の表とを外一ふ幾盛鳥ゆ外二ふ
稲田姫命外三日本武ゆ外四宮貴姫命外五尾張の建
稲槌命西より席でこれを彩ふ景行天皇四十年辛
未始めて法度天武天皇朱鳥元年丙戌御遷宮　熱
田神社記　法書ふ云月十四日を祭日とを熱田志年中
行事の祭四席祭奠の中これを紀ぶ〻〻ハ古今祭
日同〻〻ぶりの祭四席祭奠ふ云六月五日南新宮進
饌大宮及ハ劔の宮ふ御饌殿より調進供料古より
新戸村の民これを祭ぶとの日の祭を信ふ天王ふ或
祇園祭とゆ車樂山車を後もこの祭ハ一条院
寛弘年中大ふ流疫を村民旗或ハ戟矛を持く
これを祭ふその後土御門院文明年中邑長ふ佐

橋兵衛といふ者ありあるべき式を定めたりしく山車を拵へ
伶人・童の伎あり今車装の者車上ふ屋を架し
屋上に教樂の木偶人を置中央に伎者の居る所なり
鼓及び羯鼓横笛を以拍を児二人ありふ結烏帽
子に鬢の花を付くこれ田樂法師の遺風歟又二重
子獅子の伎をなすなり〇六月十四日この日熱田の神
輿を山門より舁上る是平日内侍所の書を除きおはれ
ぬ故に今日山門より勧むとて神宝ども出すこの日
午刻鳥一羽来の海に潮に浸り濡れ来り社頭へ
来る法人これを
とく糸源とこそ

江戸山王祭

十五日　神社江戸永田馬場にあり祭

る所近日吉の神と同じ別當勧理院僧正神主拝
下乗安正の外社家數多あり乃ち官より神領六百石
を附せらる當社のうしろに入間郡川越仙波とて一所あり
りこの所仙臺仙人の住し古跡ありしを慈覚大師
草創ありしく星野山喜量寺と号し天台のまち也
とくく山王を勧請あるその後ある海傍の中島に三
十余院覺とうべきり人皇百三代後花園院長

徳三年太田道灌江戸の城を築くの後文明元年中
仙波村星野山の山王を勧請しく江戸の城隍神と
なるこの地今の紅葉山なりとこの後
御當家御主城となるのふるとして城西の貝塚に遷る
明暦回禄の後てび酒池の上ふうつる是今の社地
しく江戸第一の大社神殿巍巍として石の鳥居五十三
間の石階拍校をつくわしく上久しく祭礼六月十六日
官祭神田明神と隔年ふ行る凡祭祀ふ終るの町南ハせを限り
西ハ麹町仮田町を限り東ハ伊馬町濱町迄を限り北
ハ内神田を限りとも神輿三基祭礼の番組四十番
各花ぐ山鉾の一本練物ふを出す神輿渡御の町
ハ霊宮より桟敷を掛へ幕を張り毛氈を敷つゞね
新ふ多くの挑灯を飾る十五日の未明先榊流る方鼓
これふ張ふその次猿の造りおある引山その次関鼓
ふ雑の引山流るありその外の番組ハ例年の定
ありこの祭ふ麹町より朝鮮人来朝の形ふ出立布ふて
造り大なる象の練物を出す近年これの外神幸の
及本山を出くく永田馬場より堀端を歴く麹町

告門ハ入り　上覽所を渡り行橋より神田橋蔵倉
河岸をとき本町一丁目(笠本石町三町目小伝馬町大
伝馬町を旅籠竜町(浜る傘洋大吹貫懺悔基至
引山申冑の法師ハあり氏子ハ行る所の諸侯も又弦
固の武士を卯一長柄槍を立つ〳〵紙く羅行ハ芝伽
町某師堂　山王別當の別院なり　の塀内ハく神饌を献ド
早り〳〵八町堀日本橋筋を中橋ハ通り文より
本山へ　氷川祭　十五日　江戸赤坂ハあり風土記ハ云
還幸ハ　一ハハの宮といハ(〇)赤坂
の左ハ大天神或ハ古宮ハ敬ハ俗ハ　圭田三十五東三毛田天武大
皇三年甲戌始〳〵神祭を行ハ神戸巫戸ありなる
神太貴ハる少彦名命園韓神ハハと号ハるる
古宮故の園の名を以ハり當國ハ氷川の社多一
これ武蔵國の一宮ハる故ハるを以所〳〵に勧請
せ一とハハ又ハ孝昭天皇三年戊辰ハ八ハ志ハ盟
鳥ハる奇稲田比咩云云　風土記　氷川と号ハることハ
素盞嗚ハる鍛の川上ハ大蛇を退治一ゆひ一より
武三神を氷川と号ハ　社説　赤坂の五神本居神とも

祭礼六月十日隔年ハ　浅草寺ぐわんぎら灌　十五日
職練物ハを出て祭ハ
江戸金龍山浅草寺ハ始〳〵今月十五日ぐわん祭ハ
どうありその形古ハ画ハ〳〵ハ〳〵ハ古雅
ハる濯ハりそのハ様ハ笠を載ハ行宴を以ハれ
を拍ハ今日ハ諸多一又當月晦日當山ハ於く
花葉を修ハ　かつう　赤定銭　赤定喰
御湯殿起ハ女房詞ハ　通宝
通宝を中ハ一ハとハ或ハハ六月十六日の赤定ハ仁
明天皇二年六月十六日豊後國より白亀を献ハ以去
兆と一とハれを祝ハ号ハ祥の儀なりと武
ハる更ハ本統ハ一ハの波の落ハ赤定通宝とハれ
び勝とハ〳〵ハ〳〵せんを愛ハ祝ハることハふや　世諺問
答　一説續日本紀を引く文武天皇大宝元年六
月十六日　王親及び侍臣を率て西高殿ハ
宴一御茶膳共ハ皇ハを御ハ各差ハ云云赤
定の茶これを澄鱗とハ〳〵ハ世諺問答ハ

紙は更年號ごとに一紙を徒べきなり○仁祝
帝兼和の比御代の常なることを祝ひ賀ぶ歌のこの
社へ御祓をさしやめ六月十日ばかり六日なん吉日と
とんと考へ上げるもりとの日行れ年号を祥祥と改
元ありけると社司の日記にあり四季物語に加定喰とと
ひむろ室新殿大樹の時六月納涼の遊びに楊弓を射
るに賭をして負けるもの祇祥通宝の銭十六羽を出し
何わくも食物を買ひ勝る者を負けるとを禁
加定喰と号をこの銭は宋の寧宗の年号にて十七
年あり其年毎に清涼殿元年より千六年迄の
印ばかりを拵へこの日の餐にこの代に宝たるとり詩も
のおいて○源氏の帝いまだ即位ましまさず時六月十六
日に宋の赤定銭十六文を以食物を供御膳に供ず
る例を嘉祥の後も用ひのひとし式日餅を奉る
羅山子説今日十六日公家武家おのおの祝儀あり所
謂赤定通宝十六枚を以食物を買ひこれを腹甘ぶその家
福あり故に今に到りてその例に倣ふ又赤通と勝の和
語は近日故武家吉兆紙とをこの日ふるの漫ひ并に

諸品を去宏三枚に数ひ各白紙を以これを畏き水引
を以これを結び群臣に賜ふ其ありとれ十六銭を
以求め得ら祇遊ん旅家もこ世家あり或は乳母兄
十六枚家一升六合家臣ども家臣に号を以雑品
銭物をとりけへ号を新ぶ又土器に杉の葉を布その
上に大鯛二ツを交ぜり松系紙を以号を包む凡物
毎に十六の数をもちいる今夜旅家の中十六宝の人形神
を切り法神と号を用ひとの以謂ふ土器に盛る
所の大鯛二の主中に完を穿らその定より月光を尽
これこの神を
留るのくとで

相國寺懺法 十七日 六月十七日 洛の相国

寺内上に於く懺法を修せ世に内を懺法所と云ふ私
風の鏡に流の鏡賞寺の法宝と号ひ(伝に本氏寄
附なる所んと)生身中に定家卿の墓あり但相国寺
得宗

伊勢祭禮 十六日 十七日 延喜式神祭式に六月 十六日度会郡に宮を祭る

十七日大神宮を祭るこの式十五日黄昏日以後祝宜法内
人物忌を卒ひ神の御雑物を陣列一記と云の例

膳を供ゝ世切朝膳を供ゝ祢宜内人ゝ肴菜を奉る
十七日大神宮ゝ参る其式もう度ゝ外宮ゝ同ゝ
内宮十七日　これを行ふ京師より御神納の神宝を神
殿捧る祢宜殿の御戸を開くこれを拜せんとて法人
那系氏今日出家四頃の **博多祭** 十日　博田福田の神ハ統
老を為ちゝく系治ゝ心
前國那珂郡ゝあり祭る神中殿ハ稱田姫命或説ゝ天
若子命　勅請ハ天平宝字元年右殿ハ祇園午頭天王
勅請ハ天慶元年左殿ハ天照皇太神宮　勅請年月詳
ゝ也仲の三神相殿正月八日正大祓若を修也六月十日
祇園ゝ云十一月二卯の日新嘗会今六月十日祭ゝ祀を
行ふ　十六日　永享四年六月十日ゝ也くこれを祭ふる造
山ゝ基ゝの大系師祇園会の山ゝ出信ゝとゝ好の出家
ゝ上張ゝ組上階上九百人を居ゝ志渡一基を引ゝの九
千人ゝ力ゝ偶人ゝ造を為せく階上ゝたゝその甲冑に
皆故名を書ゝ付ゝ也ゝ也ゝ頃ゝ祢ゝ為ゝ所ゝと
矢を受ゝ為ゝ荷用の渡を出ゝと出家の
ゝ付ゝと神輿三基供奉の行装又ゝ

志渡寺祭

十五日ゝ十七日迄　鎌倉寒河殿神陀洛山清光院志渡寺の本尊
八十面観音ゝ神陀洛鬼観音の御直作ゝ云本
尊の御系ハ継體天皇十二斗近江國高島郡三尾
崎山白蓮花谷ゝ流れ出湖水ゝ漂ゝ七十年崇峻
天皇の御宇湖水ゝ字治川ゝ流れ出湖の渡の津
ゝ出ゝ三年月ゝ流れ海中ゝ流れ出漂着ゝ
十年推古天皇二十三年當浦の高山ゝ小山ゝ張辺
ゝ流れ来る夢ゝ尼組日法ゝ者ゝ本ゝ陽光ゝ
を見引上ゝ旬月を経ゝ観世音童子ゝ化現ゝ土
面ゝ観音像を刻ゝ本尊ゝ為ゝ朝ゝ南眼系終
公當浦の海人ゝ漁ゝ結び不背の珠を竜宮城より
とり返ゝ海人の死骸を蘇ゝ故ゝ志渡寺
いゝ死度寺ゝ云ゝ異説ゝ渡ゝ云ゝ　天武天皇
十年辛巳の墓ゝ精舎を建立　孔度道場ゝ名づく杯志
慶寺系ハ房系大臣天子九年丁丑四月十日薨ゝ房系
公當浦ゝ下ゝ人ゝ耐慶民ゝ哀悲ゝ為ゝ故ゝ慶民ゝ
恩徳を報ぜんゝ六月十六日ゝ十七日ゝ三日夜の間ゝ海

縁起　寺説ゝ云　當寺住職　この堂公家系不比等　淡海
云云　周覚の説

人の宴に於て水祭を為る日法人主の易りて市を為る
これを祭ふと云ふ房州大臣の薨去八月なれども農業の
障にならざるが故に六月に祭る〇

西園寺殿妙音講

今日国主教家公の長にて
六月十六日或八十七日西園寺家妙音講を修せらる
今日往古の所果を家の妙音天へ供せ堂上兵乗人相
集りて笙弦を催せ又西園寺家の外記を弾
ずるなり家又世式あり近世故ありて十六日これを修す〇
妙音院相國師長公妙音天を四条の北室町の東に
造りしめ毎月十八日妙音講を
行ふ

座敷の涼

十九日

陳源抄　妙音天八兵衛天〇
六月十九日旨人清聚房に云て納涼舎を作りて
涼とす二月十六日積塔の式の如　但し節暑氣甚く
且坐浦狭きを以て遠方の旨人来会せらるに及ぶ故に流
の内手水を清ぎるの為に
その終りに羽の湊に舟を浮べ流旨一同に乞いく
と云ふ〇挟抜の所領目向國にあり秋に刈て米を積
むの舟山城に入る羽の津に長く今その名ありと云ふ

これ祇園社に古を存
する微意なり

鞍馬の竹切

廿日　洛外鞍馬寺に於て

見親長卿の記に云文明三年六月廿日今日鞍馬の竹切夜
に入て灌頂の会あり云云〇釈の岩屋処鞍馬寺の主と為る
是五月護摩を修せ日中大蛇小蛇より来る峯処毘沙門の見を
浦を蛇切と為る式寺の本殿人数系の伊
勢人林示欠に参て役夫五十人を渡しの蛇を解系
に示系信を以て地を引と大蛇の岩屋と云今に到て毎年
六月廿日村民某師堂に集まり大竹を清立て別に本音
竹三本を堂の中間に行り樓に法師廿人位白張を着
山刀を佩て庭上に出て一本の竹を近江と称一本は竹を再
彼と称法師各十人左右に列て同時に声を揚奔走
山刀を以て竹を截るその速速に切りて西園の堂四を切
速なるものを豊を以て切て後その竹を以て此門
堂の前に横たへ又横たへて是を截るこれを竹切と云
峯延蛇を斬る遠意なり夜に入て寺僧各毘沙門堂に
裂りその剣に修達中間一人を立各肝膽を凝して
を祈る件の一人忽ちに倒れて蘇生せられ

疫鬼を払ひ法を伝達の寺僧の外下軍なる者をつ〇
招提寺温禎和尚室亀中に居るこれを雄の大蛇有
温禎持念一蛇忽ち形を顕一蛇に謂て曰く我は水之一水
を絶ぶべし一蛇誓て云く我ふ〜く清泉涌知を今の
閑伽井是なり

縁起

竹切の下に臭ふ蓮花今とり是中
奥用山崇延和尚呪法を以蛇を斬るの遺ふ〜く
出る延の遠忌会に夜の護法ハ用山温禎和尚の一蛇
を殺の護法神とな〜

寺説

御手洗詣　十九日　晦日

紀の網流

遂に云ふとい〜

山城国乙宮那乳或ハ只ほの他るに下鴨の社これを乳の宮
とい〜蓋比名おのよりて是を称ふ社の東に在る洗川あり
水清冷ふ〜ゝ流れ流る是桜を俗ゝる七瀬の一に下鴨の
社司川合の社禾住社の往の東の川辺に於て六月祓を
修ふ十九日より晦日に至りて紀人糸詣一との水に係く
暑を避納涼の拵をなすと林間に列て茶店を儲け
酒食及び和多加の鯉鯉のさ〜身鰻の桃焼玄米瓜林
檎赤果を賣る或ハ竹串を以て鶏子鮫を
買き焼く是を賣る是を以て洗国あとい〜

上難波の御祓

拔刑東生那波高津の宮ふあり此社に生玉の水あり
神比賣古曽の神本名大国主尊の妻味耜高
の妻ふ〜ゝ姫ゝ天の聚和ふ〜ゝ媛命大国主尊の妹天雅彦命
祠を繁永大明神と号ふ仁徳帝都をこゝに遷ふ〜ゝ
の宮と号ふ〜ゝ当社神代給失に当社を仁徳天皇
の宮ともいふ〜ゝ社司本津川ふ出て禊を行ふ
社

坐摩大御祓　廿三日

拔刑西成郡の拔社坐摩大神
宮八十五代神功皇后三韓
役陣一の人時神武天皇の古例ふりて御祓波の
岐浮見石の遠ふ〜ゝを神金安殿の乃斎一カ人の化
ふり神功百年十年庚子難波大江の岸の四囲の海ふ
法度浮見石の法度ふ〜ゝ所生井神細長
井神件の三井神ふ寵神名波比祇神阿須波神
二坐をかへて五坐とも神名帳ふ例ふ六月廿三日夏越
の大祓あり神輿御旅所ふ渡御ふ坐の旧跡ふ行
所と南石町ふあり今猶法度石あり伝れを神功皇后
の憩息石といふ此辺をまゝ〜渡辺大江の岸とい〜
今の天神橋一名渡辺橋といふ大江の岸に在るゝ故ふ

名づく南八城内に属せ小八免餓地南小を四菱の峠と
いひ小くにの辺をもぐ當社の境内小くと未社ありくあ
り天正年中国にの例小迄へ金元 社務遊廷氏記 延元式
小坐ス社〇案ふ紀當日氏子の市民持くの整ひを出せ社
司西横城の川に床を建へ あくだ 穢を祓ス 愛宕の年自記 廿四日 丹後 図来
氏子の形代を流 穢を祓ス
因形水雄のわふあり名小神亟伊弉冉尊大産霊尊 神
社散蒙 愛宕持現端の御系軒遇槌命奥の御系伊弉冉尊
愛尊 神祇拾遺 六月廿四日 紀宗靖記 平日此度 或八六
小當るとい信光をそ百諸とい寺侍六坊おそこの日を未
諸のくふ酒食を定食をこれを坊著といふ礼を買ス
因縁搗の枝を求め粽を付これを肩小ス餅搗の
枝八竜の上小捕むのくれ如くせるとれいその衆災を
免るとい九六坊列毎小檀越あり芝祐を撰ぶ毎年
札を絞ク贄を絞るこの仕を勤ス表を中座といこの山
遣餓の西小あり延元式小載ス所丹波の業四那小属せ今
八山城国〇本殿祭る所者宗持現垂跡本地勝軍地蔵并
是則ち侍法師再興勧請ス所〇當社勧ク後北の立る

名づくにあり光仁天皇元年今の地小迄せ〇江戸芝
愛宕円福寺もこの日年諸多一信光を六の日年と
い小當寺の孫起ス江略ス但
勾に案ス愛宕と俗ス人ふ徽雅
良の方に速石の里切り里中小長ス大廣切り長ス三千
二百廿九丈廣九ス二尺これを天の橋立と名づく所謂
陰陽二柱の神 天の浮橋のたに立れり故小この名を
切ふ又久志波或八久志の渡と名づく 風土記 賀
寺八これ切戸の文殊安金の乃坊小ス天童六郎
灯明を供せ 拾芥抄 六月廿五日 丹後切戸の文殊今
同ク 橋立 文殊を橋立ス同ス〇天の橋立
智恩寺八延喜四年甲子勅ス山号寺号を賜ひ
庄田を寄せらるその後百余年を経て慶雲年中
出る山禅師住寺もこれ禅刹の始へ寛永年中国主
京極高廣別添禅師を請ドて住持せ山ようと
洛の妙心寺に属せ寺領五十石小ス文殊堂八異ス向小明眷
中改造る所へ堂内小延元の勅額ア〇橋立明神
八本社豊受大神左八大河明神右八大龍王を安ス

橋立祭 廿五日 丹後国 上佐那

伊勢の津を所々丹後郷とゝ人この所おく取る又錄
もとゝ抑天の橋立ハ子午の海中ふある長剣ゝ長三
十六町五人濱作とゝ人の謂りゝとそ社の近所樹木茂り
ゝる所を濃松浦松と称せ二町だのりれ舟渡あり是を
九世坂とゝ世ふ切戸の文殊とゝ人も是ゝ内外の濱　五の日
の濱　弟代の濱などゝ人もの橋立の別名なりとゝ
紙灯の松ハ泊り磯の名逆ふあり是ゝ代遠古詩古
哥多ゝ摘とゝ人ゝ丹後旅谷山成相寺にある所の
橋立の図　統ふ見えたり

天満の御祓　廿五日　祓別西成形天

名の図ハ雪舟の写せ所ゝ記ハ丹後野盤作業の名也
満ふあり祭る所芝家の昊ゝ人皇六十三代村上天皇の代
ゝ天暦年中この地ゝ天満山と人ゝ松ふ植ふ旅ゝ一夜ふ松長生也
その植ふ昊光赫くたゝ人これを怪ゝ帝都ふ告ゝ
奏聞を遂帝即日勅使を下りの時ふ神詫たゝ云
浪速の橋を暴ハ蒲葉ゝ人ゝ所ふ来ゝ人ゝ祭ゝ夢ゝ
由を奏せ依ゝ官昊をこの地ふ法名ふる　摂陽群談

六月廿日　遠知車楽ふ水陸ゝ出て渡り続く神輿禁禽の
出張所ふ住還川舟ふて数ゝの挑灯群集ゝこの日ゝ紙

又ふ　住吉御祓　晦　同大祓　毎年六月晦日但ふの月ハ廿九日ゝ

祓別住吉の社僧御祓ゝ作ゝ先神輿を舁の重任
者の松ふ宿ゝ朝ふ濱ゝ詣ゝ祭ゝ今朝神輿を
一基宮前ふ奇ゝ社僧祝詞を誦ゝ神をうつゝ奇
ゝ後社司六七十員騎馬ふて供奉ゝ既ゝ神
輿堺の御旅所ふ到ゝ是ゝ社僧六七輩素絹
を裂茶褐色を載き猪馬ふて神ふ先ゝ行て
堺ふ到ゝ即ゝ神を旅所ふ遷ふ又祝詞を誦ゝ
奏入り神輿住吉ふ還幸堺の市民ゝ家ゝ炬を点
ト神輿を送ゝ又大坂の五人同ゝ炬を点ゝ
也を点ゝ迎送相連りゝ白昼の如ゝ　これを大晦
とゝ人ゝ抜この日大和国神如寺山の五を取ゝ神供ふ備ハ
これを堺の宿院神ゝ奉ゝ各紙の袋又ハ荒布の袋
とゝ人ゝ

賀茂水宵能　晦　六月晦日の夜ゝ

茂の神ふ音楽ふ
り乃手振を作ゝ諸人各黄の海を脱出ゝ又拍掌の
像を以ふ偶人を作ゝ是を川水ふ流ゝ今日六月能

丹波左内参これを勧むこれを御式とい社司参
来仇十臥酒鰯一双を楽屋おる時能をそ下む
昔日例くこの能一座伎芸七人ゐるくその義を勧む
故ゑ世俗七人猿楽とい又毎年六月廿九日ゑの月廿八日御
ゑ代参兼日仮幣を懸け夜拍神前ゑ於て乱業中
ゑより猿楽女四人ゑの風流なり○今々名越の神す
平と社司社人これを授除
て後各菅翼の御ゑ入る

唐崎系 曾 近江國唐崎

大物神ゑ女別當山王大宮初頭の地なり 淡海志 相
伴ゑこの神日吉の末社なり社家樹下生源寺
の祖神ゑ一説ゑ是佐吉の神ゑ天智天皇ゑ
七月祓を修せる所ゑ今日未詰それ平日の千度
ゑ行ゑ故ゑ千日ゑ年と云祈願ある人ゑを以
小鳥居を造り社内ゑ供ス参ゑ等ゑ唐崎ゑ斎院坊
ゑ世ゑ人く唐崎の御祓と云なり源氏乙女の
巻ゑ光源氏の辛崎ゑく祓せしをあるゆゑの遠法ゑ
て今も水ゑ月晦日に詰せる
ゑ べし 今ゑ千日詰といえ

節折 曾 上紙行の

祓を上疑

中席の上に於く祓の余波行をおく条ゑ御長
ゑ之ゑ所く寸法をとり行ゑく宮ゑ截ゑ
て公ゑ御祓を勧ゑ左ゑわ
ゑり二度ゑて祓をゑ

公事根源 ゑ八主上の御
丈の寸法をとゑくその祓ゑ
折ゑて公ゑ左ゑと云なり

六祓 晦日 百官参く 朱雀門ゑ

ゑつゑて祓をゑ六月十二月二度ゑ天武天皇
の御時ゑ之ゑ疫病除ゑ鋼祓ゑどの所ゑ神ス
ゑ之ゑ河ゑ流ゑ流ゑ常ゑ穢れゑ六祓ゑ
百官一同ゑ集ゑく祓をゑ

公事根源 ゑ今日
家ゑ輪を
越ゑ

茅の輪 宮貫 素盞嗚ゑ竜形ゑ

天王と号して武塔天神ゑ云ゑ何南海の女ゑ通ひ
日ゑ宿ゑ給て宿を路傍ゑ偽ゑ二人ゑ兄ゑ蘇民ゑ来
といひゑを巨旦将来ゑ云ゑ兄ゑ弟ゑ宿ゑ
宿を巨旦ゑ人聴ゑ蘇民ゑ借ゑ
諸ゑ助ち栗ゑ茅ゑ席ゑ栗飯ゑ
後八年ゑ孫ゑ云ゑ蘇民ゑ

その德を報ぜんとをもうて蘇民ふをもつて蕎の葉
をつくり　むその年疫病大ふ行なく人民死
その數を知らむ蘇民家独免ることを得たり
こに於てそ告くそる告くこれ宅速佐雄能神ん今
よう後疫病も一起らい蘇民將来ゲ子孫ん与そ
茅の輪ふ係くその災を脱もべし　神社考　晦日夜入
き海ふ入るとあうちぐやふ作るん入やうん麻の葉を
長一尺斗ふ二三本紙ゆく包ん左のごとく入り右の
ごとく引出る以上三度ゆうり之の時の呪
思ふことをつきねとて麻の葉をきりてもそぶつる式
和泉式部が式ゆう輪のこらへやうん一ツを曲て二ツ
　御湯殿記　今ハ中を蕎ゆくもとり上を松原紙ふ
て包ん引き紙ゆく結る七月朔日の朝荒神河ふ
桂川へと捨るん蔵人寮小舎人山科家紀氏湖進也
菅貫も茅の輪と同如ん茅菅ふを以つくるゆえ
の名

形代

　拔和　源氏東屋の巻ニ形代ゆ人形ん作ること以
ゆう
拔和ハ人形を拔て吉凶ふを之方の災殃を移す
流すもの

名越の拔

　荒和の拔　名越とハ茅紙の略ゆ之火剋
金と刻むゆえ拔ゆ荒和の拔ハ名紙の拔ん
といへども公事根元節折の式ふ晦日の夜御贖物
いるあらとぶこよの出れ来ん云是則此拔の具し
荒節和節　荒節和節の拔とハ人ゆ之を書く荒和の拔と
いふゆと雷除ゆ奥義抄ふ拔ハ人の魂のちりを
だれくるやうに荒き神のあらんこれを拔ひ和る
とて六月の拔ハもとゆん方葉ふ和儺拔と書てなど
しゆうとん刻り云去ゆうハ茅紙の拔ハのらで
ふの荒き神を和儺ゆ為ふ荒和とも和儺ともいふ
八雲御抄ふ名紙といへとハのらゆ邪神をなごむ
也云ゆ宣ゆ名紙の

麻の葉流

　拔草
拔草ハ荒和の拔同ゆうり
麻の葉を切く幣と一拔ゆる川ふ流也拔草と
いふゆ麻のすん麻の葉ふく去でをもゆゆ
く○九月晦日の拔ハ元宜家の式ゆく宜家の
拔草ゆふハ五月六月の中使りとき日ふ七ん入ハ也べ

く民間といへども暫を用ゐ江戸佃田潟の住者の社を浜の稲荷の社今日法人群集を住吉の社人は佃田沖おく 桜をゆ一ゑ海の社は墨田川おく出桜を俗も俗これを墨田川の御桜といふこの外江戸の神社その社人の例ゆゑ世代拔抜ゆを宮戸川へ捨ゆく神事の余の市民ゑる舟ゆ乘ゆく岡稲荷を宮戸川へ沂ゆ紙中祝詞を誦し新く後件の歌代を流し捨ゆ行く今日約束の拔船多く出つ

夏神樂　川社

この社のときはぐゆめれどみひゆゑん見ゆる夏神樂のとく神樂へ夏ゆゑ夏ゆゑ餓ゆゑとなるゆゑ付ゆ清き川邊ゆく生るゑ河の眼ゆ榊に本を立ゆゑれを拔ゆ一く篠竹を拔ゆきとくゆれゆ神供を伊勢ゆゑれを川社といふ

奥義抄　後拾遺の詠み川社のとる人命一只年量り命べ一人のやゑゆ水のとゆ社をいゑひく夏ゆ神樂おるゑ四條院藤原鄕沖云河社おゆ命ゆ一く夏ゆ神樂のゆ者より以道の先生を陶くゆゆ一とゑ古きゆを見ゆ一ゑ貫之集第四　夏ゆ一く

川社とのゆ祭りゑゆは夏ゆゑ夏ゆゑ沒せゆ一ゑゆゑ

又云天文四年三月うちの水屋風のとうの河　夏ゆ一ゑ

紀水の上ゆいゑゑ川やゑゆかゆゑゑく拔ゆゑゑゑ

拾の河新古今集神祇の部ゆ延喜の時屋風ゆ夏ゆ一ゑのゑゆゑゆをゆ作りけるとて入れり時代ゆたゆひたゆゑゑとゑゆ屋風のゆゆく夏神樂とゆゑゆたゆゑとゑ

ゆゆゑれゆ夏ゆゑゆの絵神樂の絵の西ともゆ川社とゆゑたゆ作ゆ六月　桜の河のとゆゑゆ右一首ともゆ古歌の部

神樂のゆゆ載ゆゑ四季の国月のゆゑゆゑゆゆゑゆゑゆゑ

引張び神供ると値て祝詞をのべて後別ふ神事を
もちゐるふや云云臣房々六月晦の条ふ

[神]の秡をおもぞと秡ぐや流のちゆゝ風の常ゝ
[中]中將資成朝臣の水の井合ふ俊成卿の歌
[月]月雨の雲間もみさを沼の社いふ衣を篠ふ[ほ]ちん
風雅集無名抄成実[河]社志のふ流るゝ六月晦に衣
[ほ]ほてゝふひまやなゝんゝ[ん]ゝを抜とふ[ぎ]りめる
公すとを晦日ふ[ハ]それ[ワ]ゝ[ヲ]の水みゝい後りめる月に
[ま]るゝ

河社

小蠅なる神　たゝへ夜の蠅のちり祝れ
べ

そゝへるぶあんとゝ六月秡ぶ[ま]るゝ[ん]ゝ[ま]ゝ[ま]ゝ[ま

終りに一筆をすゝ

如行る 六事根源

雷鳴の壺 新式 **龍長方舎**

凝華舎北ニ在加美奈利乃豆保霹靂を以倍ニ之を

雷鳴壺と云 和名鈔 六月雷鳴の陣大声二度以上 秋節 宣旨

さうして立昌泰二年七月一日ニ両度ニ大将以下弓箭を帯し御前の孫

廂額の間ニ候也左右兵衛南庭ニ立ツ雷鳴の御ゆを

布吹盛るゝとき陣を分ちて互ニ敵ニ対ス外衛の

督佐殿上ニ候て弓箭を帯し殿中ニ候て

陣を解く

大山祇 今月廿八日より江戸及ビ近国の侍

信相列大山石尊大権現ノ系法を

云ふ各前不動の御ホトゝ近離を絶し一切のとゝ穢

悔しと登山するの如くせざれハ山中安穏を得ず

とゝ云ふ或ハ十人或ハ廿人社を結び新造の浴衣を一枚

ふ是を盍浴衣のごとくふべし又衣類ある者ハ衣ノ表

力を推ろうとこれを納むその本力ニ必ず大祓成就の

四字字を書これを

温風 月令 **黄雀風** 六月中東南の

保納大力と云ふ

風あれどこれを黄雀風と云ふ 五雜組

鷹鳥習を学ぶ 雛のまなびを学ぶ

腐草蛍と為る 月令 **溽暑** **暑日** **盍**

誹諧白雨の文字を用ゆ

法橋と云ふ連歌の師山谷詩ニ知ると云ふ 東坡もあり 俗語

三伏 三旬 夏至の後三の庚を初伏と一四の庚を

中伏と一立秋の後初の庚を末伏と

是を三伏と云ふ 陰陽書

天貺の節 會要ニ云宋の真宗祥符四年詔して六月六日を

天貺の節と

書言

土用 其の土用をもつて土ハ又

行の次第を立る時は其の土用を

一年の中間ニ有りて中央土の義ニ五行相生の次第

を以て木と金との間ニ土を配ス火生土生金土生水

虫干 **虫拂** **用于** **鶯蕉流** 鶯の鳴きても

流るゝとは花ふるゝ

霞流し **風薫る青嵐** 一説ニ六月土用中の空一面の雲

なく青くはるる天氣ふ東風のそよ〳〵をまち嵐とい
ふ　ようやくども音嵐ハ芝ふ立の樹の緑を吹あらしを
いふ　雲の峯　夏雲多奇峯　陶淵明詩　炎天　日盛
日やけ　日ちり　納涼　紅遊　凡納涼遊者の地
江戸ハ四橋を以
天下井一とも。川幅凡百三十間。水清く流とやなく〻
東ふ流波青く聳西ふ富士白く立て。右ハ品川永代
嶋左ハ待乳隅田堤。四橋　西国　大橋　永代　吾妻　長く横り。両岸森樹
度く通ず。往紅をつくす。七月晦日
を限りとも。数千の茶店簷をつらね。数百の花紅
絃を含ども。或ハ糸竹管弦の曲。声妙ふうふあれば。
音ふ応じ指ふ応ず。酒壺ふ紅ふ炎燈を識と。炎
う紅ハ雲の方を漕ぐ。　茶人を制表まる水玉屋を以第一
尚ふ陸ハ元町度ふ絡勾擬の幟高く川風ふ飜り高
人の燈竜火氣天ふ衝。国ふ臭るものを凉しく耳
ふ聞くものをとく〳〵奥あり。今その十が
一を紀し。を邪未見の君ふ示そうふ。　掛香

薫衣香　匂袋　先板の諸抄香霊散　雀乱
どもあく風流ふ芝ふ付
れハ今別ふ示れを載せず
ホを六月の季に出ずとよく
泉　○泉殿○瀧殿○清水○清水殿○清水堀
○清水流
○清水ながと
さらい井　井戸智　さらい井も玄井
戸の水をこのほと
水ふけ合ふ　通俗志　六月の季に出ずる　川狩　青鷺
雲雀　鷹鳥　越鶴　鶴六月毛をかく日を
あらたむ信濃と練雲
雀とい毛を易るの時をのれどを速ふ故に
ねるを放ちくられを挿らしむとれを雲雀変と
ふ　蝶　父竹勝　蝶ハ小出ずく見べし。蝶ハ樹
下或ハ簷茅ふあつまり飛
房紙二列の侯ふれ　曹　虫
ふを父竹脇とい
蟬時雨　蟬の多くいくをい今殺まれ
蟬ふれとハ蟬の鳴ふ
蟬の脱

殘る蠅　秋うるゝを遺俗宵月ハ出る

百日紅　秋ハ出る多くハ百日ハ花ハ二度ハ咲ハ花ハ百日紅ハ

射干　蓮　花も実も蓮ハ

水芭蕉　傳　つれなし草　以上蓮の異名

河骨　麒麟草　赤草　夕貝

麒の花　干瓢むく　新干瓢　風蘭

凌霄の花　虎の尾草　鈎鐘草

眼皮　路草　葛の花　楮の花

紙さき草　楮ハ三月花ハ咲ハ時ハ説ハ

抄ハ楮とゝろを未ゝとゝとハ紙ハ常ハ濕て

雪とゝろく殊ハ麻ハ臭氣ありて下品ハ楮

も稜敷ありて大和本草ハ山楮あり一名ゝひ

又ハ山ごとゝろの木も草も楮ハ他ハ

小ハ四月ハ蒔ハ枝ハ多くハ数尺ハ

あり花ハ穂ハ似ハ夏の末ハ咲ハ皮を剥

ハ楮の如くハ紙ハ濕ハ

ハ昔ハ山楮を用ひハ　綿の花　蒲の穂

青田草取　夏より秋ハ三度田ハ

を取ハ一番ハ二度ハ

蘭を苅る　菅苅　藍苅　麻苅

白麻苅　苧　楮麻　麻苅を夏ハ二番苅

を秋ハ楮麻ハ白麻ハ

楮の花の咲ハ楮ハ色の名ハ麻の花の楮

ハ似ハ麻ハ楮麻ハ

花ハ似ハ麻の地の浦梨ハ

のたるべし　きくの拵麻　**夏らの糸**　麻のとろ　倍ふみつを
苧とつくる麻を苧とす　もいと白糸とも　**茗荷の笋**　**青椒**
茗荷の糸をいふ　**紅豆**　**蒜の根**　**青鬼燈**　**莧**
紫蘇　**海藻**　**姫瓜**　**乾瓜**　姫瓜糸瓜の
田間に出るを云
梨の如くその　濃列本巣郡とも巣村是餅
ふとくく白　**餅瓜**　瓜の皇祖と武列川越尾列
青墓洛の東寺駿列府中羽列七浦揚列氷野泉列
堺の釉の松ろ名を移ろう　和三　江戸辺在むれ居地
鳴子村迫年　揚列泉郡田辺村小路
ちと賞況を　**金瓜**　**銀瓜**　村より釣瓜出るその色
黄金の如　三列より銀瓜
なりそのいろ白銀のごと　**青瓜**　これは因
邵平は故秦の東陵侯なり秦亡びて布衣となり　瓜のこと　**東陵瓜**
故に東陵瓜を長安城の東に種瓜をなり

あぐ英之世これを東陵瓜と云朱子云邵平は西陵
なり也　續蒙求　又支那の瓜は東門青門の名
あり皆邵平　**瓜田小履を納ず**　文選古楽府　瓜田に不納
ぶ古事なり
履は下に不正冠は嫌疑　**ひるうら**　瓜をうら
をとるべし未然を防の謂　但葛花
をいふべし実　**水瓜**　是西瓜とも　**韓瓜**
おいあるべし　**阿古陀瓜**　**白桃天**　和列田村乃ひ　**菜瓜**
南郡より来る
白瓜とも　**林檎**　**夏桃**　**奈良漬制**
いふなり
納豆制　**將酒油製**　**將醤油**　**鵝実**
夏切茶　六月の始め茶の茶人新茶を壺に
くんで煮るこれを夏切壺といそのの
壺の蓋の目張を切く茶を出すを壺の口を切と
いふ冬は口を開くの壺い盛夏の間所々の山林清涼の

地ニ埋ミ故ニ夏中用ル所の茶先縁ニ[illegible]れを交切ニ[illegible]稔又云南都法花酒也後の麻地酒又朝生酒ともいふ[毛吹草]麻地酒は麻後或は書或は玉ぐりともいふ肥後国より出その法糯米粉米[illegible]ニ合セ製ニ[illegible]ニ冬月寒水を用ひ[illegible]れを礦ニ土中ニ埋ミ[illegible]草茅の敷を以て[illegible]れを煮ひ冬春を経て分て土用ニ取て[illegible]ら[illegible]土中より[illegible]れを出せば既ニ熟[illegible]て玉ぐりの名あり

麻地酒 豊後国の製ん

酒方書

水飯 洗ひ飯 ら飯

乾飯 糒ん奥州仙臺及び江州道能寺ニ出る者佳

葛水 砂糖水

冷水賣 江戸の街既に桶荷を担ぎ夏日市井の間小瓶を以て[illegible]れを柄杓及び茶碗ニ[illegible]を注往還炎暑小苦しむ今[illegible]ニ[illegible]れを飲ましむ[illegible]れを振茶水と云ふ盎主人惻隠の[illegible]ある[illegible]

心太 正字は石花菜豫州堺の和[illegible]

立度を上ときは又勢州明星の茶屋をとりても[illegible]ふたをとり[illegible]蘭くんその製熟湯を以られをそくぐられ又他州ニあるものん

沖繪 せゞ鈴 **簟** 竹すく織る山ちん

竹奴 岩谷 竹婦人○抱竜○脚馬 [illegible]

詩 [illegible]ちんちゐに竹の竜をいづる或[illegible]をもたげ[illegible]

涼臺 涼き玉 [illegible]ちすべく抱羞の[illegible]秘蔵ぬ[illegible]

[illegible]玉の[illegible]とて月を又明詠ニ燕昭王招涼之珠

當沙月ニ[illegible]自得も[illegible]

熱の招涼珠をつゝ[illegible]

雪 糸瓜の花 海月取 熱瘡

夏ゞ 小豆の[illegible]瘡ちう

羞深き 羞の別 羞に後るゝ

羞で隔る 交の限 友ちとく

蓑を逐　蓑の果　秋深隣る

秋をさ　秋を待　来ぬ秋

冨士の農男　冨士中〳〵四五月のころ〳〵雪の消ゆ
ゆく〳〵るゝ宝永山の方より人の形のぼ
とく雪の消ゆるとありこれを農男と称ス この残
雪ハ毎年もあり又ハ元ざるとも〻あり田子の主人云
農をとこ　農をとこハ毎年ハ五穀熟ス
田子の田植ゑ　田植ゑ不二の農男　蓑笠隠居
農男ハ四月のもるゝよりあるべ〻　この一条追加なるを
以もゞ〻くゝる　拾遺ス